

ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業 調査票記入注意

この調査票にお答えの内容は、統計上の
目的以外に使用されることはありません

平成19年11月1日
経済産業省

調査票の記入に当たっては、この記入注意及び「調査票の記載例」を参照してください。
調査票は1部作成し提出してください。なお、「調査票の記載例」の裏面は、調査票の写しと
なっていますので、記入者（事業所）の控え・保存用として使用してください。

基本的注意事項

- (1) 記入は、黒若しくは青のペン又はボールペンをうい、はっきりと記入してください。
- (2) 文字は楷書で、数字は算用数字ではっきり記入してください。
- (3) 金額は万円単位で記入し、万円未満は四捨五入してください。なお、金額が5千円未満の場合は「0」万円と記入してください。
- (4) 割合を記入する場合は、整数（例えば、6.3% 6%、1.5% 2%）で記入し、その合計が100%となるようにしてください。なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きい区分のところで調整してください。
- (5) この調査は、事業所単位の調査となっています。したがって調査票の記載は、設問内容に応じて、「事業所」若しくは「主たる業務」() について「あなたの事業所」に関する内容を記入してください。同一企業内の他の事業所分は含みません。
() この調査における「主たる業務」とは、「ソフトウェア業務」「情報処理・提供サービス業務」のうち、売上高が多い業務をいいます（以下同じ）。当該各業務の内容は、下記の「調査対象となる事業所」の(1)及び(2)において記載されている業務となりますので参照してください。

調査対象となる事業所

この調査の対象となる事業所は、日本標準産業分類（J SIC）小分類391 - ソフトウェア業又は同小分類392 - 情報処理・提供サービス業に格付けされる事業所です。具体的には、

- (1) 「ソフトウェア業」は、顧客の要請に応じて、以下の業務を営む事業所が調査の対象となります。

電子計算機のプログラムの作成及びその作成に関する調査、分析、助言などのサービス
電子計算機のパッケージプログラム() の作成及びその作成に関する調査、分析、助言などのサービス

- () プログラムとマニュアルがセットになって箱にパッケージングされているソフトウェア、パソコン等に最初から組み込まれて（インストールされて）出荷されているソフトウェア、ゲーム用ソフトウェアなど

- (2) 「情報処理・提供サービス業」は、顧客の要請に応じて、以下の業務を営む事業所が調査の対象となります。

電子計算機を用いて委託された計算を行うサービス（顧客が自ら運転する場合を含む）
電子計算機用のデータ媒体にデータを書き込むサービス（データエントリーサービス）

各種（不動産情報、気象情報、科学技術情報など）のデータを収集、加工、蓄積し、情報として提供するデータベースサービス
ユーザーの情報処理システム、電子計算機室などの管理運営サービス
市場調査、世論調査などの各種調査サービス

ただし、次のような業務を行う事業所は調査の対象となりません。

インターネット附随サービス業（JSIC小分類401）

（注）アプリケーション・サービス・プロバイダー（ASP）、コンテンツ配信等の業務ですが、ソフトウェアの作成から一貫して行うASP業務など一部調査の対象となる業務もあるため、詳細については本記入注意の6頁をご覧ください。

ソフトウェアの販売

他の事業所によって開発されたソフトウェア・プロダクトの販売のみを行っている事業所（JSIC大分類J - 卸売・小売業）

社内業務

ソフトウェア業務又は情報処理・提供サービス業務を自企業のための社内業務としてのみ行っている事業所（金融機関の計算部門等）

情報を記録した物（オーディオディスクレコード、ビデオディスクレコード、オーディオテープレコード、磁気カード等）の製造 情報記録物製造業（JSIC細分類3296）

新聞、定期刊行物、テレビ等へのニュースの提供 ニュース供給業（JSIC細分類4151）

興信所（JSIC細分類8091）、観光案内業（JSIC細分類8399）

経営コンサルタント業（JSIC細分類8093）

（参考）日本標準産業分類（JSIC）

統計調査の結果を産業別に表示する場合の統計基準として、事業所において社会的な分業として行われる財貨及びサービスの生産又は提供に係るすべての経済活動を分類したものであり、事業所において行われるすべての経済活動を大分類、中分類、小分類、細分類の4段階に分類しています。（詳細は総務省のホームページ

（<http://www.stat.go.jp/index/seido/sangyo/index.htm>）をご覧ください。）

(1) ソフトウェア業(JSIC小分類番号:391)

受託開発ソフトウェア業（JSIC細分類番号：3911）

顧客の委託により、電子計算機のプログラムの作成及びその作成に関して、調査、分析、助言などを行う事業所をいう。

【例示】受託開発ソフトウェア業、プログラム作成業、情報システム開発業、ソフトウェア作成コンサルタント業

パッケージソフトウェア業（JSIC細分類番号：3912）

電子計算機のパッケージプログラムの作成及びその作成に関して、調査、分析、助言などを行う事業所をいう。

【例示】パッケージソフトウェア業、ゲーム用ソフトウェア作成業

(2) 情報処理・提供サービス業(JSIC小分類番号:392)

情報処理サービス業（JSIC細分類番号：3921）

電子計算機などを用いて委託された計算サービス（顧客が自ら運転する場合を含む）、データエントリーサービスなどを行う事業所をいう。

【例示】受託計算サービス業、計算センター、タイムシェアリングサービス業、マシンタイムサービス業、データエントリー業、パンチサービス業

情報提供サービス業（JSIC細分類番号：3922）

各種のデータを収集、加工、蓄積し、情報として提供する事業所をいいます。

【例示】データベースサービス業（不動産情報、交通運輸情報、気象情報、科学技術情報などの提供サービス業）

その他の情報処理・提供サービス業（JSIC細分類番号：3929）

市場調査、世論調査など、他に分類されない情報処理・提供サービスを行う事業所をいう。

【例示】市場調査業、世論調査業

調査事項ごとの記入注意

番号	調査事項	記入注意						
1	事業所名及び所在地	<p>(1) 「事業所名」については、あらかじめプリントされている事業所の名称が違う場合は「横線」で抹消し、余白部分にあなたの事業所の正式な名称を記入してください。なお、通称名があるときは、正式な名称の後ろに()書きで記入してください。また、事業所名の「フリガナ」についてはカタカナで記入してください。ただし、“株式会社”などの法人の種類を示す部分及び通称名にはフリガナを記入する必要はありません。</p> <p>(2) 「事業所の所在地」については、あらかじめプリントされている内容(郵便番号、所在地及び電話番号)が違う場合は該当箇所を「横線」で抹消し、余白部分に正式な内容を記入してください。また、登記上の所在地ではなく、あなたの事業所が現に所在する所在地を記入してください。</p> <p>(3) 「本社の所在地」については、あなたの事業所が支社、支店及び営業所である場合に、本社が現に所在する所在地を記入してください。したがって、あなたの事業所が本社である場合は、この項目に記入する必要はありません。</p>						
2	経営組織及び資本金額	<p>(1) 「経営組織」については、あらかじめプリントされている内容が違う場合は「×」で抹消し、あなたの事業所が該当する経営組織の番号を で囲んでください。また、経営組織の内容は以下の表を参照してください。</p> <p>(2) あなたの事業所が「1 会社」に該当する場合は、矢印に従って「資本金額(又は出資金額)」欄に必ず記入してください。なお、<u>資本金額(株式会社、有限会社)又は出資金額(合資会社、合名会社、合同会社)が1万円未満の場合は四捨五入して記入してください(5千円以上1万円未満の場合は「1.1万円、5千円未満の場合は「0.1万円」と記入してください)。</u></p> <table border="1" data-bbox="459 1223 1414 1794"> <tr> <td data-bbox="459 1223 660 1301">1 会社</td> <td data-bbox="660 1223 1414 1301">株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社などをいいます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 1301 660 1637">2 会社以外の法人・団体</td> <td data-bbox="660 1301 1414 1637">公益法人(財団法人、社団法人)、中間法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社()をいいます。 ()「<u>外資系の会社</u>」とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる「<u>外資系の会社</u>」は「<u>外資系の会社</u>」とはせず、「1. 会社」となります。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 1637 660 1794">3 個人経営</td> <td data-bbox="660 1637 1414 1794">個人業主により経営されている事業所をいいます。 なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。</td> </tr> </table>	1 会社	株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社などをいいます。	2 会社以外の法人・団体	公益法人(財団法人、社団法人)、中間法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社()をいいます。 ()「 <u>外資系の会社</u> 」とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる「 <u>外資系の会社</u> 」は「 <u>外資系の会社</u> 」とはせず、「1. 会社」となります。	3 個人経営	個人業主により経営されている事業所をいいます。 なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。
1 会社	株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社などをいいます。							
2 会社以外の法人・団体	公益法人(財団法人、社団法人)、中間法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社()をいいます。 ()「 <u>外資系の会社</u> 」とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる「 <u>外資系の会社</u> 」は「 <u>外資系の会社</u> 」とはせず、「1. 会社」となります。							
3 個人経営	個人業主により経営されている事業所をいいます。 なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。							
3	本社・支社別	<p>「事業所の本社・支社別」については、あらかじめプリントされている内容が違う場合は「×」で抹消し、あなたの事業所が該当する本社・支社別の番号を で囲んでください。</p> <p>また、本社・支社別の内容は以下の表を参照してください。なお、親会社と子会社はそれぞれ独立した企業で、「本社」、「支社」の関係はありません。</p>						

・調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意						
3	本社・支社別 (つづき)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="459 342 657 459">1 単独事業所</td> <td data-bbox="657 342 1412 459">他の場所に、同一経営の本社・本店や支社・支店及び営業所などを持たない単独の事業所をいいます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 459 657 696">2 本 社</td> <td data-bbox="657 459 1412 696">他の場所に、同一経営の支社・支店及び営業所があって、それらのすべてを統括している事業所をいいます。 なお、本社・本店の各部門がいくつかの場所に分かっているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「2 本社」とし、ほかの事業所は「3 支社」とします。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 696 657 813">3 支 社</td> <td data-bbox="657 696 1412 813">他の場所にある本社・本店の統括を受けている事業所をいいます。</td> </tr> </table>	1 単独事業所	他の場所に、同一経営の本社・本店や支社・支店及び営業所などを持たない単独の事業所をいいます。	2 本 社	他の場所に、同一経営の支社・支店及び営業所があって、それらのすべてを統括している事業所をいいます。 なお、本社・本店の各部門がいくつかの場所に分かっているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「2 本社」とし、ほかの事業所は「3 支社」とします。	3 支 社	他の場所にある本社・本店の統括を受けている事業所をいいます。
1 単独事業所	他の場所に、同一経営の本社・本店や支社・支店及び営業所などを持たない単独の事業所をいいます。							
2 本 社	他の場所に、同一経営の支社・支店及び営業所があって、それらのすべてを統括している事業所をいいます。 なお、本社・本店の各部門がいくつかの場所に分かっているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「2 本社」とし、ほかの事業所は「3 支社」とします。							
3 支 社	他の場所にある本社・本店の統括を受けている事業所をいいます。							
<p>以下の調査事項(番号4～7)については、あなたの事業所みの金額(又は割合)等を記入してください。他の事業所分は含みません。</p>								
4	年間売上高	<p>(1)「 事業所の年間売上高(消費税額を含む。)」 <u>事業所の年間売上高</u>については、<u>あなたの事業所が平成18年11月1日から平成19年10月31日までの1年間に得たすべての売上高、すなわち、利益や所得ではなく経費を差し引く前の売上高に消費税額を含めて記入してください。</u> なお、上記1年間での記入ができない等やむを得ない場合については、最も近い決算日前の1年間の事業所の売上高を記入してください。 当該年間売上高には、本社・支社(営業所)間及び支社(営業所)相互間の企業内取引によるサービス提供を行った場合は、提供価格若しくは振替仕切額(提供価格若しくは振替仕切額がない場合は、そのサービス提供原価)を含めてください。 当該年間売上高には、営業として行っていない財産運用や財産売却による収入は含めないでください。</p> <p>(2)「 の「事業所の年間売上高(消費税額を含む。)」に占める業務別売上高」 上記(1)の「 」欄で記入した「事業所の年間売上高」について、「ソフトウェア業務」、「情報処理・提供サービス業務」及び「その他業務」に分けて業務別売上高を記入してください。 「ソフトウェア業務」及び「情報処理・提供サービス業務」の業務の内容については、本記入注意の「 . 調査対象となる事業所」において記載されている業務(1～2頁参照)に基づきますので、当該部分を参照してください。 「その他業務」に売上高の記入がある場合には、矢印に従って「その他業務の内訳」の表に、「その他業務」全体の売上高に対する当該業務(売上高がある業務)の売上高の割合を記入してください。例えば、「インターネット附随サービス業務」の売上高がある場合は、「その他業務の内訳」の表の</p>						

・調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意												
4	年間売上高(つづき)	<p>「インターネット附随サービス業務」欄に、「その他業務」全体の売上高に対する「インターネット附随サービス業務」の売上高の割合を記入してください。</p> <p>なお、「その他業務の内訳」の表における業務の内容については、記入注意の「5 年間売上高の契約先産業別割合」に記載している産業別区分(7～8頁参照)に従ってください。</p> <p>(3) 「主たる業務」の年間売上高の業務種類別割合</p> <p>「ソフトウェア業務」と「情報処理・提供サービス業務」のうち、売上高が多い業務(「主たる業務」といいます(以下同じ。))のみについて、矢印に従って該当する業務の表に、年間売上高の業務種類別の割合を、合計が100%となるように整数で記入してください(対象となる業務については、国内・国外取引を問いません)。なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きいところで調整してください。</p> <p>業務種類別割合は、次の区分に従って記入してください。</p> <p><ソフトウェア業務></p> <table border="1" data-bbox="466 987 1422 2029"> <thead> <tr> <th data-bbox="466 987 683 1032">業務種類</th> <th data-bbox="683 987 1422 1032">内 容 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="466 1032 683 1503">受注ソフトウェア開発</td> <td data-bbox="683 1032 1422 1503"> 特定のユーザーからの受注により、新たに開発・作成するオーダーメイドのソフトウェアをいい、システムインテグレーション・サービス()や保守業務も含めてください。 ()「システムインテグレーション・サービス」 情報システムの企画提案(コンサルティング)から要件定義、開発・構築、運用、教育に至るまで、システム構築に係る一切を総合して提供するサービス(LAN等ネットワーク構築を含む。) 情報処理サービス業者が受託計算業務のために開発・作成するソフトウェア及び契約先に出向いてソフトウェアを開発・作成する場合も含めてください。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="466 1503 683 1693">ソフトウェア・プロダクト</td> <td data-bbox="683 1503 1422 1693"> 不特定多数のユーザーを対象として開発・作成するイージーオーダーまたはレディメイドのソフトウェアをいいます。 他の企業で開発したソフトウェアであっても、自社ブランド名で販売する場合はここに含めてください。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="466 1693 683 1771">業務用パッケージ</td> <td data-bbox="683 1693 1422 1771"> 企業や官庁などで業務用に使われるソフトウェア・プロダクトをいいます。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="466 1771 683 1928">ゲームソフト</td> <td data-bbox="683 1771 1422 1928"> 家庭用テレビゲーム、パソコン用ゲーム、携帯用ゲーム(単体で内蔵チップのみで起動するものは除きます)等のゲームソフトの開発・作成などを行う業務をいいます。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="466 1928 683 2029">コンピュータ等基本ソフト</td> <td data-bbox="683 1928 1422 2029"> コンピュータシステムを管理し、基本的なユーザー操作環境を提供するソフトウェアをいいます。 </td> </tr> </tbody> </table>	業務種類	内 容 例 示	受注ソフトウェア開発	特定のユーザーからの受注により、新たに開発・作成するオーダーメイドのソフトウェアをいい、システムインテグレーション・サービス()や保守業務も含めてください。 ()「システムインテグレーション・サービス」 情報システムの企画提案(コンサルティング)から要件定義、開発・構築、運用、教育に至るまで、システム構築に係る一切を総合して提供するサービス(LAN等ネットワーク構築を含む。) 情報処理サービス業者が受託計算業務のために開発・作成するソフトウェア及び契約先に出向いてソフトウェアを開発・作成する場合も含めてください。	ソフトウェア・プロダクト	不特定多数のユーザーを対象として開発・作成するイージーオーダーまたはレディメイドのソフトウェアをいいます。 他の企業で開発したソフトウェアであっても、自社ブランド名で販売する場合はここに含めてください。	業務用パッケージ	企業や官庁などで業務用に使われるソフトウェア・プロダクトをいいます。	ゲームソフト	家庭用テレビゲーム、パソコン用ゲーム、携帯用ゲーム(単体で内蔵チップのみで起動するものは除きます)等のゲームソフトの開発・作成などを行う業務をいいます。	コンピュータ等基本ソフト	コンピュータシステムを管理し、基本的なユーザー操作環境を提供するソフトウェアをいいます。
業務種類	内 容 例 示													
受注ソフトウェア開発	特定のユーザーからの受注により、新たに開発・作成するオーダーメイドのソフトウェアをいい、システムインテグレーション・サービス()や保守業務も含めてください。 ()「システムインテグレーション・サービス」 情報システムの企画提案(コンサルティング)から要件定義、開発・構築、運用、教育に至るまで、システム構築に係る一切を総合して提供するサービス(LAN等ネットワーク構築を含む。) 情報処理サービス業者が受託計算業務のために開発・作成するソフトウェア及び契約先に出向いてソフトウェアを開発・作成する場合も含めてください。													
ソフトウェア・プロダクト	不特定多数のユーザーを対象として開発・作成するイージーオーダーまたはレディメイドのソフトウェアをいいます。 他の企業で開発したソフトウェアであっても、自社ブランド名で販売する場合はここに含めてください。													
業務用パッケージ	企業や官庁などで業務用に使われるソフトウェア・プロダクトをいいます。													
ゲームソフト	家庭用テレビゲーム、パソコン用ゲーム、携帯用ゲーム(単体で内蔵チップのみで起動するものは除きます)等のゲームソフトの開発・作成などを行う業務をいいます。													
コンピュータ等基本ソフト	コンピュータシステムを管理し、基本的なユーザー操作環境を提供するソフトウェアをいいます。													

・調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意																
4	年間売上高(つづき)	<p>< 情報処理・提供サービス業務 ></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="464 360 683 398">業務種類</th> <th data-bbox="683 360 1422 398">内 容 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="464 398 683 584">情報処理サービス</td> <td data-bbox="683 398 1422 584">オンライン情報処理、オフライン情報処理、ASP(アプリケーション・サービス・プロバイダー)サービス(ソフトウェアの作成から一貫して行うものに限る)、情報処理コンサルティングサービス(IT関連投資に係わる企画コンサルティングのみ)など</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 584 683 1099">システム等管理運営受託</td> <td data-bbox="683 584 1422 1099">ユーザーの情報処理システム、電子計算機室などの管理運営を受託するサービス業務、アウトソーシングサービス(データセンターに係わる業務を含めますが、サーバーをインターネット回線及び専用回線により契約先のPC等に接続し、サーバーシステムの運用・管理等の業務を行うインターネットデータセンターは含めません)をここに含めてください。 オペレーター、キーパンチャーなどを契約先に派遣して運営する場合もここに含めます。ただし、労働者派遣法上の労働者派遣に該当する場合は「其他業務」の「サービス業務」に含めてください。 システムの構築を含め一括受注した場合は、それぞれの業務に分割して記入してください。分割が困難であればここに含めてください。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1099 683 1173">データベースサービス</td> <td data-bbox="683 1099 1422 1173">コンピュータに各種データを収集、加工、蓄積し、要求に応じて情報として提供する業務をいいます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="512 1173 683 1285">インターネットによるもの</td> <td data-bbox="683 1173 1422 1285">インターネットなどのネットワーク経由でのデータベースの提供業務をいいます。(情報の収集、加工を行い、情報提供を行っているものに限る。)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="512 1285 683 1397">その他</td> <td data-bbox="683 1285 1422 1397">インターネットなどのネットワーク経由によらないオンラインでの提供、その他磁気テープ、CD-ROMなどのパッケージメディアによる提供業務をいいます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1397 683 1541">各種調査</td> <td data-bbox="683 1397 1422 1541">シンクタンク業務、コンサルティング(情報処理コンサルティングサービスは本業務種類区分の「情報処理サービス」に含めてください。)、市場調査、世論調査、経済調査などの業務をいいます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1541 683 1727">その他</td> <td data-bbox="683 1541 1422 1727">キーパンチなどのデータ入力、情報サービス業に係わる講習会・教育訓練の講師など労働者派遣法に基づく派遣契約によらない業務(業務請負など)の収入、その他上記以外の情報処理・提供サービス業の業務をいいます。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)「インターネット附随サービス業務」(日本標準産業分類(JSIC)小分類番号401)についてはこの調査の対象とはなりません。(ただし、以下のとおり、一部調査の対象となる業務もあります。)</p> <p>【インターネット附随サービス業務の主な業務】</p> <p>ASP(アプリケーション・サービス・プロバイダー)業務 ソフトウェアを購入し、オフィス・アプリケーションを複数の利用者にネットワーク経由で提供し、対価として利用料を徴収するサービス業務(ただし、ソフトウェアの作成から一貫して行うものは、この</p>	業務種類	内 容 例 示	情報処理サービス	オンライン情報処理、オフライン情報処理、ASP(アプリケーション・サービス・プロバイダー)サービス(ソフトウェアの作成から一貫して行うものに限る)、情報処理コンサルティングサービス(IT関連投資に係わる企画コンサルティングのみ)など	システム等管理運営受託	ユーザーの情報処理システム、電子計算機室などの管理運営を受託するサービス業務、アウトソーシングサービス(データセンターに係わる業務を含めますが、サーバーをインターネット回線及び専用回線により契約先のPC等に接続し、サーバーシステムの運用・管理等の業務を行うインターネットデータセンターは含めません)をここに含めてください。 オペレーター、キーパンチャーなどを契約先に派遣して運営する場合もここに含めます。ただし、労働者派遣法上の労働者派遣に該当する場合は「其他業務」の「サービス業務」に含めてください。 システムの構築を含め一括受注した場合は、それぞれの業務に分割して記入してください。分割が困難であればここに含めてください。	データベースサービス	コンピュータに各種データを収集、加工、蓄積し、要求に応じて情報として提供する業務をいいます。	インターネットによるもの	インターネットなどのネットワーク経由でのデータベースの提供業務をいいます。(情報の収集、加工を行い、情報提供を行っているものに限る。)	その他	インターネットなどのネットワーク経由によらないオンラインでの提供、その他磁気テープ、CD-ROMなどのパッケージメディアによる提供業務をいいます。	各種調査	シンクタンク業務、コンサルティング(情報処理コンサルティングサービスは本業務種類区分の「情報処理サービス」に含めてください。)、市場調査、世論調査、経済調査などの業務をいいます。	その他	キーパンチなどのデータ入力、情報サービス業に係わる講習会・教育訓練の講師など労働者派遣法に基づく派遣契約によらない業務(業務請負など)の収入、その他上記以外の情報処理・提供サービス業の業務をいいます。
業務種類	内 容 例 示																	
情報処理サービス	オンライン情報処理、オフライン情報処理、ASP(アプリケーション・サービス・プロバイダー)サービス(ソフトウェアの作成から一貫して行うものに限る)、情報処理コンサルティングサービス(IT関連投資に係わる企画コンサルティングのみ)など																	
システム等管理運営受託	ユーザーの情報処理システム、電子計算機室などの管理運営を受託するサービス業務、アウトソーシングサービス(データセンターに係わる業務を含めますが、サーバーをインターネット回線及び専用回線により契約先のPC等に接続し、サーバーシステムの運用・管理等の業務を行うインターネットデータセンターは含めません)をここに含めてください。 オペレーター、キーパンチャーなどを契約先に派遣して運営する場合もここに含めます。ただし、労働者派遣法上の労働者派遣に該当する場合は「其他業務」の「サービス業務」に含めてください。 システムの構築を含め一括受注した場合は、それぞれの業務に分割して記入してください。分割が困難であればここに含めてください。																	
データベースサービス	コンピュータに各種データを収集、加工、蓄積し、要求に応じて情報として提供する業務をいいます。																	
インターネットによるもの	インターネットなどのネットワーク経由でのデータベースの提供業務をいいます。(情報の収集、加工を行い、情報提供を行っているものに限る。)																	
その他	インターネットなどのネットワーク経由によらないオンラインでの提供、その他磁気テープ、CD-ROMなどのパッケージメディアによる提供業務をいいます。																	
各種調査	シンクタンク業務、コンサルティング(情報処理コンサルティングサービスは本業務種類区分の「情報処理サービス」に含めてください。)、市場調査、世論調査、経済調査などの業務をいいます。																	
その他	キーパンチなどのデータ入力、情報サービス業に係わる講習会・教育訓練の講師など労働者派遣法に基づく派遣契約によらない業務(業務請負など)の収入、その他上記以外の情報処理・提供サービス業の業務をいいます。																	

・調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意										
4	年間売上高 (つづき)	<p>調査の対象となります。)</p> <p>IDC (インターネットデータセンター) 業務 IDC が保有するサーバーをインターネット回線又は専用回線により契約先のPC等に接続し、サーバーシステムの運用、管理等の業務及びインターネットのためのサーバーの賃貸、管理等を行うサーバホスティング・ハウジング業務(ただし、従来型のバッチ処理による計算処理等は、この調査の対象となります。)</p> <p>コンテンツ配信業務 ソフトウェアの作成を行わず、インターネット上で映像、音楽、オンラインゲーム等を配信する業務(ただし、不動産情報、気象情報及び経済情報等の情報を収集・加工し、情報の提供を行う業務は、この調査の対象となります。)</p> <p>その他 インターネットを利用する事業等をサポートするサービス業務(広告のためにインターネット上に場所を提供している広告媒体等のポータル事業及び課金・決済・回収代行等のプラットフォーム事業等)</p>										
5	年間売上高の 契約先産業別 割合	<p>(1) 「主たる業務」の年間売上高の契約先産業別割合について 契約先(取引相手)の各産業の割合の合計が100%となるように整数で記入してください。なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きいところで調整してください。</p> <p>(2) 契約先産業別割合は、次の産業区分に従って記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="451 1227 1422 2047"> <thead> <tr> <th data-bbox="451 1227 624 1263">契約先産業</th> <th data-bbox="624 1227 1422 1263">業 種 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="451 1263 624 1384">建設業</td> <td data-bbox="624 1263 1422 1384">土木建築工事業、舗装工事業、建築リフォーム工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、電気工事業、電気通信・信号装置工事業、機械器具設置工事業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1384 624 1655">製造業</td> <td data-bbox="624 1384 1422 1655">食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維、衣服・その他の繊維製品、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連業、化学工業、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、一般機械、電気機械、情報通信機械、電子部品・デバイス、輸送用機械、精密機械、武器等の製造業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1655 624 1733">電気・ガス・熱供給・水道業</td> <td data-bbox="624 1655 1422 1733">電気業、ガス業、熱供給業、水道業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1733 624 2047">情報通信業 (同業者(9頁の()参照)を除く)</td> <td data-bbox="624 1733 1422 2047">通信業(信書送達業、固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に付随するサービス業)、放送業(公共放送業、民間放送業、有線放送業)、情報サービス業(ソフトウェア業又は情報処理・提供サービス業(9頁の()参照)、インターネット付随サービス業(6頁の(注)参照)、映像・音声・文字情報制作業(映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、映像・音声・文字情報制作に付随するサービス業)</td> </tr> </tbody> </table>	契約先産業	業 種 例 示	建設業	土木建築工事業、舗装工事業、建築リフォーム工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、電気工事業、電気通信・信号装置工事業、機械器具設置工事業	製造業	食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維、衣服・その他の繊維製品、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連業、化学工業、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、一般機械、電気機械、情報通信機械、電子部品・デバイス、輸送用機械、精密機械、武器等の製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	電気業、ガス業、熱供給業、水道業	情報通信業 (同業者(9頁の()参照)を除く)	通信業(信書送達業、固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に付随するサービス業)、放送業(公共放送業、民間放送業、有線放送業)、情報サービス業(ソフトウェア業又は情報処理・提供サービス業(9頁の()参照)、インターネット付随サービス業(6頁の(注)参照)、映像・音声・文字情報制作業(映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、映像・音声・文字情報制作に付随するサービス業)
契約先産業	業 種 例 示											
建設業	土木建築工事業、舗装工事業、建築リフォーム工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、電気工事業、電気通信・信号装置工事業、機械器具設置工事業											
製造業	食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維、衣服・その他の繊維製品、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連業、化学工業、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、一般機械、電気機械、情報通信機械、電子部品・デバイス、輸送用機械、精密機械、武器等の製造業											
電気・ガス・熱供給・水道業	電気業、ガス業、熱供給業、水道業											
情報通信業 (同業者(9頁の()参照)を除く)	通信業(信書送達業、固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に付随するサービス業)、放送業(公共放送業、民間放送業、有線放送業)、情報サービス業(ソフトウェア業又は情報処理・提供サービス業(9頁の()参照)、インターネット付随サービス業(6頁の(注)参照)、映像・音声・文字情報制作業(映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、映像・音声・文字情報制作に付随するサービス業)											

・調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意																				
5	年間売上高の契約先産業別割合(つづき)	<p>(つづき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="451 360 619 394">契約先産業</th> <th data-bbox="619 360 1422 394">業種例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="451 394 619 678">運 輸 業</td> <td data-bbox="619 394 1422 678">鉄道業、一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業、その他の道路旅客運送業、一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、集配利用運送業、その他の道路貨物運送業、外航海運業、沿海海運業、内陸水運業、船舶貸渡業、航空運送業、航空機使用業、倉庫業、冷蔵倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業、その他の運輸に附帯するサービス業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 678 619 748">卸 売 ・ 小 売 業</td> <td data-bbox="619 678 1422 748">商社、代理商・仲立業、一般卸売店、製造業の販売事業所、百貨店・スーパー、専門店などの小売店等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 748 619 891">金 融 ・ 保 険 業</td> <td data-bbox="619 748 1422 891">銀行業、協同組織金融業、郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関、貸金業・投資業等非預金信用機関、証券業、商品先物取引業、補助的金融業、金融附帯業、保険業(含、保険媒介代理業、保険サービス業)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 891 619 925">不 動 産 業</td> <td data-bbox="619 891 1422 925">不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、駐車場業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 925 619 1068">飲 食 店 , 宿 泊 業</td> <td data-bbox="619 925 1422 1068">食堂、レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、その他の一般飲食店、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ピヤホール、旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1068 619 1568">サ ー ビ ス 業</td> <td data-bbox="619 1068 1422 1568">専門サービス業(法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、獣医業、土木建築サービス業、著述・芸術家業、写真業、その他の専門サービス業(興信所、社会保険労務士事務所、経営コンサルタント業など)、学術・開発研究機関、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業(旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業等)、娯楽業、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、物品賃貸業、広告業、その他の事業サービス業(速記・ワープロ入力・複写業、商品検査業、計量証明業、建物サービス業、民営職業紹介業、警備業、他に分類されない事業サービス業)、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業(集会場、と畜場、他に分類されないサービス業)、外国公務(外国公館、その他の外国公務)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1568 619 1601">公 務</td> <td data-bbox="619 1568 1422 1601">国家及び地方公務</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1601 619 1671">同 業 者</td> <td data-bbox="619 1601 1422 1671">「ソフトウェア業」又は「情報処理・提供サービス業」の同業者(同一企業間の企業内取引を含む)(9頁の()参照)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1671 619 2069">そ の 他</td> <td data-bbox="619 1671 1422 2069">農業、林業、漁業、鉱業、医療業(病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業)、保健衛生(保健所、健康相談施設、その他の保健衛生)、社会保険・社会福祉・介護事業(社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業)、学校教育、その他の教育、学習支援業(社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、教養・技能教授業(外国語会話教授業、スポーツ・健康教授業、フィットネスクラブなど)、複合サービス事業(郵便局、協同組合)など 海外(国外)取引による売上高は、ここに含めてください。</td> </tr> </tbody> </table>	契約先産業	業種例示	運 輸 業	鉄道業、一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業、その他の道路旅客運送業、一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、集配利用運送業、その他の道路貨物運送業、外航海運業、沿海海運業、内陸水運業、船舶貸渡業、航空運送業、航空機使用業、倉庫業、冷蔵倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業、その他の運輸に附帯するサービス業	卸 売 ・ 小 売 業	商社、代理商・仲立業、一般卸売店、製造業の販売事業所、百貨店・スーパー、専門店などの小売店等	金 融 ・ 保 険 業	銀行業、協同組織金融業、郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関、貸金業・投資業等非預金信用機関、証券業、商品先物取引業、補助的金融業、金融附帯業、保険業(含、保険媒介代理業、保険サービス業)	不 動 産 業	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、駐車場業	飲 食 店 , 宿 泊 業	食堂、レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、その他の一般飲食店、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ピヤホール、旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業	サ ー ビ ス 業	専門サービス業(法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、獣医業、土木建築サービス業、著述・芸術家業、写真業、その他の専門サービス業(興信所、社会保険労務士事務所、経営コンサルタント業など)、学術・開発研究機関、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業(旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業等)、娯楽業、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、物品賃貸業、広告業、その他の事業サービス業(速記・ワープロ入力・複写業、商品検査業、計量証明業、建物サービス業、民営職業紹介業、警備業、他に分類されない事業サービス業)、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業(集会場、と畜場、他に分類されないサービス業)、外国公務(外国公館、その他の外国公務)	公 務	国家及び地方公務	同 業 者	「ソフトウェア業」又は「情報処理・提供サービス業」の同業者(同一企業間の企業内取引を含む)(9頁の()参照)	そ の 他	農業、林業、漁業、鉱業、医療業(病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業)、保健衛生(保健所、健康相談施設、その他の保健衛生)、社会保険・社会福祉・介護事業(社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業)、学校教育、その他の教育、学習支援業(社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、教養・技能教授業(外国語会話教授業、スポーツ・健康教授業、フィットネスクラブなど)、複合サービス事業(郵便局、協同組合)など 海外(国外)取引による売上高は、ここに含めてください。
契約先産業	業種例示																					
運 輸 業	鉄道業、一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業、その他の道路旅客運送業、一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、集配利用運送業、その他の道路貨物運送業、外航海運業、沿海海運業、内陸水運業、船舶貸渡業、航空運送業、航空機使用業、倉庫業、冷蔵倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業、その他の運輸に附帯するサービス業																					
卸 売 ・ 小 売 業	商社、代理商・仲立業、一般卸売店、製造業の販売事業所、百貨店・スーパー、専門店などの小売店等																					
金 融 ・ 保 険 業	銀行業、協同組織金融業、郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関、貸金業・投資業等非預金信用機関、証券業、商品先物取引業、補助的金融業、金融附帯業、保険業(含、保険媒介代理業、保険サービス業)																					
不 動 産 業	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、駐車場業																					
飲 食 店 , 宿 泊 業	食堂、レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、その他の一般飲食店、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ピヤホール、旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業																					
サ ー ビ ス 業	専門サービス業(法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、獣医業、土木建築サービス業、著述・芸術家業、写真業、その他の専門サービス業(興信所、社会保険労務士事務所、経営コンサルタント業など)、学術・開発研究機関、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業(旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業等)、娯楽業、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、物品賃貸業、広告業、その他の事業サービス業(速記・ワープロ入力・複写業、商品検査業、計量証明業、建物サービス業、民営職業紹介業、警備業、他に分類されない事業サービス業)、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業(集会場、と畜場、他に分類されないサービス業)、外国公務(外国公館、その他の外国公務)																					
公 務	国家及び地方公務																					
同 業 者	「ソフトウェア業」又は「情報処理・提供サービス業」の同業者(同一企業間の企業内取引を含む)(9頁の()参照)																					
そ の 他	農業、林業、漁業、鉱業、医療業(病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業)、保健衛生(保健所、健康相談施設、その他の保健衛生)、社会保険・社会福祉・介護事業(社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業)、学校教育、その他の教育、学習支援業(社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、教養・技能教授業(外国語会話教授業、スポーツ・健康教授業、フィットネスクラブなど)、複合サービス事業(郵便局、協同組合)など 海外(国外)取引による売上高は、ここに含めてください。																					

・調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意						
5	年間売上高の契約先産業別割合(つづき)	<p>() 契約先産業区分における「同業者」について</p> <p>あなたの事業所が「ソフトウェア業」である場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約先が「ソフトウェア業」を営む場合は、「同業者」としてください。 ・契約先が「情報処理・提供サービス業」を営む場合は、「同業者」ではなく「情報通信業(同業者を除く)」としてください。 <p>あなたの事業所が「情報処理・提供サービス業」である場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約先が「情報処理・提供サービス業」を営む場合は、「同業者」としてください。 ・契約先が「ソフトウェア業」を営む場合は、「同業者」ではなく「情報通信業(同業者を除く)」としてください。 <p>契約先が「ソフトウェア業」か「情報処理・提供サービス業」かの判断が困難な場合には、「同業者」としてください。</p> <p>「ソフトウェア業」及び「情報処理・提供サービス業」の業務の定義は、本記入注意の「 .(1) 及び(2) 」(1頁参照)に従ってください。</p>						
6	年間営業費用及び年間営業費用有形固定資産取得額	<p>(1) 「 事業所の年間営業費用及び「主たる業務」の年間営業費用(消費税額を含む。) 」について</p> <p><u>年間営業費用</u>については、<u>あなたの事業所(企業ではありません。)</u>と「<u>主たる業務</u>」の両項目ごとにそれぞれ記入してください。なお、「主たる業務」についての区分経理がされていないため項目ごとの記入が困難な場合には、事業所の総売上高に占める「主たる業務」の売上高の比率を用いて事業所の営業費用を按分して、「主たる業務」に係る営業費用を記入してください。</p> <p><u>年間営業費用</u>については、<u>あなたの事業所(企業ではありません。)</u>が平成18年11月1日から平成19年10月31日までの1年間にかかった費用について記入してください。</p> <p>なお、当該1年間での記入ができない等やむを得ない場合については、最も近い決算日前の1年間の営業費用を記入してください。</p> <p>当該年間営業費用には、営業として行っていない財産運用や財産売却による費用は含めないでください。</p> <p>年間営業費用には、消費税額を含めて記入してください。</p> <p>年間営業費用は、次の区分に従って記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="451 1491 1422 2002"> <thead> <tr> <th data-bbox="451 1491 619 1529">費用区分</th> <th data-bbox="619 1491 1422 1529">費 用 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="451 1529 619 1895">給 与 支 給 総 額</td> <td data-bbox="619 1529 1422 1895"> <p>平成18年11月1日から平成19年10月31日までの1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの)及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。</p> <p>営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。</p> <p>事業所で「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の事業所で働いている人)」がいる場合は、その給与も含めてください。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1895 619 2002">外 注 費</td> <td data-bbox="619 1895 1422 2002"> <p>業務の一部又は全部を他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。なお、本社・支社・営業所間の同一企業内取引関係も外注費とみなします。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	費用区分	費 用 例 示	給 与 支 給 総 額	<p>平成18年11月1日から平成19年10月31日までの1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの)及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。</p> <p>営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。</p> <p>事業所で「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の事業所で働いている人)」がいる場合は、その給与も含めてください。</p>	外 注 費	<p>業務の一部又は全部を他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。なお、本社・支社・営業所間の同一企業内取引関係も外注費とみなします。</p>
費用区分	費 用 例 示							
給 与 支 給 総 額	<p>平成18年11月1日から平成19年10月31日までの1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの)及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。</p> <p>営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。</p> <p>事業所で「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の事業所で働いている人)」がいる場合は、その給与も含めてください。</p>							
外 注 費	<p>業務の一部又は全部を他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。なお、本社・支社・営業所間の同一企業内取引関係も外注費とみなします。</p>							

・調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意																	
6	年間営業費用 及び年間営業 用有形固定資 産取得額 (つづき)	<p>(つづき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>費用区分</th> <th>費 用 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減価償却費</td> <td>取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費を記入してください。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">借 賃 料</td> <td>土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。</td> </tr> <tr> <td>機械・装置 機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 「機械・装置」には、自動車などの「輸送用機器」、電算機やパソコンなどの「情報関連機器」、複写機などの「事務用機器」などが含まれます。</td> </tr> <tr> <td>その他の営業費用</td> <td>「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。 荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、広告・宣伝費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 「 事業所の過去1年間における営業用有形固定資産取得額(消費税額を含む。)」</p> <p>「事業所の営業用有形固定資産取得額」には、平成18年11月1日から平成19年10月31日までの1年間に新たに取得した資産(新品、中古品、建物など)の取得額について、購入手数料を含めて記入してください。</p> <p>なお、この1年間に営業用有形固定資産の取得がなかった場合は、合計欄に「0」を記入してください。</p> <p>年間営業用有形固定資産取得額には、消費税額を含めて記入してください。</p> <p>年間営業用有形固定資産取得額は、次の区分に従って記入してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資産区分</th> <th>資 産 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械・設備 ・ 装 置</td> <td>耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品などの購入に要した費用</td> </tr> <tr> <td>土 地</td> <td>土地購入に要した費用 既存の土地を整備することに要した費用</td> </tr> <tr> <td>建物・その他 の有形固定 資 産</td> <td>建物の購入、改築・改装に要した費用 給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物付属設備の購入に要した費用 その他取得した有形固定資産の購入に要した費用など</td> </tr> </tbody> </table>	費用区分	費 用 例 示	減価償却費	取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費を記入してください。	借 賃 料	土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。	機械・装置 機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 「機械・装置」には、自動車などの「輸送用機器」、電算機やパソコンなどの「情報関連機器」、複写機などの「事務用機器」などが含まれます。	その他の営業費用	「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。 荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、広告・宣伝費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など	資産区分	資 産 例 示	機械・設備 ・ 装 置	耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品などの購入に要した費用	土 地	土地購入に要した費用 既存の土地を整備することに要した費用	建物・その他 の有形固定 資 産	建物の購入、改築・改装に要した費用 給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物付属設備の購入に要した費用 その他取得した有形固定資産の購入に要した費用など
費用区分	費 用 例 示																		
減価償却費	取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費を記入してください。																		
借 賃 料	土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。																		
	機械・装置 機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 「機械・装置」には、自動車などの「輸送用機器」、電算機やパソコンなどの「情報関連機器」、複写機などの「事務用機器」などが含まれます。																		
その他の営業費用	「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。 荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、広告・宣伝費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など																		
資産区分	資 産 例 示																		
機械・設備 ・ 装 置	耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品などの購入に要した費用																		
土 地	土地購入に要した費用 既存の土地を整備することに要した費用																		
建物・その他 の有形固定 資 産	建物の購入、改築・改装に要した費用 給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物付属設備の購入に要した費用 その他取得した有形固定資産の購入に要した費用など																		

調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意												
7	従業者数	<p>(1) 従業者数は、平成19年11月1日現在、又はこれに最も近い給与締切日現在で記入してください。</p> <p>(2) 長期欠勤者で、1か月以上いかなる給与も受けていなかった人は、在籍者であっても含めないでください。</p> <p>(3) 「事業所の従業者数」 事業所の従業者数について、以下に従って記入してください。 「個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」、「臨時雇用者」及び「総計」について、「別経営の事業所に派遣している人」を含めた人数を男女別にそれぞれ記入してください。 上記において「別経営の事業所に派遣している人」がいる場合は、「総計」の内数として、その人数を男女別に記入してください。 「総計のほか別経営の事業所から派遣されている人」がいる場合は、「総計」の右の別欄に、その人数を男女別に記入してください。 派遣として働いている人とは、労働者派遣法にいう派遣労働者のほか、在籍出向など出向元に籍があり出向元から給与を受けながら出向先の事業所で働いている人及び下請(請負業務)の仕事として働いている人をいいます。 従業者の各区分の内容は以下によります。</p> <table border="1" data-bbox="448 947 1422 2056"> <thead> <tr> <th data-bbox="448 947 699 981">雇用形態区分</th> <th data-bbox="699 947 1422 981">内容例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="448 981 699 1397">個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者</td> <td data-bbox="699 981 1422 1397">個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの事業所の業務に従事している人 無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している人 家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は常用雇用者欄に記入してください。 調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「3 個人経営」を選択した場合に記入してください。 したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「有給役員」欄から「臨時雇用者」欄に記入してください。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1397 699 1675">有給役員</td> <td data-bbox="699 1397 1422 1675">個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬、給与の支払いを受けている人 取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ役員報酬を受けていない人は除いてください。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1675 699 1816">常用雇用者</td> <td data-bbox="699 1675 1422 1816">一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人 平成19年9月、10月にそれぞれ18日以上働き、現在も雇用されている人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 1816 699 1917">一般に正社員、正職員などと呼ばれている人</td> <td data-bbox="699 1816 1422 1917">常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 1917 699 2056">パート、アルバイトなど</td> <td data-bbox="699 1917 1422 2056">常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人</td> </tr> </tbody> </table>	雇用形態区分	内容例示	個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者	個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの事業所の業務に従事している人 無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している人 家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は常用雇用者欄に記入してください。 調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「3 個人経営」を選択した場合に記入してください。 したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「有給役員」欄から「臨時雇用者」欄に記入してください。	有給役員	個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬、給与の支払いを受けている人 取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ役員報酬を受けていない人は除いてください。	常用雇用者	一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人 平成19年9月、10月にそれぞれ18日以上働き、現在も雇用されている人	一般に正社員、正職員などと呼ばれている人	常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人	パート、アルバイトなど	常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人
雇用形態区分	内容例示													
個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者	個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの事業所の業務に従事している人 無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している人 家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は常用雇用者欄に記入してください。 調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「3 個人経営」を選択した場合に記入してください。 したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「有給役員」欄から「臨時雇用者」欄に記入してください。													
有給役員	個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬、給与の支払いを受けている人 取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ役員報酬を受けていない人は除いてください。													
常用雇用者	一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人 平成19年9月、10月にそれぞれ18日以上働き、現在も雇用されている人													
一般に正社員、正職員などと呼ばれている人	常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人													
パート、アルバイトなど	常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人													

・調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意																						
7	従業者数 (つづき)	<p>(つづき)</p> <table border="1" data-bbox="450 353 1422 875"> <thead> <tr> <th data-bbox="450 353 699 389">雇用形態区分</th> <th data-bbox="699 353 1422 389">内容例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="450 389 699 488">臨時雇用者 (常用雇用者以外の雇用者)</td> <td data-bbox="699 389 1422 488">「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 488 699 555">総計 (からの合計)</td> <td data-bbox="699 488 1422 555">「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した従業者の総計(合計欄)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 555 699 719">総計(～の合計)のうち、別経営の事業所に派遣している人</td> <td data-bbox="699 555 1422 719">「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の事業所へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の企業で働いている人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 745 699 875">総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人</td> <td data-bbox="699 745 1422 875">「個人業主」欄から「臨時雇用者」に記入した人のほかに、他の会社など別経営事業所から出向・派遣されている人又は下請として他の会社など別経営の事業所からきて働いている人</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="435 904 983 936">(4) 「主たる業務」の部門別従事者数</p> <p data-bbox="485 938 1445 1066">「主たる業務」の部門別従事者数については、「主たる業務」に携わる従事者数(参照)を部門別に記入してください。1人で複数の業務を兼ねている場合でも、その人の主たる業務(例えば、就業時間数の多かった部門)で区分してください。</p> <p data-bbox="517 1068 1445 1196">() 従事者数とは、従業者数(「 」欄の総計)から「別経営の事業所に派遣している人」を除き、「別経営の事業所から派遣されている人」を含めた人数をいいます。ただし、別経営の事業所から派遣されていても「主たる業務」以外の業務に従事している人は除きます。</p> <p data-bbox="485 1198 1426 1258">この欄では、「主たる業務」に携わる従事者数を記入して頂きますので、調査項目との関連では下記の関係による人数となります。</p> <div data-bbox="523 1274 1315 1406" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>「 」欄の従業者数総計(～の合計) - 「別経営の事業所に派遣している人」 + 「別経営の事業所から派遣されている人」のうち、「主たる業務」に携わる人数(従事者数)</p> </div> <p data-bbox="509 1422 1286 1453">部門別従事者数は、次の部門区分に従って記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="450 1485 1406 2056"> <thead> <tr> <th data-bbox="450 1485 683 1520">部門区分</th> <th data-bbox="683 1485 1406 1520">内容例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="450 1520 683 1742">管理・営業部</td> <td data-bbox="683 1520 1406 1742">一般に、総務、企画、人事、経理、予算及び営業などの業務に従事する人 各種の「主たる業務」の受注契約、委託者の意向の自社内の各部門への伝達、受注ソフトウェア・情報処理サービスなどの成果物の納品などの業務に従事する人有給役員のうち、「主たる業務」を担当する役員は、ここに含めてください。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 1742 683 1832">システムエンジニア</td> <td data-bbox="683 1742 1406 1832">システムプランナー又はシステムアナリストともいわれ、主にシステム分析からシステム設計まで行い、システム設計書を取りまとめる業務に従事する人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 1832 683 1899">プログラマ</td> <td data-bbox="683 1832 1406 1899">システム設計書により、プログラムの設計及びプログラム作成の業務に従事する人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 1899 683 1966">研究員</td> <td data-bbox="683 1899 1406 1966">エコノミスト、アナリスト、その他の調査研究プロジェクトなどの業務に従事する人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 1966 683 2056">その他</td> <td data-bbox="683 1966 1406 2056">オペレータ、キーパンチャー、資料の収集、市場調査、世論調査、コンサルティングに従事する者など上記以外の業務に従事する人</td> </tr> </tbody> </table>	雇用形態区分	内容例示	臨時雇用者 (常用雇用者以外の雇用者)	「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人	総計 (からの合計)	「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した従業者の総計(合計欄)	総計(～の合計)のうち、別経営の事業所に派遣している人	「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の事業所へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の企業で働いている人	総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人	「個人業主」欄から「臨時雇用者」に記入した人のほかに、他の会社など別経営事業所から出向・派遣されている人又は下請として他の会社など別経営の事業所からきて働いている人	部門区分	内容例示	管理・営業部	一般に、総務、企画、人事、経理、予算及び営業などの業務に従事する人 各種の「主たる業務」の受注契約、委託者の意向の自社内の各部門への伝達、受注ソフトウェア・情報処理サービスなどの成果物の納品などの業務に従事する人有給役員のうち、「主たる業務」を担当する役員は、ここに含めてください。	システムエンジニア	システムプランナー又はシステムアナリストともいわれ、主にシステム分析からシステム設計まで行い、システム設計書を取りまとめる業務に従事する人	プログラマ	システム設計書により、プログラムの設計及びプログラム作成の業務に従事する人	研究員	エコノミスト、アナリスト、その他の調査研究プロジェクトなどの業務に従事する人	その他	オペレータ、キーパンチャー、資料の収集、市場調査、世論調査、コンサルティングに従事する者など上記以外の業務に従事する人
雇用形態区分	内容例示																							
臨時雇用者 (常用雇用者以外の雇用者)	「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人																							
総計 (からの合計)	「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した従業者の総計(合計欄)																							
総計(～の合計)のうち、別経営の事業所に派遣している人	「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の事業所へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の企業で働いている人																							
総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人	「個人業主」欄から「臨時雇用者」に記入した人のほかに、他の会社など別経営事業所から出向・派遣されている人又は下請として他の会社など別経営の事業所からきて働いている人																							
部門区分	内容例示																							
管理・営業部	一般に、総務、企画、人事、経理、予算及び営業などの業務に従事する人 各種の「主たる業務」の受注契約、委託者の意向の自社内の各部門への伝達、受注ソフトウェア・情報処理サービスなどの成果物の納品などの業務に従事する人有給役員のうち、「主たる業務」を担当する役員は、ここに含めてください。																							
システムエンジニア	システムプランナー又はシステムアナリストともいわれ、主にシステム分析からシステム設計まで行い、システム設計書を取りまとめる業務に従事する人																							
プログラマ	システム設計書により、プログラムの設計及びプログラム作成の業務に従事する人																							
研究員	エコノミスト、アナリスト、その他の調査研究プロジェクトなどの業務に従事する人																							
その他	オペレータ、キーパンチャー、資料の収集、市場調査、世論調査、コンサルティングに従事する者など上記以外の業務に従事する人																							

デザイン・機械設計業調査票記入注意

この調査票にお答えの内容は、統計上の目的以外に使用されることはありません

平成19年11月1日
経 済 産 業 省

調査票の記入に当たっては、この記入注意及び「調査票の記載例」を参照してください。調査票は1部作成し提出してください。なお、「調査票の記載例」の裏面は、調査票の写しとなっていますので、記入者（事業所）の控え・保存用として使用してください。

基本的注意事項

- (1) 記入は、黒若しくは青のペン又はボールペンを用い、はっきりと記入してください。
- (2) 文字は楷書で、数字は算用数字ではっきり記入してください。
- (3) 金額は万円単位で記入し、万円未満は四捨五入してください。なお、金額が5千円未満の場合は「0」万円と記入してください。
- (4) 割合を記入する場合は、整数（例えば、6.3% 6%、1.5% 2%）で記入し、その合計が100%となるようにしてください。なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きい区分のところで調整してください。
- (5) この調査は、事業所単位の調査となっています。したがって調査票の記載は、設問内容に応じて「事業所」若しくは「デザイン・機械設計業務」() について「あなたの事業所」に関する内容を記入してください。同一企業内の他の事業所分は含みません。
() 「デザイン・機械設計業務」の内容は、下記の「 . 調査対象となる事業所」の(1)及び(2)において記載されている業務となりますので参照してください。

調査対象となる事業所

この調査の対象となる事業所は、日本標準産業分類（JSIC）小分類806 - デザイン・機械設計業に格付けされる事業所です。

具体的には、(1)「**デザイン業**」は、顧客の要請に応じて、工業的・商業的製品又はその他の造形物、装飾の製造・製作に関し、販売を目的に用途、材質、製作法、形状、色彩、模様、配置、照明などについて設計、表現する業務を行う事業所が調査の対象となります。

なお、デザイン業の業務種類は、以下のとおりです。

インダストリアルデザイン	パッケージデザイン	グラフィックデザイン
ディスプレイデザイン	インテリアデザイン	マルチメディアデザイン
テキスタイル、ファッションデザイン		
その他のデザイン（クラフトデザイン、ジュエリーデザイン、サインデザインなど）		

ただし、デザイン業務は行っているが、そのデザインにより一貫して製造・販売までを行う事業所（衣服製造業、漆器製造業など）や、個人が副業的にデザイン業務を行うものは、調査の対象となりません。

(2)「機械設計業」は、顧客の要請により、機械、電気工学を基本として創意、考案し、機械の物理的実体の具体的構造を決定して、その機械を製造するための計画組立図面及び設計書等の作成並びに製作可能な詳細図面を作成する業務を行う事業所が調査の対象となります。

ただし、エンジニアリング業、機械設計から製造までを一貫して行う事業所、自社の機械製造を行うための機械設計業務のみを行っている事業所は、調査の対象となりません。

(参考)日本標準産業分類(JSIC)

統計調査の結果を産業別に表示する場合の統計基準として、事業所において社会的な分業として行われる財貨及びサービスの生産又は提供に係るすべての経済活動を分類したものであり、事業所において行われるすべての経済活動を大分類、中分類、小分類、細分類の4段階に分類しています。(詳細は総務省のホームページ

(<http://www.stat.go.jp/index/seido/sangyo/index.htm>)をご覧ください。)

デザイン・機械設計業(JSIC小分類番号:806)

デザイン業(JSIC細分類番号:8061)

工業デザイン、クラフトデザイン、インテリアデザイン、商業デザインなど、工業的、商業的デザインに関する専門的なサービスを行う事業所をいう。

衣服、スカーフなどの服飾デザイン、服地、着物地などのテキスタイルデザイン及びパッケージデザインを行う事業所も本分類に含まれる。

【例示】工業デザイン事務所、クラフトデザイン業、インテリアデザイン事務所、商業デザイン事務所、服飾デザイン業、テキスタイルデザイン事務所、パッケージデザイン事務所

機械設計業(JSIC細分類番号:8062)

各種機械の設計を行う事業所をいう。

【例示】機械設計業;機械設計製図業

調査事項ごとの記入注意

番号	調査事項	記入注意						
1	事業所名及び所在地	<p>(1) 「事業所名」については、あらかじめプリントされている事業所の名称が違う場合は「横線」で抹消し、余白部分にあなたの事業所の正式な名称を記入してください。なお、通称名があるときは、正式な名称の後ろに()書きで記入してください。また、事業所名の「フリガナ」についてはカタカナで記入してください。ただし、“株式会社”などの法人の種類を示す部分及び通称名にはフリガナを記入する必要はありません。</p> <p>(2) 「事業所の所在地」については、あらかじめプリントされている内容(郵便番号、所在地及び電話番号)が違う場合は該当箇所を「横線」で抹消し、余白部分に正式な内容を記入してください。また、登記上の所在地ではなく、あなたの事業所が現に所在する所在地を記入してください。</p> <p>(3) 「本社の所在地」については、あなたの事業所が支社、支店及び営業所である場合に、本社が現に所在する所在地を記入してください。したがって、あなたの事業所が本社である場合は、この項目に記入する必要はありません。</p>						
2	経営組織及び資本金額	<p>(1) 「経営組織」については、あらかじめプリントされている内容が違う場合は「x」で抹消し、あなたの事業所が該当する経営組織の番号を で囲んでください。また、経営組織の内容は以下の表を参照してください。</p> <p>(2) あなたの事業所が「1 会社」に該当する場合は、矢印に従って「資本金額(又は出資金額)」欄に必ず記入してください。なお、<u>資本金額(株式会社、有限会社)又は出資金額(合資会社、合名会社、合同会社)が1万円未満の場合は四捨五入して記入してください(5千円以上1万円未満の場合は「1.1万円、5千円未満の場合は「0.1万円」と記入してください))</u></p> <table border="1" data-bbox="459 1294 1414 1960"> <tbody> <tr> <td data-bbox="459 1294 659 1422">1 会社</td> <td data-bbox="659 1294 1414 1422">株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社などをいいます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 1422 659 1794">2 会社以外の法人・団体</td> <td data-bbox="659 1422 1414 1794">公益法人(財団法人、社団法人)、中間法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社()をいいます。 ()「<u>外国の会社</u>」とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる「<u>外資系の会社</u>」は「<u>外国の会社</u>」とはせず、「1 会社」となります。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 1794 659 1960">3 個人経営</td> <td data-bbox="659 1794 1414 1960">個人業主により経営されている事業所をいいます。なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。</td> </tr> </tbody> </table>	1 会社	株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社などをいいます。	2 会社以外の法人・団体	公益法人(財団法人、社団法人)、中間法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社()をいいます。 ()「 <u>外国の会社</u> 」とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる「 <u>外資系の会社</u> 」は「 <u>外国の会社</u> 」とはせず、「1 会社」となります。	3 個人経営	個人業主により経営されている事業所をいいます。なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。
1 会社	株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社などをいいます。							
2 会社以外の法人・団体	公益法人(財団法人、社団法人)、中間法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社()をいいます。 ()「 <u>外国の会社</u> 」とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる「 <u>外資系の会社</u> 」は「 <u>外国の会社</u> 」とはせず、「1 会社」となります。							
3 個人経営	個人業主により経営されている事業所をいいます。なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。							

・調査事項ごとの記入注意

番号	調査事項	記入注意						
3	本社・支社別	<p>「事業所の本社・支社別」については、あらかじめプリントされている内容が違う場合は「×」で抹消し、あなたの事業所が該当する本社・支社別の番号を で囲んでください。</p> <p>また、本社・支社別の内容は以下の表を参照してください。なお、親会社と子会社はそれぞれ独立した企業で、「本社」、「支社」の関係はありません。</p> <table border="1" data-bbox="459 591 1414 1088"> <tr> <td data-bbox="459 591 660 714">1 単独事業所</td> <td data-bbox="660 591 1414 714">他の場所に、同一経営の本社・本店や支社・支店及び営業所などを持たない単独の事業所をいいます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 714 660 965">2 本 社</td> <td data-bbox="660 714 1414 965">他の場所に、同一経営の支社・支店及び営業所があって、それらのすべてを統括している事業所をいいます。 なお、本社・本店の各部門がいくつかの場所に分かっているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「2 本社」とし、ほかの事業所は「3 支社」とします。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 965 660 1088">3 支 社</td> <td data-bbox="660 965 1414 1088">他の場所にある本社・本店の統括を受けている事業所をいいます。</td> </tr> </table>	1 単独事業所	他の場所に、同一経営の本社・本店や支社・支店及び営業所などを持たない単独の事業所をいいます。	2 本 社	他の場所に、同一経営の支社・支店及び営業所があって、それらのすべてを統括している事業所をいいます。 なお、本社・本店の各部門がいくつかの場所に分かっているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「2 本社」とし、ほかの事業所は「3 支社」とします。	3 支 社	他の場所にある本社・本店の統括を受けている事業所をいいます。
1 単独事業所	他の場所に、同一経営の本社・本店や支社・支店及び営業所などを持たない単独の事業所をいいます。							
2 本 社	他の場所に、同一経営の支社・支店及び営業所があって、それらのすべてを統括している事業所をいいます。 なお、本社・本店の各部門がいくつかの場所に分かっているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「2 本社」とし、ほかの事業所は「3 支社」とします。							
3 支 社	他の場所にある本社・本店の統括を受けている事業所をいいます。							
<p>以下の調査事項(番号4～7)については、あなたの事業所のみ金額(又は割合)等を記入してください。他の事業所分は含みません。</p>								
4	年間売上高	<p>(1)「事業所の年間売上高(消費税額を含む。)」について</p> <p>事業所の年間売上高については、<u>あなたの事業所が平成18年11月1日から平成19年10月31日までの1年間に得たすべての売上高、すなわち、利益や所得ではなく経費を差し引く前の売上高に消費税額を含めて記入してください。</u></p> <p>なお、上記1年間での記入ができない等やむを得ない場合については、最も近い決算日前の1年間の事業所の売上高を記入してください。</p> <p>当該年間売上高には、本社・支社(営業所)間及び支社(営業所)相互間の企業内取引によるサービス提供を行った場合は、提供価格若しくは振替仕切額(提供価格若しくは振替仕切額がない場合は、そのサービス提供原価)を含めてください。</p> <p>当該年間売上高には、営業として行っていない財産運用や財産売却による収入は含めないでください。</p> <p>(2)「の「事業所の年間売上高(消費税額を含む。)」に占める業務別売上高」</p> <p>上記(1)の「」欄で記入した「事業所の年間売上高」について、「デザイン・機械設計業務」及び「その他業務」に分けて業務別売上高を記入してください。</p>						

・調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意																		
4	年間売上高 (つづき)	<p>「デザイン・機械設計業務」の業務の内容については、本記入注意の「 調査対象となる事業所」に記載されている業務(1～2頁参照)に基づき ますので、当該部分を参照してください。</p> <p>「その他業務」に売上高の記入がある場合には、矢印に従って「その他業 務の内訳」の表に、「その他業務」全体の売上高に対する当該業務(売上高 がある業務)の売上高の割合を記入してください。例えば、「製造業務」の 売上高がある場合は、「その他業務の内訳」の表の「製造業務」欄に、「そ の他業務」全体の売上高に対する「製造業務」の売上高の割合を記入して ください。なお、「その他業務の内訳」の表における業務の内容については、 本記入注意の「5 年間売上高の契約先産業別割合」に記載している産業 別区分表(6～8頁参照)に従ってください。</p> <p>(3) 「「デザイン・機械設計業務」の年間売上高の業務種類別割合」</p> <p>上記(2)の「 」欄で記入した「デザイン・機械設計業務」の年間売上 高について、その内訳である業務種類別の割合を、合計が100%となる ように整数で記入してください。なお、合計が100%にならない時は、 割合の最も大きいところで調整してください。</p> <p>業務種類別割合は、次の区分に従って記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="450 1106 1422 2029"> <thead> <tr> <th data-bbox="450 1106 497 1144">業 務 種 類</th> <th data-bbox="497 1106 1422 1144">内 容 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="450 1144 497 1227">デ</td> <td data-bbox="497 1144 1422 1227">インダストリアル 機器(輸送・電気・音響・事務など)、スポーツ用 品などのデザイン</td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 1227 497 1310">ザ</td> <td data-bbox="497 1227 1422 1310">パッケージ 箱、商品個装(詰め合わせ商品なども含む)のデザ イン</td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 1310 497 1393">ザ</td> <td data-bbox="497 1310 1422 1393">グラフィック ポスター、装丁、カタログ、パンフレットなどのデ ザイン</td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 1393 497 1476">イ</td> <td data-bbox="497 1393 1422 1476">ディスプレイ 展示構成、店舗・店頭装飾、ウィンドーディスプレ イなどのデザイン</td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 1476 497 1559">ン</td> <td data-bbox="497 1476 1422 1559">インテリア 室内の構成と装飾のデザイン</td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 1559 497 1641">業</td> <td data-bbox="497 1559 1422 1641">テキスタイル、 ファッション カーテン、カーペットなどインテリアファブリック 繊維製品、生地、タペストリー、ユニフォーム、 既製服、帽子、鞆、ハンドバック、装身具、スカーフ、 履物などのデザイン</td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 1641 497 1724">務</td> <td data-bbox="497 1641 1422 1724">マルチメディア デジタルコンテンツ(アプリケーションソフトウェア、 CD-ROMなど)、インタラクティブメディア、 オンラインプロダクト(Webなど)などのデザイン</td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 1724 497 2029">務</td> <td data-bbox="497 1724 1422 2029">そ の 他 クラフトデザイン(陶磁器・ガラス・木竹・漆・金 属・紙・布帛製品など) ジュエリーデザイン(装飾品、身辺細貨品など) サインデザイン(標識、看板、シンボルマークなど) 庭園、道路、建物、都市計画造成、本の編集、完成 予想図などのデザイン</td> </tr> </tbody> </table>	業 務 種 類	内 容 例 示	デ	インダストリアル 機器(輸送・電気・音響・事務など)、スポーツ用 品などのデザイン	ザ	パッケージ 箱、商品個装(詰め合わせ商品なども含む)のデザ イン	ザ	グラフィック ポスター、装丁、カタログ、パンフレットなどのデ ザイン	イ	ディスプレイ 展示構成、店舗・店頭装飾、ウィンドーディスプレ イなどのデザイン	ン	インテリア 室内の構成と装飾のデザイン	業	テキスタイル、 ファッション カーテン、カーペットなどインテリアファブリック 繊維製品、生地、タペストリー、ユニフォーム、 既製服、帽子、鞆、ハンドバック、装身具、スカーフ、 履物などのデザイン	務	マルチメディア デジタルコンテンツ(アプリケーションソフトウェア、 CD-ROMなど)、インタラクティブメディア、 オンラインプロダクト(Webなど)などのデザイン	務	そ の 他 クラフトデザイン(陶磁器・ガラス・木竹・漆・金 属・紙・布帛製品など) ジュエリーデザイン(装飾品、身辺細貨品など) サインデザイン(標識、看板、シンボルマークなど) 庭園、道路、建物、都市計画造成、本の編集、完成 予想図などのデザイン
業 務 種 類	内 容 例 示																			
デ	インダストリアル 機器(輸送・電気・音響・事務など)、スポーツ用 品などのデザイン																			
ザ	パッケージ 箱、商品個装(詰め合わせ商品なども含む)のデザ イン																			
ザ	グラフィック ポスター、装丁、カタログ、パンフレットなどのデ ザイン																			
イ	ディスプレイ 展示構成、店舗・店頭装飾、ウィンドーディスプレ イなどのデザイン																			
ン	インテリア 室内の構成と装飾のデザイン																			
業	テキスタイル、 ファッション カーテン、カーペットなどインテリアファブリック 繊維製品、生地、タペストリー、ユニフォーム、 既製服、帽子、鞆、ハンドバック、装身具、スカーフ、 履物などのデザイン																			
務	マルチメディア デジタルコンテンツ(アプリケーションソフトウェア、 CD-ROMなど)、インタラクティブメディア、 オンラインプロダクト(Webなど)などのデザイン																			
務	そ の 他 クラフトデザイン(陶磁器・ガラス・木竹・漆・金 属・紙・布帛製品など) ジュエリーデザイン(装飾品、身辺細貨品など) サインデザイン(標識、看板、シンボルマークなど) 庭園、道路、建物、都市計画造成、本の編集、完成 予想図などのデザイン																			

・調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意												
4	年間売上高 (つづき)	<p>(つづき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="448 367 496 405">業務種類</th> <th data-bbox="496 367 1422 405">内容例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="448 405 496 533">機械設計</td> <td data-bbox="496 405 1422 533"> <p>基本設計</p> <p>機械や装置の基本仕様決定のための基本計算、基本構想図、全体計画図、技術図書の作成などの基本設計業務及び設計の総合管理業務</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 533 496 741">機械設計</td> <td data-bbox="496 533 1422 741"> <p>計画設計</p> <p>基本設計に基づき、機械や装置の機能・構造・機構などの具体化を図る計画設計業務</p> <p>基本設計を基に、実績のある機械や装置参考例を応用して機能・構造・機構などの具体化を図る類似計画設計を作成する業務</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 741 496 831">機械設計</td> <td data-bbox="496 741 1422 831"> <p>詳細設計</p> <p>詳細計画図の作成、作成に伴う検討図・強度計算書・組立図、部品図等を作成するための業務</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 831 496 913">業務</td> <td data-bbox="496 831 1422 913"> <p>コンサルティング</p> <p>機械・装置の設置、操作等の技術的・経済的、又は立地条件等の情報を提供する業務</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 913 496 1099">業務</td> <td data-bbox="496 913 1422 1099"> <p>その他</p> <p>コンピュータによるプログラム及びマニュアル等の作成業務</p> <p>テクニカルイラスト、トレース、出張業務、派遣業務等の上記以外の業務</p> </td> </tr> </tbody> </table>	業務種類	内容例示	機械設計	<p>基本設計</p> <p>機械や装置の基本仕様決定のための基本計算、基本構想図、全体計画図、技術図書の作成などの基本設計業務及び設計の総合管理業務</p>	機械設計	<p>計画設計</p> <p>基本設計に基づき、機械や装置の機能・構造・機構などの具体化を図る計画設計業務</p> <p>基本設計を基に、実績のある機械や装置参考例を応用して機能・構造・機構などの具体化を図る類似計画設計を作成する業務</p>	機械設計	<p>詳細設計</p> <p>詳細計画図の作成、作成に伴う検討図・強度計算書・組立図、部品図等を作成するための業務</p>	業務	<p>コンサルティング</p> <p>機械・装置の設置、操作等の技術的・経済的、又は立地条件等の情報を提供する業務</p>	業務	<p>その他</p> <p>コンピュータによるプログラム及びマニュアル等の作成業務</p> <p>テクニカルイラスト、トレース、出張業務、派遣業務等の上記以外の業務</p>
業務種類	内容例示													
機械設計	<p>基本設計</p> <p>機械や装置の基本仕様決定のための基本計算、基本構想図、全体計画図、技術図書の作成などの基本設計業務及び設計の総合管理業務</p>													
機械設計	<p>計画設計</p> <p>基本設計に基づき、機械や装置の機能・構造・機構などの具体化を図る計画設計業務</p> <p>基本設計を基に、実績のある機械や装置参考例を応用して機能・構造・機構などの具体化を図る類似計画設計を作成する業務</p>													
機械設計	<p>詳細設計</p> <p>詳細計画図の作成、作成に伴う検討図・強度計算書・組立図、部品図等を作成するための業務</p>													
業務	<p>コンサルティング</p> <p>機械・装置の設置、操作等の技術的・経済的、又は立地条件等の情報を提供する業務</p>													
業務	<p>その他</p> <p>コンピュータによるプログラム及びマニュアル等の作成業務</p> <p>テクニカルイラスト、トレース、出張業務、派遣業務等の上記以外の業務</p>													
5	年間売上高の契約先産業別割合	<p>(1) 「デザイン・機械設計業務」の年間売上高の契約先産業別割合</p> <p>契約先(取引相手)の各産業の割合の合計が100%となるように整数で記入してください。なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きいところで調整してください。</p> <p>(2) 契約先産業別割合は、次の産業区分に従って記入してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="448 1420 619 1458">契約先産業</th> <th data-bbox="619 1420 1422 1458">業種例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="448 1458 619 1585">建設業</td> <td data-bbox="619 1458 1422 1585"> <p>土木建築工事業、舗装工事業、建築リフォーム工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、電気工事業、電気通信・信号装置工事業、機械器具設置工事業</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1585 619 1883">製造業</td> <td data-bbox="619 1585 1422 1883"> <p>食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維、衣服・その他の繊維製品、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連業、化学工業、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、一般機械、電気機械、情報通信機械、電子部品・デバイス、輸送用機械、精密機械、武器等の製造業</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1883 619 1966">電気・ガス・熱供給・水道業</td> <td data-bbox="619 1883 1422 1966"> <p>電気業、ガス業、熱供給業、水道業</p> </td> </tr> </tbody> </table>	契約先産業	業種例示	建設業	<p>土木建築工事業、舗装工事業、建築リフォーム工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、電気工事業、電気通信・信号装置工事業、機械器具設置工事業</p>	製造業	<p>食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維、衣服・その他の繊維製品、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連業、化学工業、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、一般機械、電気機械、情報通信機械、電子部品・デバイス、輸送用機械、精密機械、武器等の製造業</p>	電気・ガス・熱供給・水道業	<p>電気業、ガス業、熱供給業、水道業</p>				
契約先産業	業種例示													
建設業	<p>土木建築工事業、舗装工事業、建築リフォーム工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、電気工事業、電気通信・信号装置工事業、機械器具設置工事業</p>													
製造業	<p>食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維、衣服・その他の繊維製品、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連業、化学工業、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、一般機械、電気機械、情報通信機械、電子部品・デバイス、輸送用機械、精密機械、武器等の製造業</p>													
電気・ガス・熱供給・水道業	<p>電気業、ガス業、熱供給業、水道業</p>													

・調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意																
5	年間売上高の契約先産業別割合(つづき)	<p>(つづき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="451 365 619 405">契約先産業</th> <th data-bbox="619 365 1422 405">業種例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="451 405 619 696">情報通信業</td> <td data-bbox="619 405 1422 696">通信業(信書送達業、固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業)、放送業(公共放送業、民間放送業、有線放送業)、情報サービス業(ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業)、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業(映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 696 619 1025">運輸業</td> <td data-bbox="619 696 1422 1025">鉄道業、一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業、その他の道路旅客運送業、一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、集配利用運送業、その他の道路貨物運送業、外航海運業、沿海海運業、内陸水運業、船舶貸渡業、航空運送業、航空機使用業、倉庫業、冷蔵倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業、その他の運輸に附帯するサービス業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1025 619 1111">卸売・小売業</td> <td data-bbox="619 1025 1422 1111">商社、代理商・仲立業、一般卸売店、製造業の販売事業所、百貨店・スーパー、専門店などの小売店等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1111 619 1319">金融・保険業</td> <td data-bbox="619 1111 1422 1319">銀行業、協同組織金融業、郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関、貸金業・投資業等非預金信用機関(クレジットカード業、割賦金融業など)、証券業、商品先物取引業、補助的金融業、金融附帯業、保険業(含、保険媒介代理業、保険サービス業)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1319 619 1359">不動産業</td> <td data-bbox="619 1319 1422 1359">不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、駐車場業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1359 619 1525">飲食店、宿泊業</td> <td data-bbox="619 1359 1422 1525">食堂、レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、その他の一般飲食店、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ピヤホール、旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1525 619 2036">サービス業 (同業者を除く)</td> <td data-bbox="619 1525 1422 2036">専門サービス業(法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、獣医業、土木建築サービス業、著述・芸術家業、写真業、その他の専門サービス業(興信所、社会保険労務士事務所、経営コンサルタント業など)、学術・開発研究機関、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業(旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業等)、娯楽業、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、物品賃貸業、広告業、その他の事業サービス業(速記・ワープロ入力・複写業、商品検査業、計量証明業、建物サービス業、民営職業紹介業、警備業、他に分類されない事業サービス業)、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサー</td> </tr> </tbody> </table>	契約先産業	業種例示	情報通信業	通信業(信書送達業、固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業)、放送業(公共放送業、民間放送業、有線放送業)、情報サービス業(ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業)、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業(映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業)	運輸業	鉄道業、一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業、その他の道路旅客運送業、一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、集配利用運送業、その他の道路貨物運送業、外航海運業、沿海海運業、内陸水運業、船舶貸渡業、航空運送業、航空機使用業、倉庫業、冷蔵倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業、その他の運輸に附帯するサービス業	卸売・小売業	商社、代理商・仲立業、一般卸売店、製造業の販売事業所、百貨店・スーパー、専門店などの小売店等	金融・保険業	銀行業、協同組織金融業、郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関、貸金業・投資業等非預金信用機関(クレジットカード業、割賦金融業など)、証券業、商品先物取引業、補助的金融業、金融附帯業、保険業(含、保険媒介代理業、保険サービス業)	不動産業	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、駐車場業	飲食店、宿泊業	食堂、レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、その他の一般飲食店、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ピヤホール、旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業	サービス業 (同業者を除く)	専門サービス業(法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、獣医業、土木建築サービス業、著述・芸術家業、写真業、その他の専門サービス業(興信所、社会保険労務士事務所、経営コンサルタント業など)、学術・開発研究機関、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業(旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業等)、娯楽業、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、物品賃貸業、広告業、その他の事業サービス業(速記・ワープロ入力・複写業、商品検査業、計量証明業、建物サービス業、民営職業紹介業、警備業、他に分類されない事業サービス業)、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサー
契約先産業	業種例示																	
情報通信業	通信業(信書送達業、固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業)、放送業(公共放送業、民間放送業、有線放送業)、情報サービス業(ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業)、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業(映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業)																	
運輸業	鉄道業、一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業、その他の道路旅客運送業、一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、集配利用運送業、その他の道路貨物運送業、外航海運業、沿海海運業、内陸水運業、船舶貸渡業、航空運送業、航空機使用業、倉庫業、冷蔵倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業、その他の運輸に附帯するサービス業																	
卸売・小売業	商社、代理商・仲立業、一般卸売店、製造業の販売事業所、百貨店・スーパー、専門店などの小売店等																	
金融・保険業	銀行業、協同組織金融業、郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関、貸金業・投資業等非預金信用機関(クレジットカード業、割賦金融業など)、証券業、商品先物取引業、補助的金融業、金融附帯業、保険業(含、保険媒介代理業、保険サービス業)																	
不動産業	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、駐車場業																	
飲食店、宿泊業	食堂、レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、その他の一般飲食店、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ピヤホール、旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業																	
サービス業 (同業者を除く)	専門サービス業(法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、獣医業、土木建築サービス業、著述・芸術家業、写真業、その他の専門サービス業(興信所、社会保険労務士事務所、経営コンサルタント業など)、学術・開発研究機関、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業(旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業等)、娯楽業、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、物品賃貸業、広告業、その他の事業サービス業(速記・ワープロ入力・複写業、商品検査業、計量証明業、建物サービス業、民営職業紹介業、警備業、他に分類されない事業サービス業)、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサー																	

調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意										
5	年間売上高の契約先産業別割合(つづき)	<p>(つづき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="451 365 619 398">契約先産業</th> <th data-bbox="619 365 1422 398">業種例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="451 398 619 528">サービス業 (同業者を除く) (つづき)</td> <td data-bbox="619 398 1422 528">ビス業(集会場、と畜場、他に分類されないサービス業)、 外国公務(外国公館、その他の外国公務)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 528 619 562">公務</td> <td data-bbox="619 528 1422 562">国家及び地方公務</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 562 619 645">同業者</td> <td data-bbox="619 562 1422 645">「デザイン・機械設計業」の同業者(同一企業の本社・支社・ 営業所間での企業内取引を含む。)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 645 619 1093">その他</td> <td data-bbox="619 645 1422 1093">農業、林業、漁業、鉱業、医療業(病院、一般診療所、歯科 診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業)、 保健衛生(保健所、健康相談施設、その他の保健衛生)、社会 保険・社会福祉・介護事業(社会保険事業団体、福祉事務 所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、 その他の社会保険・社会福祉・介護事業)、学校教育、その 他の教育、学習支援業(社会教育、職業・教育支援施設、学習 塾、教養・技能教授業(外国語会話教授業、スポーツ・健康 教授業、フィットネスクラブなど)、複合サービス事業(郵 便局、協同組合)など 海外(国外)取引による売上高は、ここに含めてください。</td> </tr> </tbody> </table>	契約先産業	業種例示	サービス業 (同業者を除く) (つづき)	ビス業(集会場、と畜場、他に分類されないサービス業)、 外国公務(外国公館、その他の外国公務)	公務	国家及び地方公務	同業者	「デザイン・機械設計業」の同業者(同一企業の本社・支社・ 営業所間での企業内取引を含む。)	その他	農業、林業、漁業、鉱業、医療業(病院、一般診療所、歯科 診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業)、 保健衛生(保健所、健康相談施設、その他の保健衛生)、社会 保険・社会福祉・介護事業(社会保険事業団体、福祉事務 所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、 その他の社会保険・社会福祉・介護事業)、学校教育、その 他の教育、学習支援業(社会教育、職業・教育支援施設、学習 塾、教養・技能教授業(外国語会話教授業、スポーツ・健康 教授業、フィットネスクラブなど)、複合サービス事業(郵 便局、協同組合)など 海外(国外)取引による売上高は、ここに含めてください。
契約先産業	業種例示											
サービス業 (同業者を除く) (つづき)	ビス業(集会場、と畜場、他に分類されないサービス業)、 外国公務(外国公館、その他の外国公務)											
公務	国家及び地方公務											
同業者	「デザイン・機械設計業」の同業者(同一企業の本社・支社・ 営業所間での企業内取引を含む。)											
その他	農業、林業、漁業、鉱業、医療業(病院、一般診療所、歯科 診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業)、 保健衛生(保健所、健康相談施設、その他の保健衛生)、社会 保険・社会福祉・介護事業(社会保険事業団体、福祉事務 所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、 その他の社会保険・社会福祉・介護事業)、学校教育、その 他の教育、学習支援業(社会教育、職業・教育支援施設、学習 塾、教養・技能教授業(外国語会話教授業、スポーツ・健康 教授業、フィットネスクラブなど)、複合サービス事業(郵 便局、協同組合)など 海外(国外)取引による売上高は、ここに含めてください。											
6	年間営業費用及び年間営業費用有形固定資産取得額	<p>(1)「事業所の年間営業費用(消費税額を含む。)」 年間営業費用については、あなたの事業所(企業ではありません。)が平成18年11月1日から平成19年10月31日までの1年間にかかった費用について、下記区分に従って記入してください。 なお、当該1年間での記入ができない等やむを得ない場合については、最も近い決算日前の1年間の営業費用を記入してください。 当該年間営業費用には、営業として行っていない財産運用や財産売却による費用は含めないでください。 年間営業費用には、消費税額を含めて記入してください。 年間営業費用は、次の区分に従って記入してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="451 1585 619 1619">費用区分</th> <th data-bbox="619 1585 1422 1619">費用例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="451 1619 619 2033">給与支給総額</td> <td data-bbox="619 1619 1422 2033">平成18年11月1日から平成19年10月31日までの1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの)及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。 営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。 事業所で「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の事業所で働いている人)」がいる場合は、の給与も含めてください。</td> </tr> </tbody> </table>	費用区分	費用例示	給与支給総額	平成18年11月1日から平成19年10月31日までの1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの)及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。 営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。 事業所で「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の事業所で働いている人)」がいる場合は、の給与も含めてください。						
費用区分	費用例示											
給与支給総額	平成18年11月1日から平成19年10月31日までの1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの)及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。 営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。 事業所で「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の事業所で働いている人)」がいる場合は、の給与も含めてください。											

・調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意																			
6	年間営業費用 及び年間営業 用有形固定資 産取得額 (つづき)	<p>(つづき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>費用区分</th> <th>費用例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外 注 費</td> <td>業務の一部又は全部を他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。なお、本社・支社・営業所間の同一企業内取引関係も外注費とみなします。</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費を記入してください。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">借 料</td> <td>土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。</td> </tr> <tr> <td>機械・装置 機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 「機械・装置」には、自動車などの「輸送用機器」、電算機やパソコンなどの「情報関連機器」、複写機などの「事務用機器」などが含まれます。</td> </tr> <tr> <td>その他の営業費用</td> <td>「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。 荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、広告・宣伝費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 「 事業所の過去1年間における営業用有形固定資産取得額(消費税額を含む。)」</p> <p>「事業所の営業用有形固定資産取得額」には、平成18年11月1日から平成19年10月31日までの1年間に新たに取得した資産(新品、中古品、建物など)の取得額について、購入手数料を含めて記入してください。</p> <p>なお、この1年間に営業用有形固定資産の取得がなかった場合は、合計欄に「0」を記入してください。</p> <p>年間営業用有形固定資産取得額には、消費税額を含めて記入してください。</p> <p>年間営業用有形固定資産取得額は、次の区分に従って記入してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資産区分</th> <th>資産例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械・設備 ・ 装 置</td> <td>耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品などの購入に要した費用</td> </tr> <tr> <td>土 地</td> <td>土地購入に要した費用 既存の土地を整備することに要した費用</td> </tr> <tr> <td>建物・その他 の有形固定 資 産</td> <td>建物の購入、改築・改装に要した費用 給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物付属設備の購入に要した費用 その他取得した有形固定資産の購入に要した費用など</td> </tr> </tbody> </table>	費用区分	費用例示	外 注 費	業務の一部又は全部を他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。なお、本社・支社・営業所間の同一企業内取引関係も外注費とみなします。	減価償却費	取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費を記入してください。	借 料	土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。	機械・装置 機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 「機械・装置」には、自動車などの「輸送用機器」、電算機やパソコンなどの「情報関連機器」、複写機などの「事務用機器」などが含まれます。	その他の営業費用	「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。 荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、広告・宣伝費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など	資産区分	資産例示	機械・設備 ・ 装 置	耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品などの購入に要した費用	土 地	土地購入に要した費用 既存の土地を整備することに要した費用	建物・その他 の有形固定 資 産	建物の購入、改築・改装に要した費用 給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物付属設備の購入に要した費用 その他取得した有形固定資産の購入に要した費用など
費用区分	費用例示																				
外 注 費	業務の一部又は全部を他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。なお、本社・支社・営業所間の同一企業内取引関係も外注費とみなします。																				
減価償却費	取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費を記入してください。																				
借 料	土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。																				
	機械・装置 機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 「機械・装置」には、自動車などの「輸送用機器」、電算機やパソコンなどの「情報関連機器」、複写機などの「事務用機器」などが含まれます。																				
その他の営業費用	「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。 荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、広告・宣伝費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など																				
資産区分	資産例示																				
機械・設備 ・ 装 置	耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品などの購入に要した費用																				
土 地	土地購入に要した費用 既存の土地を整備することに要した費用																				
建物・その他 の有形固定 資 産	建物の購入、改築・改装に要した費用 給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物付属設備の購入に要した費用 その他取得した有形固定資産の購入に要した費用など																				

調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意										
7	従業者数	<p>(1) 従業者数は、平成19年11月1日現在、又はこれに最も近い給与締切日現在で記入してください。</p> <p>(2) 長期欠勤者で、1か月以上いかなる給与も受けていなかった人は、在籍者であっても含めないでください。</p> <p>(3) 「事業所の従業者数」 事業所の従業者数について、以下に従って記入してください。 「個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」、「臨時雇用者」及び「総計」について、「別経営の事業所に派遣している人」を含めた人数を男女別にそれぞれ記入してください。 上記において「別経営の事業所に派遣している人」がいる場合は、「総計」の内数として、その人数を男女別に記入してください。 「総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人」がいる場合は、「総計」の右の別欄に、その人数を男女別に記入してください。 派遣として働いている人とは、労働者派遣法にいう派遣労働者のほか、在籍出向など出向元に籍があり出向元から給与を受けながら出向先の事業所で働いている人及び下請(請負業務)の仕事として働いている人をいいます。 従業者の各区分の内容は以下によります。</p> <table border="1" data-bbox="448 936 1422 1995"> <thead> <tr> <th data-bbox="448 936 699 969">雇用形態区分</th> <th data-bbox="699 936 1422 969">内容例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="448 969 699 1391">個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者</td> <td data-bbox="699 969 1422 1391"> <p>個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの事業所の業務に従事している人 無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している人 家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は常用雇用者欄に記入してください。 調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「3 個人経営」を選択した場合に記入してください。 したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「有給役員」欄から「臨時雇用者」欄に記入してください。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1391 699 1704">有給役員</td> <td data-bbox="699 1391 1422 1704"> <p>個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬、給与の支払いを受けている人 取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ役員報酬を受けていない人は除いてください。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1704 699 1861">常用雇用者</td> <td data-bbox="699 1704 1422 1861"> <p>一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人 平成19年9月、10月にそれぞれ18日以上働き、現在も雇用されている人</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1861 699 1995">一般に正社員、正職員などと呼ばれる人</td> <td data-bbox="699 1861 1422 1995"> <p>常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれる人</p> </td> </tr> </tbody> </table>	雇用形態区分	内容例示	個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者	<p>個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの事業所の業務に従事している人 無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している人 家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は常用雇用者欄に記入してください。 調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「3 個人経営」を選択した場合に記入してください。 したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「有給役員」欄から「臨時雇用者」欄に記入してください。</p>	有給役員	<p>個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬、給与の支払いを受けている人 取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ役員報酬を受けていない人は除いてください。</p>	常用雇用者	<p>一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人 平成19年9月、10月にそれぞれ18日以上働き、現在も雇用されている人</p>	一般に正社員、正職員などと呼ばれる人	<p>常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれる人</p>
雇用形態区分	内容例示											
個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者	<p>個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの事業所の業務に従事している人 無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している人 家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は常用雇用者欄に記入してください。 調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「3 個人経営」を選択した場合に記入してください。 したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「有給役員」欄から「臨時雇用者」欄に記入してください。</p>											
有給役員	<p>個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬、給与の支払いを受けている人 取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ役員報酬を受けていない人は除いてください。</p>											
常用雇用者	<p>一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人 平成19年9月、10月にそれぞれ18日以上働き、現在も雇用されている人</p>											
一般に正社員、正職員などと呼ばれる人	<p>常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれる人</p>											

・調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意												
7	従業者数 (つづき)	<p>(つづき)</p> <table border="1" data-bbox="451 349 1422 943"> <thead> <tr> <th data-bbox="451 349 699 394">雇用形態区分</th> <th data-bbox="699 349 1422 394">内容例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="451 394 699 551">パート、アルバイトなど</td> <td data-bbox="699 394 1422 551">常用雇用のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 551 699 667">臨時雇用者 (常用雇用者以外の雇用者)</td> <td data-bbox="699 551 1422 667">「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 667 699 745">総計 (からの合計)</td> <td data-bbox="699 667 1422 745">「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した従業者の総計(合計欄)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 745 699 943">総計(～の合計)のうち、別経営の事業所に派遣している人</td> <td data-bbox="699 745 1422 943">「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の事業所へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の企業で働いている人</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="451 999 1422 1196"> <tbody> <tr> <td data-bbox="451 999 699 1196">総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人</td> <td data-bbox="699 999 1422 1196">「個人業主」欄から「臨時雇用者」に記入した人のほかに、他の会社など別経営事業所から出向・派遣されている人又は下請として他の会社など別経営の事業所からきて働いている人</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="435 1294 1134 1330">(4) 「デザイン・機械設計業務」の部門別従事者数</p> <p data-bbox="488 1335 1445 1485">部門別従事者数については、「デザイン・機械設計業務」に携わる従事者数(参照)を部門別に記入してください。1人で複数の業務を兼ねている場合でも、その人の主たる業務(例えば、就業時間数の多かった部門)で区分してください。</p> <p data-bbox="488 1491 1445 1641">() 従事者数とは、従業者数(「 」欄の総計)から「別経営の事業所に派遣している人」を除き、「別経営の事業所から派遣されている人」を含めた人数をいいます。ただし、別経営の事業所から派遣されていても「デザイン・機械設計業務」以外の業務に従事している人は除きます。</p> <p data-bbox="488 1686 1445 1760">この欄では、「デザイン・機械設計業務」に携わる従事者数を記入して頂きますので、調査項目との関連では下記の関係による人数となります。</p> <div data-bbox="507 1783 1350 1939" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p data-bbox="544 1805 1297 1917">「 」欄の従業者数総計(～の合計) - 「別経営の事業所に派遣している人」 + 「別経営の事業所から派遣されている人」のうち、「デザイン・機械設計業務」に携わる人数(従事者数)</p> </div>	雇用形態区分	内容例示	パート、アルバイトなど	常用雇用のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人	臨時雇用者 (常用雇用者以外の雇用者)	「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人	総計 (からの合計)	「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した従業者の総計(合計欄)	総計(～の合計)のうち、別経営の事業所に派遣している人	「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の事業所へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の企業で働いている人	総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人	「個人業主」欄から「臨時雇用者」に記入した人のほかに、他の会社など別経営事業所から出向・派遣されている人又は下請として他の会社など別経営の事業所からきて働いている人
雇用形態区分	内容例示													
パート、アルバイトなど	常用雇用のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人													
臨時雇用者 (常用雇用者以外の雇用者)	「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人													
総計 (からの合計)	「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した従業者の総計(合計欄)													
総計(～の合計)のうち、別経営の事業所に派遣している人	「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の事業所へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の企業で働いている人													
総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人	「個人業主」欄から「臨時雇用者」に記入した人のほかに、他の会社など別経営事業所から出向・派遣されている人又は下請として他の会社など別経営の事業所からきて働いている人													

・調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意																										
7	従業者数 (つづき)	<p>部門別従業者数は、次の部門区分に従って記入してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部 門 区 分</th> <th>内 容 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理・営業部門</td> <td> <p>一般に総務、企画、人事、経理、予算などの業務に従事する者</p> <p>各種のデザイン・機械設計業務の受注契約、委託者の意向を自社内の各部門へ伝達するなどの業務に従事する者</p> <p>有給役員のうち、「デザイン・機械設計業務」を担当する役員は、ここに含めてください。</p> </td> </tr> <tr> <td rowspan="7">デザイン部門</td> <td>インダストリアル</td> <td>機器（輸送・電気・音響・事務など）、スポーツ用品のデザイン業務に従事する者</td> </tr> <tr> <td>パッケージグラフィック</td> <td>箱、商品個装などのデザイン業務に従事する者</td> </tr> <tr> <td>ディスプレイ</td> <td>ポスター、装丁、カタログ、パンフレットなどのデザイン業務に従事する者</td> </tr> <tr> <td>インテリア</td> <td>室内の構成と装飾のデザイン業務に従事する者</td> </tr> <tr> <td>テキスタイル、ファッション</td> <td>カーテン、カーペットなどインテリアファブリック繊維製品、生地、タペストリー、ユニフォーム、既製服、帽子、靴、ハンドバック、装身具、スカーフ、履物などのデザイン業務に従事する者</td> </tr> <tr> <td>マルチメディア</td> <td>デジタルコンテンツ（アプリケーションソフトウェア、CD-ROMなど）、インタラクティブメディア、オンラインプロダクツ（Webなど）、などのデザイン業務に従事する者</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>クラフト（陶磁器・ガラス・木竹・漆・金属・紙・布帛製品など） ジュエリー（装飾品、身辺細貨品など） サイン（標識、看板、シンボルマークなど） 庭園、道路、建物、都市計画造成、本の編集、完成予想図など、その他のデザイン業務に従事する者</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">機械設計部門</td> <td>機械系</td> <td>機械部門に従事する者</td> </tr> <tr> <td>電気系</td> <td>電気部門に従事する者</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>上記（機械系、電気系）以外の土木・建築系（土木・建築部門に従事する者）、情報システム系（情報システム部門に従事する者）など、その他の機械設計部門に従事する者</td> </tr> </tbody> </table>	部 門 区 分	内 容 例 示	管理・営業部門	<p>一般に総務、企画、人事、経理、予算などの業務に従事する者</p> <p>各種のデザイン・機械設計業務の受注契約、委託者の意向を自社内の各部門へ伝達するなどの業務に従事する者</p> <p>有給役員のうち、「デザイン・機械設計業務」を担当する役員は、ここに含めてください。</p>	デザイン部門	インダストリアル	機器（輸送・電気・音響・事務など）、スポーツ用品のデザイン業務に従事する者	パッケージグラフィック	箱、商品個装などのデザイン業務に従事する者	ディスプレイ	ポスター、装丁、カタログ、パンフレットなどのデザイン業務に従事する者	インテリア	室内の構成と装飾のデザイン業務に従事する者	テキスタイル、ファッション	カーテン、カーペットなどインテリアファブリック繊維製品、生地、タペストリー、ユニフォーム、既製服、帽子、靴、ハンドバック、装身具、スカーフ、履物などのデザイン業務に従事する者	マルチメディア	デジタルコンテンツ（アプリケーションソフトウェア、CD-ROMなど）、インタラクティブメディア、オンラインプロダクツ（Webなど）、などのデザイン業務に従事する者	その他	クラフト（陶磁器・ガラス・木竹・漆・金属・紙・布帛製品など） ジュエリー（装飾品、身辺細貨品など） サイン（標識、看板、シンボルマークなど） 庭園、道路、建物、都市計画造成、本の編集、完成予想図など、その他のデザイン業務に従事する者	機械設計部門	機械系	機械部門に従事する者	電気系	電気部門に従事する者	その他	上記（機械系、電気系）以外の土木・建築系（土木・建築部門に従事する者）、情報システム系（情報システム部門に従事する者）など、その他の機械設計部門に従事する者
部 門 区 分	内 容 例 示																											
管理・営業部門	<p>一般に総務、企画、人事、経理、予算などの業務に従事する者</p> <p>各種のデザイン・機械設計業務の受注契約、委託者の意向を自社内の各部門へ伝達するなどの業務に従事する者</p> <p>有給役員のうち、「デザイン・機械設計業務」を担当する役員は、ここに含めてください。</p>																											
デザイン部門	インダストリアル	機器（輸送・電気・音響・事務など）、スポーツ用品のデザイン業務に従事する者																										
	パッケージグラフィック	箱、商品個装などのデザイン業務に従事する者																										
	ディスプレイ	ポスター、装丁、カタログ、パンフレットなどのデザイン業務に従事する者																										
	インテリア	室内の構成と装飾のデザイン業務に従事する者																										
	テキスタイル、ファッション	カーテン、カーペットなどインテリアファブリック繊維製品、生地、タペストリー、ユニフォーム、既製服、帽子、靴、ハンドバック、装身具、スカーフ、履物などのデザイン業務に従事する者																										
	マルチメディア	デジタルコンテンツ（アプリケーションソフトウェア、CD-ROMなど）、インタラクティブメディア、オンラインプロダクツ（Webなど）、などのデザイン業務に従事する者																										
	その他	クラフト（陶磁器・ガラス・木竹・漆・金属・紙・布帛製品など） ジュエリー（装飾品、身辺細貨品など） サイン（標識、看板、シンボルマークなど） 庭園、道路、建物、都市計画造成、本の編集、完成予想図など、その他のデザイン業務に従事する者																										
機械設計部門	機械系	機械部門に従事する者																										
	電気系	電気部門に従事する者																										
	その他	上記（機械系、電気系）以外の土木・建築系（土木・建築部門に従事する者）、情報システム系（情報システム部門に従事する者）など、その他の機械設計部門に従事する者																										

広告代理業，その他の広告業調査票記入注意

この調査票にお答えの内容は、統計上の
目的以外に使用されることはありません

平成19年11月1日
経 済 産 業 省

調査票の記入に当たっては、この記入注意及び「調査票の記載例」を参照してください。
調査票は1部作成し提出してください。なお、「調査票の記載例」の裏面は、調査票の写しとなっていますので、記入者(事業所)の控え・保存用として使用してください。

・基本的注意事項

- (1) 記入は、黒若しくは青のペン又はボールペンを用い、はっきりと記入してください。
- (2) 文字は楷書で、数字は算用数字ではっきり記入してください。
- (3) 金額は万円単位で記入し、万円未満は四捨五入してください。なお、金額が5千円未満の場合は「0」万円と記入してください。
- (4) 割合を記入する場合は、整数(例えば、6.3% 6%、1.5% 2%)で記入し、その合計が100%となるようにしてください。なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きい区分のところで調整してください。
- (5) この調査は、事業所単位の調査となっています。したがって調査票の記載は、設問内容に応じて、「事業所」若しくは「主たる業務」() について「あなたの事業所」に関する内容を記入してください。同一企業内の他の事業所分は含みません。
() この調査における「主たる業務」とは、「広告代理業務」と「その他の広告業務」のうち、売上高が多い業務をいいます(以下同じ)。当該各業務の内容は、下記の「 . 調査対象となる事業所」の(1)及び(2)において記載されている業務となりますので参照してください。

・調査対象となる事業所

この調査の対象となる事業所は、日本標準産業分類(JSIC)小分類891-広告代理業又は同小分類899-その他の広告業に格付けされる事業所です。具体的には、

- (1) 「**広告代理業**」は、新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネット(ポータルサイト等)、その他の広告媒体企業と契約し、依頼人のために広告を業務として行っている事業所
- (2) 「**その他の広告業**」は、
ア. 屋外において広告物の表示を業務として行っている事業所
イ. 折込み広告、ダイレクトメール、その他の広告サービスを業務として行っている事業所が調査の対象となります。

なお、(1)及び(2)の業務の具体的内容については、5~6頁の業務種類区分を参考にしてください。

ただし、以下の業務を行う事業所は、「広告代理業、その他の広告業」の調査対象とはなりません。

広告制作業（JSIC 小分類番号 809、細分類番号 8096） 「サービス業務」に該当主として印刷物にかかる広告の企画、制作を行う事業所をいいます。

【例示】広告制作業、広告制作プロダクション

看板・標識機製造業（JSIC小分類番号329、細分類番号3292） 「その他の業務」に該当主として看板及び標識機（電氣的、機械的なものを含む）を製造する事業所をいいます。ネオンサインを製造する事業所も含まれます。

【例示】広告装置製造業、展示装置製造業、標識機製造業、ネオンサイン製造業、看板製造業（看板書き業を除く）、アドバルーン製造業

看板書き業（単純な加工を施すものを含む）（JSIC 小分類番号 909、細分類番号 9094） 「サービス業務」に該当主として屋号などの看板書きを行う事業所をいいます。

商業写真業（JSIC 小分類番号 808、細分類番号 8082） 「サービス業務」に該当主として広告、出版及びその他の業務的使用者のための写真業を行う事業所をいいます。

【例示】商業写真業、宣伝写真業、出版写真業、広告写真業、芸術写真業

他に分類されないその他の事業サービス業（JSIC 小分類番号 909、細分類番号 9099） 「サービス業務」に該当

【例示】メーリングサービス業（メーリングサービス業：郵便物等の差出人から依頼を受けて郵便物等の区分け、発送を行う（発送代行）業務をいいます（日本郵政公社の定義）。）

（参考）日本標準産業分類（JSIC）

統計調査の結果を産業別に表示する場合の統計基準として、事業所において社会的な分業として行われる財貨及びサービスの生産又は提供に係るすべての経済活動を分類したものであり、事業所において行われるすべての経済活動を大分類、中分類、小分類、細分類の4段階に分類しています。（詳細は総務省のホームページ

（<http://www.stat.go.jp/index/seido/sangyo/index.htm>）をご覧ください。）

(1) 広告代理業（JSIC小分類番号：891）

主として新聞、雑誌、ラジオ、テレビその他の広告媒体のスペース又は時間を当該広告媒体企業と契約し、依頼人のために広告することを業とする事業所をいいます。

【例示】広告代理業、広告業（広告の代理業を主とするもの）、新聞広告代理業、車両内広告代理業、電柱広告代理業

(2) その他の広告業（JSIC小分類番号：899）

屋外広告業（JSIC細分類番号：8991）

主として屋外において広告物（看板、立看板、はり紙、はり札、広告塔、広告板等）の表示を行う事業所をいいます。かかる事業所は、掲示板等を作り修繕し維持を行うこともあります。

【例示】屋外広告業、掲示案内業、アドバルーン業

他に分類されない広告業（JSIC細分類番号：8999）

広告に配る引札の配布、郵便広告サービス、サンプルの配布などのような他に分類されない広告サービスを行う事業所をいいます。

【例示】ちんどん屋、引札配布業、郵便広告業、サンプル配布業

調査事項ごとの記入注意

番号	調査事項	記 入 注 意						
1	事業所名及び所在地	<p>(1) 「事業所名」については、あらかじめプリントされている事業所の名称が違う場合は「横線」で抹消し、余白部分にあなたの事業所の正式な名称を記入してください。なお、通称名があるときは、正式な名称の後ろに()書きで記入してください。また、事業所名の「フリガナ」についてはカタカナで記入してください。ただし、“株式会社”などの法人の種類を示す部分及び通称名にはフリガナを記入する必要はありません。</p> <p>(2) 「事業所の所在地」については、あらかじめプリントされている内容(郵便番号、所在地及び電話番号)が違う場合は該当箇所を「横線」で抹消し、余白部分に正式な内容を記入してください。また、登記上の所在地ではなく、あなたの事業所が現に所在する所在地を記入してください。</p> <p>(3) 「本社の所在地」については、あなたの事業所が支社、支店及び営業所である場合に、本社が現に所在する所在地を記入してください。したがって、あなたの事業所が本社である場合は、この項目に記入する必要はありません。</p>						
2	経営組織及び資本金額	<p>(1) 「経営組織」については、あらかじめプリントされている内容が違う場合は「x」で抹消し、あなたの事業所が該当する経営組織の番号を で囲んでください。また、経営組織の内容は以下の表を参照してください。</p> <p>(2) あなたの事業所が「1 会社」に該当する場合は、矢印に従って「資本金額(又は出資金額)」欄に必ず記入してください。なお、<u>資本金額(又は出資金額)が1万円未満の場合は四捨五入して記入してください(5千円以上1万円未満の場合は「1」万円、5千円未満の場合は「0」万円と記入してください。)</u></p> <table border="1" data-bbox="459 1093 1412 1505"> <tr> <td>1 会社</td> <td>株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社などをいいます。</td> </tr> <tr> <td>2 会社以外の法人・団体</td> <td>公益法人(財団法人、社団法人)、中間法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社()をいいます。 ()「<u>外国の会社</u>」とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる「<u>外資系の会社</u>」は「<u>外国の会社</u>」とはせず、「1 会社」となります。</td> </tr> <tr> <td>3 個人経営</td> <td>個人業主により経営されている事業所をいいます。なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。</td> </tr> </table>	1 会社	株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社などをいいます。	2 会社以外の法人・団体	公益法人(財団法人、社団法人)、中間法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社()をいいます。 ()「 <u>外国の会社</u> 」とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる「 <u>外資系の会社</u> 」は「 <u>外国の会社</u> 」とはせず、「1 会社」となります。	3 個人経営	個人業主により経営されている事業所をいいます。なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。
1 会社	株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社などをいいます。							
2 会社以外の法人・団体	公益法人(財団法人、社団法人)、中間法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社()をいいます。 ()「 <u>外国の会社</u> 」とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる「 <u>外資系の会社</u> 」は「 <u>外国の会社</u> 」とはせず、「1 会社」となります。							
3 個人経営	個人業主により経営されている事業所をいいます。なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。							
3	本社・支社別	<p>「事業所の本社・支社別」については、あらかじめプリントされている内容が違う場合は「x」で抹消し、あなたの事業所が該当する本社・支社別の番号を で囲んでください。また、本社・支社別の内容は以下の表を参照してください。なお、親会社と子会社はそれぞれ独立した企業で、「本社」、「支社」の関係はありません。</p> <table border="1" data-bbox="459 1724 1412 2011"> <tr> <td>1 単独事業所</td> <td>他の場所に、同一経営の本社・本店や支社・支店及び営業所などを持たない単独の事業所をいいます。</td> </tr> <tr> <td>2 本社</td> <td>他の場所に、同一経営の支社・支店及び営業所があって、それらのすべてを統括している事業所をいいます。なお、本社・本店の各部門がいくつかの場所に分かっているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「2 本社」とし、ほかの事業所は「3 支社」とします。</td> </tr> <tr> <td>3 支社</td> <td>他の場所にある本社・本店の統括を受けている事業所をいいます。</td> </tr> </table>	1 単独事業所	他の場所に、同一経営の本社・本店や支社・支店及び営業所などを持たない単独の事業所をいいます。	2 本社	他の場所に、同一経営の支社・支店及び営業所があって、それらのすべてを統括している事業所をいいます。なお、本社・本店の各部門がいくつかの場所に分かっているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「2 本社」とし、ほかの事業所は「3 支社」とします。	3 支社	他の場所にある本社・本店の統括を受けている事業所をいいます。
1 単独事業所	他の場所に、同一経営の本社・本店や支社・支店及び営業所などを持たない単独の事業所をいいます。							
2 本社	他の場所に、同一経営の支社・支店及び営業所があって、それらのすべてを統括している事業所をいいます。なお、本社・本店の各部門がいくつかの場所に分かっているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「2 本社」とし、ほかの事業所は「3 支社」とします。							
3 支社	他の場所にある本社・本店の統括を受けている事業所をいいます。							

・調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意
<p>以下の調査事項(番号4～7)については、あなたの事業所のみ金額(又は割合)等を記入してください。他の事業所分は含みません。</p>		
4	年間売上高	<p>(1)「事業所の年間売上高(消費税額を含む。)」 <u>事業所の年間売上高については、あなたの事業所が平成18年11月1日から平成19年10月31日までの1年間に得たすべての売上高、すなわち、利益や所得ではなく経費を差し引く前の売上高に消費税額を含めて記入してください。</u> なお、上記1年間での記入ができない等やむを得ない場合については、最も近い決算日前の1年間の事業所の売上高を記入してください。 当該年間売上高には、本社・支社(営業所)間及び支社(営業所)相互間の企業内取引によるサービス提供を行った場合は、提供価格若しくは振替仕切額(提供価格若しくは振替仕切額がない場合は、そのサービス提供原価)を含めてください。 当該年間売上高には、営業として行っていない財産運用や財産売却による収入は含めないでください。</p> <p>(2)「の「事業所の年間売上高(消費税額を含む。)」に占める業務別売上高」 <u>上記(1)の「 」欄で記入した「事業所の年間売上高」について、「広告代理業務」、「その他の広告業務」及び「その他業務」に分けて業務別売上高を記入してください。</u> 「広告代理業務」及び「その他の広告業務」の業務の内容については、本記入注意の「調査対象となる事業所」に記載されている業務(1～2頁参照)に基づきますので、当該部分を参照してください。 「その他業務」には広告業務以外の事業(業務)の売上高を記入してください。売上高の記入がある場合には、調査票上の矢印に従って「その他業務の内訳」の項目欄に、該当する業務の売上高割合を記入してください。 なお、「その他業務の内訳」の項目欄における業務の内容については、本記入注意の「5 年間売上高の契約先産業別割合」に記載している産業別区分(6～7頁参照)に従ってください。</p> <p>(3)「「主たる業務」の年間売上高の業務種類別割合」 「広告代理業務」と「その他の広告業務」のうち、売上高が多い業務(「主たる業務」といいます(以下同じ。))のみについて、矢印に従って該当する業務の表に、年間売上高の業務種類別の割合を、合計が100%となるように整数で記入してください(対象となる業務については、国内・国外取引を問いません。)。なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きいところで調整してください。 業務種類別割合は、次の区分に従って記入してください。</p> <p><広告代理業務> 広告媒体のスペース又は時間を広告媒体企業と契約し、依頼人のために広告する業務をいいます。</p>

・調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意																
4	年間売上高 (つづき)	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="448 322 651 360">業務種類区分</th> <th data-bbox="651 322 1449 360">内 容 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="448 360 651 398">新聞広告</td> <td data-bbox="651 360 1449 398" rowspan="4">新聞(日刊紙、業界紙など)、雑誌(月刊誌、週刊誌、専門誌など)、テレビ(地上波、CS、BS、CATVなど)、ラジオ(AM、FMなど)のマスメディアを広告媒体として行う広告</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 398 651 436">雑誌広告</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 436 651 474">テレビ広告</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 474 651 512">ラジオ広告</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 512 651 551">交通広告</td> <td data-bbox="651 512 1449 551">鉄道、バス、タクシー、航空機、船舶などの旅客乗物及び駅など交通機関の建造物を利用して掲示する広告</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 551 651 1375">S P ・ P R ・ 催 事 企 画</td> <td data-bbox="651 551 1449 1375"> <p>S P (セールスプロモーション)とは、ポスター、カタログ、カレンダー等の印刷物、POP(ポイント・オブ・パーチェス=店頭販促物など購買時点広告)、ノベルティ(広告主社名入りの鉛筆、灰皿、ライター等の制作)などの広告を取扱うものをいいます。なお、<u>S Pのうち、屋外広告、ダイレクトメール、折込みチラシなどは「その他」に区分して記入してください。</u></p> <p>P R (パブリックリレーションズ)とは、広告主とその受け手との間の良好なコミュニケーションを目的として企業の文化イベント企画を手がけたり、パブリシティ活動としての記者会見設営やニュースリリースの配布や各広告主の依頼に基づいてP R誌の制作代行、企業の周年企画の立案、C I (コーポレート・アイデンティティ: 企業のシンボル・マーク、コーポレート・カラーなど)に関するものをいいます。</p> <p>催事(イベント)企画とは、企業などが企業イメージ向上や販売促進のために実施する催事(イベント)等の企画をいいます。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1375 651 1547">インターネット 広 告</td> <td data-bbox="651 1375 1449 1547">インターネット広告(バナー広告、テキスト広告、検索結果連動型広告など)、電子メール広告、モバイル広告(携帯電話によりアクセスするウェブサイトなどを利用する広告)など</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1547 651 1883">そ の 他</td> <td data-bbox="651 1547 1449 1883"> <p>上記以外の広告媒体のスペース又は時間を広告媒体企業と契約し、依頼人のために行う広告業務をいいます。</p> <p>例えば、電話帳広告、映画館・劇場広告、浴場広告、電柱広告、屋外広告・ダイレクトメール・折込みチラシ(S Pの一部)、海外広告(海外の広告媒体を利用して実施する広告)など</p> <p>広告のための調査、広告の企画、広告の開発、広告技術の開発などの売り上げ</p> </td> </tr> </tbody> </table>	業務種類区分	内 容 例 示	新聞広告	新聞(日刊紙、業界紙など)、雑誌(月刊誌、週刊誌、専門誌など)、テレビ(地上波、CS、BS、CATVなど)、ラジオ(AM、FMなど)のマスメディアを広告媒体として行う広告	雑誌広告	テレビ広告	ラジオ広告	交通広告	鉄道、バス、タクシー、航空機、船舶などの旅客乗物及び駅など交通機関の建造物を利用して掲示する広告	S P ・ P R ・ 催 事 企 画	<p>S P (セールスプロモーション)とは、ポスター、カタログ、カレンダー等の印刷物、POP(ポイント・オブ・パーチェス=店頭販促物など購買時点広告)、ノベルティ(広告主社名入りの鉛筆、灰皿、ライター等の制作)などの広告を取扱うものをいいます。なお、<u>S Pのうち、屋外広告、ダイレクトメール、折込みチラシなどは「その他」に区分して記入してください。</u></p> <p>P R (パブリックリレーションズ)とは、広告主とその受け手との間の良好なコミュニケーションを目的として企業の文化イベント企画を手がけたり、パブリシティ活動としての記者会見設営やニュースリリースの配布や各広告主の依頼に基づいてP R誌の制作代行、企業の周年企画の立案、C I (コーポレート・アイデンティティ: 企業のシンボル・マーク、コーポレート・カラーなど)に関するものをいいます。</p> <p>催事(イベント)企画とは、企業などが企業イメージ向上や販売促進のために実施する催事(イベント)等の企画をいいます。</p>	インターネット 広 告	インターネット広告(バナー広告、テキスト広告、検索結果連動型広告など)、電子メール広告、モバイル広告(携帯電話によりアクセスするウェブサイトなどを利用する広告)など	そ の 他	<p>上記以外の広告媒体のスペース又は時間を広告媒体企業と契約し、依頼人のために行う広告業務をいいます。</p> <p>例えば、電話帳広告、映画館・劇場広告、浴場広告、電柱広告、屋外広告・ダイレクトメール・折込みチラシ(S Pの一部)、海外広告(海外の広告媒体を利用して実施する広告)など</p> <p>広告のための調査、広告の企画、広告の開発、広告技術の開発などの売り上げ</p>	<p><その他の広告業務></p> <p>広告代理業務以外の広告業務をいいます。(屋外における広告物の表示、折込み広告、ダイレクトメール、サンプルの配布などの業務)</p>
業務種類区分	内 容 例 示																	
新聞広告	新聞(日刊紙、業界紙など)、雑誌(月刊誌、週刊誌、専門誌など)、テレビ(地上波、CS、BS、CATVなど)、ラジオ(AM、FMなど)のマスメディアを広告媒体として行う広告																	
雑誌広告																		
テレビ広告																		
ラジオ広告																		
交通広告	鉄道、バス、タクシー、航空機、船舶などの旅客乗物及び駅など交通機関の建造物を利用して掲示する広告																	
S P ・ P R ・ 催 事 企 画	<p>S P (セールスプロモーション)とは、ポスター、カタログ、カレンダー等の印刷物、POP(ポイント・オブ・パーチェス=店頭販促物など購買時点広告)、ノベルティ(広告主社名入りの鉛筆、灰皿、ライター等の制作)などの広告を取扱うものをいいます。なお、<u>S Pのうち、屋外広告、ダイレクトメール、折込みチラシなどは「その他」に区分して記入してください。</u></p> <p>P R (パブリックリレーションズ)とは、広告主とその受け手との間の良好なコミュニケーションを目的として企業の文化イベント企画を手がけたり、パブリシティ活動としての記者会見設営やニュースリリースの配布や各広告主の依頼に基づいてP R誌の制作代行、企業の周年企画の立案、C I (コーポレート・アイデンティティ: 企業のシンボル・マーク、コーポレート・カラーなど)に関するものをいいます。</p> <p>催事(イベント)企画とは、企業などが企業イメージ向上や販売促進のために実施する催事(イベント)等の企画をいいます。</p>																	
インターネット 広 告	インターネット広告(バナー広告、テキスト広告、検索結果連動型広告など)、電子メール広告、モバイル広告(携帯電話によりアクセスするウェブサイトなどを利用する広告)など																	
そ の 他	<p>上記以外の広告媒体のスペース又は時間を広告媒体企業と契約し、依頼人のために行う広告業務をいいます。</p> <p>例えば、電話帳広告、映画館・劇場広告、浴場広告、電柱広告、屋外広告・ダイレクトメール・折込みチラシ(S Pの一部)、海外広告(海外の広告媒体を利用して実施する広告)など</p> <p>広告のための調査、広告の企画、広告の開発、広告技術の開発などの売り上げ</p>																	

調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意												
4	年間売上高 (つづき)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>業務種類区分</th> <th>内 容 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋 外 広 告</td> <td>広告塔、広告板、屋外のネオンサインなどの屋外の広告</td> </tr> <tr> <td>折込み・ダイ レクトメール</td> <td>新聞を間接媒体として、新聞販売店を通じて家庭などへ 配布するチラシなど印刷物の広告、郵送による印刷物の 広告</td> </tr> <tr> <td>インターネット 広 告</td> <td>インターネット広告(バナー広告、テキスト広告、検索 結果連動型広告など)、電子メール広告、モバイル広告 (携帯電話によりアクセスするウェブサイトなどを利用 する広告)など * 広告媒体企業自らが直接行うもの(自社媒体)に限る。</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td>自ら発行するフリーペーパー(タブロイド紙、広告誌な ど無料のもの)による広告、ポスティング業務、サンプ ル配布など上記以外の広告サービス</td> </tr> </tbody> </table>	業務種類区分	内 容 例 示	屋 外 広 告	広告塔、広告板、屋外のネオンサインなどの屋外の広告	折込み・ダイ レクトメール	新聞を間接媒体として、新聞販売店を通じて家庭などへ 配布するチラシなど印刷物の広告、郵送による印刷物の 広告	インターネット 広 告	インターネット広告(バナー広告、テキスト広告、検索 結果連動型広告など)、電子メール広告、モバイル広告 (携帯電話によりアクセスするウェブサイトなどを利用 する広告)など * 広告媒体企業自らが直接行うもの(自社媒体)に限る。	そ の 他	自ら発行するフリーペーパー(タブロイド紙、広告誌な ど無料のもの)による広告、ポスティング業務、サンプ ル配布など上記以外の広告サービス		
業務種類区分	内 容 例 示													
屋 外 広 告	広告塔、広告板、屋外のネオンサインなどの屋外の広告													
折込み・ダイ レクトメール	新聞を間接媒体として、新聞販売店を通じて家庭などへ 配布するチラシなど印刷物の広告、郵送による印刷物の 広告													
インターネット 広 告	インターネット広告(バナー広告、テキスト広告、検索 結果連動型広告など)、電子メール広告、モバイル広告 (携帯電話によりアクセスするウェブサイトなどを利用 する広告)など * 広告媒体企業自らが直接行うもの(自社媒体)に限る。													
そ の 他	自ら発行するフリーペーパー(タブロイド紙、広告誌な ど無料のもの)による広告、ポスティング業務、サンプ ル配布など上記以外の広告サービス													
5	年間売上高 の契約先産 業別割合	<p>(1)「主たる業務」の年間売上高の契約先産業別割合について、各産業の割合の合計が100%となるように整数で記入してください。 なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きいところで調整してください。</p> <p>(2) 契約先産業別割合は、次の産業区分に従って記入してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>契約先産業</th> <th>業 種 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建 設 業</td> <td>土木建築工事業、舗装工事業、建築リフォーム工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、電気工事業、電気通信・信号装置工事業、機械器具設置工事業</td> </tr> <tr> <td>製 造 業</td> <td>食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維、衣服・その他の繊維製品、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連業、化学工業、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、一般機械、電気機械、情報通信機械、電子部品・デバイス、輸送用機械、精密機械、武器等の製造業</td> </tr> <tr> <td>電気・ガス・ 熱供給・水道業</td> <td>電気業、ガス業、熱供給業、水道業</td> </tr> <tr> <td>情報通信業</td> <td>通信業(信書送達業、固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業)、放送業(公共放送業、民間放送業、有線放送業)、情報サービス業(ソフトウェア業又は情報処理・提供サービス業、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業(映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業))</td> </tr> <tr> <td>運 輸 業</td> <td>鉄道業、一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業、その他の道路旅客運送業、一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、集配利用運送業、その他の道路貨物運送業、外航海運業、沿海海運業、内陸水運業、船舶貸渡業、航空運送業、航空機使用業、倉庫業、冷蔵倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業、その他の運輸に附帯するサービス業</td> </tr> </tbody> </table>	契約先産業	業 種 例 示	建 設 業	土木建築工事業、舗装工事業、建築リフォーム工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、電気工事業、電気通信・信号装置工事業、機械器具設置工事業	製 造 業	食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維、衣服・その他の繊維製品、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連業、化学工業、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、一般機械、電気機械、情報通信機械、電子部品・デバイス、輸送用機械、精密機械、武器等の製造業	電気・ガス・ 熱供給・水道業	電気業、ガス業、熱供給業、水道業	情報通信業	通信業(信書送達業、固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業)、放送業(公共放送業、民間放送業、有線放送業)、情報サービス業(ソフトウェア業又は情報処理・提供サービス業、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業(映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業))	運 輸 業	鉄道業、一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業、その他の道路旅客運送業、一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、集配利用運送業、その他の道路貨物運送業、外航海運業、沿海海運業、内陸水運業、船舶貸渡業、航空運送業、航空機使用業、倉庫業、冷蔵倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業、その他の運輸に附帯するサービス業
契約先産業	業 種 例 示													
建 設 業	土木建築工事業、舗装工事業、建築リフォーム工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、電気工事業、電気通信・信号装置工事業、機械器具設置工事業													
製 造 業	食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維、衣服・その他の繊維製品、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連業、化学工業、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、一般機械、電気機械、情報通信機械、電子部品・デバイス、輸送用機械、精密機械、武器等の製造業													
電気・ガス・ 熱供給・水道業	電気業、ガス業、熱供給業、水道業													
情報通信業	通信業(信書送達業、固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業)、放送業(公共放送業、民間放送業、有線放送業)、情報サービス業(ソフトウェア業又は情報処理・提供サービス業、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業(映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業))													
運 輸 業	鉄道業、一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業、その他の道路旅客運送業、一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、集配利用運送業、その他の道路貨物運送業、外航海運業、沿海海運業、内陸水運業、船舶貸渡業、航空運送業、航空機使用業、倉庫業、冷蔵倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業、その他の運輸に附帯するサービス業													

・調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意																		
5	年間売上高の契約先産業別割合高(つづき)	<p>(つづき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="467 360 635 398">契約先産業</th> <th data-bbox="635 360 1439 398">業 種 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="467 398 635 479">卸 売 ・ 小 売 業</td> <td data-bbox="635 398 1439 479">商社、代理商・仲立業、一般卸売店、製造業の販売事業所、百貨店・スーパー、専門店などの小売店等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 479 635 640">金 融 ・ 保 険 業</td> <td data-bbox="635 479 1439 640">銀行業、協同組織金融業、郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関、貸金業・投資業等非預金信用機関、証券業、商品先物取引業、補助的金融業、金融附帯業、保険業(含、保険媒介代理業、保険サービス業)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 640 635 678">不 動 産 業</td> <td data-bbox="635 640 1439 678">不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、駐車場業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 678 635 840">飲 食 店 , 宿 泊 業</td> <td data-bbox="635 678 1439 840">食堂、レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、その他の一般飲食店、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ピヤホール、旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 840 635 1480">サ ー ビ ス 業 (同業者8頁の()参照を除く)</td> <td data-bbox="635 840 1439 1480">専門サービス業(法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、獣医業、土木建築サービス業、デザイン・機械設計業、著述・芸術家業、写真業、その他の専門サービス業(興信所、社会保険労務士事務所、経営コンサルタント業、広告制作業など)、学術・開発研究機関、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業(旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業等)、娯楽業、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、物品賃貸業、広告業(広告代理業又はその他の広告業(8頁の()参照)、その他の事業サービス業(速記・ワープロ入力・複写業、商品検査業、計量証明業、建物サービス業、民間職業紹介業、警備業、他に分類されない事業サービス業)、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業(集会場、と畜場、他に分類されないサービス業)、外国公務(外国公館、その他の外国公務)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1480 635 1518">公 務</td> <td data-bbox="635 1480 1439 1518">国家及び地方公務</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1518 635 1599">同 業 者</td> <td data-bbox="635 1518 1439 1599">「広告代理業」又は「その他の広告業」の同業者(同一企業間の企業内取引を含む)(8頁の()参照)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1599 635 2042">そ の 他</td> <td data-bbox="635 1599 1439 2042">農業、林業、漁業、鉱業、医療業(病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業)、保健衛生(保健所、健康相談施設、その他の保健衛生)、社会保険・社会福祉・介護事業(社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業)、学校教育、その他の教育、学習支援業(社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、教養・技能教授業(外国語会話教授業、スポーツ・健康教授業、フィットネスクラブなど)、複合サービス事業(郵便局、協同組合)など 海外(国外)取引による売上高は、ここに含めてください。</td> </tr> </tbody> </table>	契約先産業	業 種 例 示	卸 売 ・ 小 売 業	商社、代理商・仲立業、一般卸売店、製造業の販売事業所、百貨店・スーパー、専門店などの小売店等	金 融 ・ 保 険 業	銀行業、協同組織金融業、郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関、貸金業・投資業等非預金信用機関、証券業、商品先物取引業、補助的金融業、金融附帯業、保険業(含、保険媒介代理業、保険サービス業)	不 動 産 業	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、駐車場業	飲 食 店 , 宿 泊 業	食堂、レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、その他の一般飲食店、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ピヤホール、旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業	サ ー ビ ス 業 (同業者8頁の()参照を除く)	専門サービス業(法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、獣医業、土木建築サービス業、デザイン・機械設計業、著述・芸術家業、写真業、その他の専門サービス業(興信所、社会保険労務士事務所、経営コンサルタント業、広告制作業など)、学術・開発研究機関、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業(旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業等)、娯楽業、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、物品賃貸業、広告業(広告代理業又はその他の広告業(8頁の()参照)、その他の事業サービス業(速記・ワープロ入力・複写業、商品検査業、計量証明業、建物サービス業、民間職業紹介業、警備業、他に分類されない事業サービス業)、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業(集会場、と畜場、他に分類されないサービス業)、外国公務(外国公館、その他の外国公務)	公 務	国家及び地方公務	同 業 者	「広告代理業」又は「その他の広告業」の同業者(同一企業間の企業内取引を含む)(8頁の()参照)	そ の 他	農業、林業、漁業、鉱業、医療業(病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業)、保健衛生(保健所、健康相談施設、その他の保健衛生)、社会保険・社会福祉・介護事業(社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業)、学校教育、その他の教育、学習支援業(社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、教養・技能教授業(外国語会話教授業、スポーツ・健康教授業、フィットネスクラブなど)、複合サービス事業(郵便局、協同組合)など 海外(国外)取引による売上高は、ここに含めてください。
契約先産業	業 種 例 示																			
卸 売 ・ 小 売 業	商社、代理商・仲立業、一般卸売店、製造業の販売事業所、百貨店・スーパー、専門店などの小売店等																			
金 融 ・ 保 険 業	銀行業、協同組織金融業、郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関、貸金業・投資業等非預金信用機関、証券業、商品先物取引業、補助的金融業、金融附帯業、保険業(含、保険媒介代理業、保険サービス業)																			
不 動 産 業	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、駐車場業																			
飲 食 店 , 宿 泊 業	食堂、レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、その他の一般飲食店、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ピヤホール、旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業																			
サ ー ビ ス 業 (同業者8頁の()参照を除く)	専門サービス業(法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、獣医業、土木建築サービス業、デザイン・機械設計業、著述・芸術家業、写真業、その他の専門サービス業(興信所、社会保険労務士事務所、経営コンサルタント業、広告制作業など)、学術・開発研究機関、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業(旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業等)、娯楽業、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、物品賃貸業、広告業(広告代理業又はその他の広告業(8頁の()参照)、その他の事業サービス業(速記・ワープロ入力・複写業、商品検査業、計量証明業、建物サービス業、民間職業紹介業、警備業、他に分類されない事業サービス業)、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業(集会場、と畜場、他に分類されないサービス業)、外国公務(外国公館、その他の外国公務)																			
公 務	国家及び地方公務																			
同 業 者	「広告代理業」又は「その他の広告業」の同業者(同一企業間の企業内取引を含む)(8頁の()参照)																			
そ の 他	農業、林業、漁業、鉱業、医療業(病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業)、保健衛生(保健所、健康相談施設、その他の保健衛生)、社会保険・社会福祉・介護事業(社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業)、学校教育、その他の教育、学習支援業(社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、教養・技能教授業(外国語会話教授業、スポーツ・健康教授業、フィットネスクラブなど)、複合サービス事業(郵便局、協同組合)など 海外(国外)取引による売上高は、ここに含めてください。																			

調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意						
5	年間売上高の契約先産業別割合高(つづき)	<p>() 契約先産業区分における「同業者」について</p> <p>あなたの事業所が「広告代理業」である場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約先が「広告代理業」を営む場合は、「同業者」としてください。 ・ 契約先が「その他の広告業」を営む場合は、「同業者」ではなく「サービス業(同業者を除く)」としてください。 <p>あなたの事業所が「その他の広告業」である場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約先が「その他の広告業」を営む場合は、「同業者」としてください。 ・ 契約先が「広告代理業」を営む場合は、「同業者」ではなく「サービス業(同業者を除く)」としてください。 <p>契約先が「広告代理業」か「その他の広告業」かの判断が困難な場合には、「同業者」としてください。</p> <p>「広告代理業」及び「その他の広告業」の業務の定義は、本記入注意の「 .(1) 及び(2) 」(1頁参照)に従ってください。</p>						
6	年間営業費用及び年間営業用有形固定資産取得額	<p>(1) 「 事業所の年間営業費用及び「主たる業務」の年間営業費用(消費税額を含む。) 」について</p> <p>年間営業費用については、あなたの事業所(企業ではありません。)と「主たる業務」の両項目ごとにそれぞれ記入してください。なお、「主たる業務」についての区分経理がされていないため項目ごとの記入が困難な場合には、事業所の総売上高に占める「主たる業務」の売上高の比率を用いて事業所の営業費用を按分して、「主たる業務」に係る営業費用を記入してください。</p> <p>年間営業費用については、平成18年11月1日から平成19年10月31日までの1年間について記入してください。なお、当該1年間での記入ができない等やむを得ない場合については、最も近い決算日前の1年間の営業費用を記入してください。</p> <p>年間営業費用には、消費税額を含めて記入してください。</p> <p>年間営業費用は、次の区分に従って記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="480 1391 1422 2002"> <thead> <tr> <th data-bbox="480 1391 651 1435">費用区分</th> <th data-bbox="651 1391 1422 1435">費 用 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="480 1435 651 1827">給 与 支 給 総 額</td> <td data-bbox="651 1435 1422 1827"> <p>平成18年11月1日から平成19年10月31日までの1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの)及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。</p> <p>営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。</p> <p>事業所で「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の事業所で働いている人)」がいる場合はその給与も含めてください。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 1827 651 2002">外 注 費</td> <td data-bbox="651 1827 1422 2002"> <p>業務の一部又は全部を他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。</p> <p>なお、本社・支社・営業所間の同一企業内取引関係も外注費とみなします。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	費用区分	費 用 例 示	給 与 支 給 総 額	<p>平成18年11月1日から平成19年10月31日までの1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの)及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。</p> <p>営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。</p> <p>事業所で「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の事業所で働いている人)」がいる場合はその給与も含めてください。</p>	外 注 費	<p>業務の一部又は全部を他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。</p> <p>なお、本社・支社・営業所間の同一企業内取引関係も外注費とみなします。</p>
費用区分	費 用 例 示							
給 与 支 給 総 額	<p>平成18年11月1日から平成19年10月31日までの1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの)及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。</p> <p>営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。</p> <p>事業所で「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の事業所で働いている人)」がいる場合はその給与も含めてください。</p>							
外 注 費	<p>業務の一部又は全部を他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。</p> <p>なお、本社・支社・営業所間の同一企業内取引関係も外注費とみなします。</p>							

・調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意																									
6	年間営業費用及び年間営業用有形固定資産取得額(つづき)	<p>(つづき)</p> <table border="1" data-bbox="480 360 1422 1279"> <thead> <tr> <th colspan="2">費用区分</th> <th>費用例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">媒体費</td> <td>新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、SP(セールスプロモーション)、インターネット等の広告実施に必要な経費(時間料、掲載費、新聞折込みチラシの折込料など)として支払った費用を記入してください。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">減価償却費</td> <td>取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費を記入してください。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">賃借料</td> <td>土地・建物</td> <td>土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。</td> </tr> <tr> <td>機械・装置</td> <td>機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 「機械・装置」には、自動車などの「輸送用機器」、電算機やパソコンなどの「情報関連機器」、複写機などの「事務用機器」などが含まれます。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他の営業費用</td> <td>「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。 荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、広告・宣伝費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)「事業所の過去1年間における営業用有形固定資産取得額(消費税額を含む。)」</p> <p>「事業所の営業用有形固定資産取得額」には、平成18年11月1日から平成19年10月31日までの1年間に新たに取得した資産(新品、中古品、建物など)の取得額について、購入手数料を含めて記入してください。</p> <p>なお、この1年間に営業用有形固定資産の取得がなかった場合は、合計欄に「0」を記入してください。</p> <p>年間営業用有形固定資産取得額には、消費税額を含めて記入してください。</p> <p>年間営業用有形固定資産取得額は、次の区分に従って記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="480 1675 1422 2040"> <thead> <tr> <th>資産区分</th> <th>資産例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械・設備・装置</td> <td>耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品などの購入に要した費用</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>土地購入に要した費用 既存の土地を整備することに要した費用</td> </tr> <tr> <td>建物・その他の有形固定資産</td> <td>建物の購入、改築・改装に要した費用 給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物付属設備の購入に要した費用 その他取得した有形固定資産の購入に要した費用など</td> </tr> </tbody> </table>	費用区分		費用例示	媒体費		新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、SP(セールスプロモーション)、インターネット等の広告実施に必要な経費(時間料、掲載費、新聞折込みチラシの折込料など)として支払った費用を記入してください。	減価償却費		取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費を記入してください。	賃借料	土地・建物	土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。	機械・装置	機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 「機械・装置」には、自動車などの「輸送用機器」、電算機やパソコンなどの「情報関連機器」、複写機などの「事務用機器」などが含まれます。	その他の営業費用		「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。 荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、広告・宣伝費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など	資産区分	資産例示	機械・設備・装置	耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品などの購入に要した費用	土地	土地購入に要した費用 既存の土地を整備することに要した費用	建物・その他の有形固定資産	建物の購入、改築・改装に要した費用 給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物付属設備の購入に要した費用 その他取得した有形固定資産の購入に要した費用など
費用区分		費用例示																									
媒体費		新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、SP(セールスプロモーション)、インターネット等の広告実施に必要な経費(時間料、掲載費、新聞折込みチラシの折込料など)として支払った費用を記入してください。																									
減価償却費		取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費を記入してください。																									
賃借料	土地・建物	土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。																									
	機械・装置	機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 「機械・装置」には、自動車などの「輸送用機器」、電算機やパソコンなどの「情報関連機器」、複写機などの「事務用機器」などが含まれます。																									
その他の営業費用		「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。 荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、広告・宣伝費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など																									
資産区分	資産例示																										
機械・設備・装置	耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品などの購入に要した費用																										
土地	土地購入に要した費用 既存の土地を整備することに要した費用																										
建物・その他の有形固定資産	建物の購入、改築・改装に要した費用 給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物付属設備の購入に要した費用 その他取得した有形固定資産の購入に要した費用など																										

・調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意										
7	従業者数	<p>(1) 従業者数は、平成19年11月1日現在、又はこれに最も近い給与締切日現在で記入してください。</p> <p>(2) 長期欠勤者で、1か月以上いかなる給与も受けていなかった人は、在籍者であっても含めないでください。</p> <p>(3) 「事業所の従業者数」 事業所の従業者数について、以下に従って記入してください。 「個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」、「臨時雇用者」及び「総計」について、「別経営の事業所に派遣している人」を含めた人数を男女別にそれぞれ記入してください。 上記において「別経営の事業所に派遣している人」がいる場合は、「総計」の内数として、その人数を男女別に記入してください。 「総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人」がいる場合は、「総計」の右の別欄に、その人数を男女別に記入してください。 派遣として働いている人とは、労働者派遣法にいう派遣労働者のほか、在籍出向など出向元に籍があり出向元から給与を受けながら出向先の事業所で働いている人及び下請(請負業務)の仕事として働いている人をいいます。 従業者の各区分の内容は以下によります。</p> <table border="1" data-bbox="450 958 1422 2040"> <thead> <tr> <th data-bbox="450 958 699 994">雇用形態区分</th> <th data-bbox="699 958 1422 994">内容例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="450 994 699 1420">個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者</td> <td data-bbox="699 994 1422 1420"> <p>個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの事業所の業務に従事している人 無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している人 家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は常用雇用者欄に記入してください。 調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「3 個人経営」を選択した場合に記入してください。 したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「有給役員」欄から「臨時雇用者」欄に記入してください。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 1420 699 1742">有給役員</td> <td data-bbox="699 1420 1422 1742"> <p>個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬、給与の支払いを受けている人 取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ役員報酬を受けていない人は除いてください。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 1742 699 1899">常用雇用者</td> <td data-bbox="699 1742 1422 1899"> <p>一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人 平成19年9月、10月にそれぞれ18日以上働き、現在も雇用されている人</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 1899 699 2040">一般に正社員、正職員などと呼ばれる人</td> <td data-bbox="699 1899 1422 2040"> <p>常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれる人</p> </td> </tr> </tbody> </table>	雇用形態区分	内容例示	個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者	<p>個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの事業所の業務に従事している人 無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している人 家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は常用雇用者欄に記入してください。 調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「3 個人経営」を選択した場合に記入してください。 したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「有給役員」欄から「臨時雇用者」欄に記入してください。</p>	有給役員	<p>個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬、給与の支払いを受けている人 取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ役員報酬を受けていない人は除いてください。</p>	常用雇用者	<p>一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人 平成19年9月、10月にそれぞれ18日以上働き、現在も雇用されている人</p>	一般に正社員、正職員などと呼ばれる人	<p>常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれる人</p>
雇用形態区分	内容例示											
個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者	<p>個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの事業所の業務に従事している人 無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している人 家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は常用雇用者欄に記入してください。 調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「3 個人経営」を選択した場合に記入してください。 したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「有給役員」欄から「臨時雇用者」欄に記入してください。</p>											
有給役員	<p>個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬、給与の支払いを受けている人 取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ役員報酬を受けていない人は除いてください。</p>											
常用雇用者	<p>一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人 平成19年9月、10月にそれぞれ18日以上働き、現在も雇用されている人</p>											
一般に正社員、正職員などと呼ばれる人	<p>常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれる人</p>											

・調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意												
7	従業者数 (つづき)	<p>(つづき)</p> <table border="1" data-bbox="451 360 1422 972"> <thead> <tr> <th data-bbox="451 360 699 398">雇用形態区分</th> <th data-bbox="699 360 1422 398">内容例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="451 398 699 562">パート、 アルバイト など</td> <td data-bbox="699 398 1422 562">常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 562 699 685">臨時雇用者 (常用雇用者以外の雇用者)</td> <td data-bbox="699 562 1422 685">「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 685 699 768">総計 (からの合計)</td> <td data-bbox="699 685 1422 768">「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した従業者の総計(合計欄)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 768 699 972">総計(～の合計)のうち、別経営の事業所に派遣している人</td> <td data-bbox="699 768 1422 972">「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の事業所へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の企業で働いている人</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="451 1032 1422 1236"> <tbody> <tr> <td data-bbox="451 1032 699 1236">総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人</td> <td data-bbox="699 1032 1422 1236">「個人業主」欄から「臨時雇用者」に記入した人のほかに、他の会社など別経営事業所から出向・派遣されている人又は下請として他の会社など別経営の事業所からきて働いている人</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="435 1341 983 1375">(4) 「主たる業務」の部門別従事者数</p> <p data-bbox="485 1382 1445 1538">「主たる業務」の部門別従事者数については、「主たる業務」に携わる従事者数(参照)を部門別に記入してください。1人で複数の業務を兼ねている場合でも、その人の主たる業務(例えば、就業時間数の多かった部門)で区分してください。</p> <p data-bbox="507 1545 1445 1700">() 従事者数とは、従業者数(「 」欄の総計)から「別経営の事業所に派遣している人」を除き、「別経営の事業所から派遣されている人」を含めた人数をいいます。ただし、別経営の事業所から派遣されていても「主たる業務」以外の業務に従事している人は除きます。</p> <p data-bbox="485 1706 1426 1780">この欄では、「主たる業務」に携わる従事者数を記入して頂きますので、調査項目との関連では、下記の関係による人数となります。</p> <div data-bbox="539 1803 1331 1968" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p data-bbox="563 1832 1310 1946">「 」欄の従業者数総計(～の合計) - 「別経営の事業所に派遣している人」 + 「別経営の事業所から派遣されている人」のうち、「主たる業務」に携わる人数(従事者数)</p> </div>	雇用形態区分	内容例示	パート、 アルバイト など	常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人	臨時雇用者 (常用雇用者以外の雇用者)	「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人	総計 (からの合計)	「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した従業者の総計(合計欄)	総計(～の合計)のうち、別経営の事業所に派遣している人	「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の事業所へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の企業で働いている人	総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人	「個人業主」欄から「臨時雇用者」に記入した人のほかに、他の会社など別経営事業所から出向・派遣されている人又は下請として他の会社など別経営の事業所からきて働いている人
雇用形態区分	内容例示													
パート、 アルバイト など	常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人													
臨時雇用者 (常用雇用者以外の雇用者)	「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人													
総計 (からの合計)	「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した従業者の総計(合計欄)													
総計(～の合計)のうち、別経営の事業所に派遣している人	「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の事業所へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の企業で働いている人													
総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人	「個人業主」欄から「臨時雇用者」に記入した人のほかに、他の会社など別経営事業所から出向・派遣されている人又は下請として他の会社など別経営の事業所からきて働いている人													

. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意												
7	従業者数 (つづき)	<p data-bbox="512 327 1286 356">部門別従業者数は、次の部門区分に従って記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="451 400 1422 1458"> <thead> <tr> <th data-bbox="451 400 715 443">部 門 区 分</th> <th data-bbox="715 400 1422 443">内 容 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="451 443 715 808">管理・営業部門</td> <td data-bbox="715 443 1422 808"> <p data-bbox="748 450 1414 517">一般に、総務、企画、人事、経理、予算及び営業などの業務に従事する人</p> <p data-bbox="748 528 1414 680">広告主（企業、公共団体など）を担当する窓口、広告主の意向を自社内の各部門への伝達、または広告会社の立案した企画を広告主に持ち込む業務に従事する人</p> <p data-bbox="748 692 1394 763">有給役員のうち、「主たる業務」を担当する役員は、ここに含めてください。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 808 715 931">媒体部門</td> <td data-bbox="715 808 1422 931"> <p data-bbox="748 815 1414 882">広告媒体企業（新聞社、放送局など）との連絡業務に従事する人</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 931 715 1218">制作部門</td> <td data-bbox="715 931 1422 1218"> <p data-bbox="748 938 1414 1005">新聞、雑誌の広告やポスターの原稿作成に従事する人</p> <p data-bbox="748 1016 1414 1084">テレビ、ラジオのコマーシャルや番組制作等に従事する人</p> <p data-bbox="748 1095 1414 1167">ダイレクトメール、カタログなどすべての広告、宣伝物の制作業務に従事する人</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1218 715 1341">調査・企画・マーケティング部門</td> <td data-bbox="715 1218 1422 1341"> <p data-bbox="748 1225 1414 1292">広告主の製品分析、市場分析、広告企画などの業務に従事する人</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1341 715 1458">S P ・ P R ・ そ の 他</td> <td data-bbox="715 1341 1422 1458"> <p data-bbox="748 1348 1414 1458">セールスプロモーション（S P）部門、パブリックリレーションズ（P R）部門、その他など上記以外の業務に従事する人</p> </td> </tr> </tbody> </table>	部 門 区 分	内 容 例 示	管理・営業部門	<p data-bbox="748 450 1414 517">一般に、総務、企画、人事、経理、予算及び営業などの業務に従事する人</p> <p data-bbox="748 528 1414 680">広告主（企業、公共団体など）を担当する窓口、広告主の意向を自社内の各部門への伝達、または広告会社の立案した企画を広告主に持ち込む業務に従事する人</p> <p data-bbox="748 692 1394 763">有給役員のうち、「主たる業務」を担当する役員は、ここに含めてください。</p>	媒体部門	<p data-bbox="748 815 1414 882">広告媒体企業（新聞社、放送局など）との連絡業務に従事する人</p>	制作部門	<p data-bbox="748 938 1414 1005">新聞、雑誌の広告やポスターの原稿作成に従事する人</p> <p data-bbox="748 1016 1414 1084">テレビ、ラジオのコマーシャルや番組制作等に従事する人</p> <p data-bbox="748 1095 1414 1167">ダイレクトメール、カタログなどすべての広告、宣伝物の制作業務に従事する人</p>	調査・企画・マーケティング部門	<p data-bbox="748 1225 1414 1292">広告主の製品分析、市場分析、広告企画などの業務に従事する人</p>	S P ・ P R ・ そ の 他	<p data-bbox="748 1348 1414 1458">セールスプロモーション（S P）部門、パブリックリレーションズ（P R）部門、その他など上記以外の業務に従事する人</p>
部 門 区 分	内 容 例 示													
管理・営業部門	<p data-bbox="748 450 1414 517">一般に、総務、企画、人事、経理、予算及び営業などの業務に従事する人</p> <p data-bbox="748 528 1414 680">広告主（企業、公共団体など）を担当する窓口、広告主の意向を自社内の各部門への伝達、または広告会社の立案した企画を広告主に持ち込む業務に従事する人</p> <p data-bbox="748 692 1394 763">有給役員のうち、「主たる業務」を担当する役員は、ここに含めてください。</p>													
媒体部門	<p data-bbox="748 815 1414 882">広告媒体企業（新聞社、放送局など）との連絡業務に従事する人</p>													
制作部門	<p data-bbox="748 938 1414 1005">新聞、雑誌の広告やポスターの原稿作成に従事する人</p> <p data-bbox="748 1016 1414 1084">テレビ、ラジオのコマーシャルや番組制作等に従事する人</p> <p data-bbox="748 1095 1414 1167">ダイレクトメール、カタログなどすべての広告、宣伝物の制作業務に従事する人</p>													
調査・企画・マーケティング部門	<p data-bbox="748 1225 1414 1292">広告主の製品分析、市場分析、広告企画などの業務に従事する人</p>													
S P ・ P R ・ そ の 他	<p data-bbox="748 1348 1414 1458">セールスプロモーション（S P）部門、パブリックリレーションズ（P R）部門、その他など上記以外の業務に従事する人</p>													

映像情報制作・配給業調査票記入注意

この調査票にお答えの内容は、統計上の
目的以外に使用されることはありません

平成19年11月1日
経 済 産 業 省

調査票の記入に当たっては、この記入注意及び「調査票の記載例」を参照してください。
調査票は1部作成し提出してください。なお、「調査票の記載例」の裏面は、調査票の写しと
なっていますので、記入者（企業）の控え・保存用として使用してください。

基本的注意事項

- (1) 記入は、黒もしくは青のペン又はボールペンを用い、はっきりと記入してください。
- (2) 文字は楷書で、数字は算用数字ではっきり記入してください。
- (3) 金額は万円単位で記入し、万円未満は四捨五入してください。なお、金額が5千円未満
の場合は「0」万円と記入してください。
- (4) 割合を記入する場合は、整数（例えば、6.3% 6%、1.5% 2%）で記入し、その
合計が100%となるようにしてください。なお、合計が100%にならない時は、割合
の最も大きい区分のところで調整してください。
- (5) この調査は、企業単位の調査となっています。したがって調査票の記載は、設問内容に
応じて、「企業全体」又は「映像情報制作・配給業務」について「あなたの企業」に関する
内容を記入してください。子会社など連結する他の企業分は含みません。

調査対象となる企業

この調査の対象となる企業は、日本標準産業分類小分類411 - 映像情報制作・配給業に格付
けされる企業です。

具体的には、映画制作・配給を業務として行う企業、テレビ番組制作、テレビコマーシャル
制作、テレビ番組配給を業務として行う企業及びビデオの企画、制作や発売（発売元として販
売業者、ビデオレンタル店等への配給まで）を業務として行う企業が調査の対象となります。

ただし、次のような業務を行う企業は調査の対象とはなりません。

映像作品の著作権を持たず、情報を記録したものを製造する企業（ビデオテープ製造業、
ビデオディスク製造業などの情報記録物製造業：日本標準産業分類細分類3296）。

専ら映画フィルムの賃貸、ビデオのレンタル又は販売のみを行う企業（映画フィルム賃
貸業などの映画・演劇用品賃貸業：日本標準産業分類細分類8891、レンタルビデオ業
などの音楽・映像記録物賃貸業：日本標準産業分類細分類8892、録画テープ小売業な
どの他に分類されないその他の小売業：日本標準産業分類細分類6099）。

(参考) 日本標準産業分類 (JSIC)

統計調査の結果を産業別に表示する場合の統計基準として、事業所において社会的な分業として行われる財貨及びサービスの生産又は提供に係るすべての経済活動を分類したものであり、事業所において行われるすべての経済活動を大分類、中分類、小分類、細分類の4段階に分類しています。(詳細は総務省のホームページ

(<http://www.stat.go.jp/index/seido/sangyo/index.htm>) をご覧ください。)

映像情報制作・配給業 (JSIC小分類番号:411)

映画・ビデオ制作業 (テレビ番組制作業を除く) (JSIC細分類番号: 4111)

主として映画の制作を行う事業所又は制作及び配給の両者を行う事業所並びに記録物、創作物などのビデオ制作を行う事業所をいう。

【例示】 映画撮影所；小型映画制作業；映画制作業；ビデオ制作業

テレビ番組制作業 (JSIC細分類番号: 4112)

主としてテレビ番組の制作を行う事業所をいう。

【例示】 テレビ番組制作業；テレビコマーシャル制作業

映画・ビデオ・テレビ番組配給業 (JSIC細分類番号: 4113)

主として映画、ビデオ又はテレビ番組の配給を行う事業所をいう。

フィルムの配達交換、購入などを行う事業所も本分類に含まれる。

【例示】 映画フィルム配給部 (映画制作業から独立しているもの)；映画配給業；ケーブルテレビ番組配給業；有線テレビジョン放送番組配給業

調査事項ごとの記入注意

番号	調査事項	記入注意								
1	企業名及び所在地	<p>(1) 「企業名」については、あらかじめプリントされている企業の名称が違 う場合は「横線」で抹消し、余白部分にあなたの企業の正式な名称を記入し てください。なお、通称名があるときは、正式な名称の後ろに()書きで 記入してください。また、企業名の「フリガナ」についてはカタカナで記入 してください。ただし、“株式会社”などの法人の種類を示す部分及び通称 名にはフリガナを記入する必要はありません。</p> <p>(2) 「企業の所在地」については、あらかじめプリントされている内容(郵 便番号、所在地及び電話番号)が違う場合は該当箇所を「横線」で抹消し、 余白部分に正式な内容を記入してください。また、登記上の所在地ではなく、 あなたの企業が現に所在する所在地を記入してください。</p>								
2	経営組織及び 資本金額	<p>(1) 「経営組織」については、あらかじめプリントされている内容が違 う場合は「x」で抹消し、あなたの企業が該当する経営組織の番号を で囲んで ください。また、経営組織の内容は以下の表を参照してください。</p> <p>(2) あなたの企業が「1 会社」に該当する場合は、矢印に従って「資本 金額(又は出資金額)」欄に必ず記入してください。なお、<u>資本金額(又 は出資金額)が1万円未満の場合は四捨五入して記入してください(5千円以上 1万円未満の場合は「1」万円、5千円未満の場合は「0」万円と記入してください)</u></p> <table border="1" data-bbox="459 1209 1428 1550"> <tr> <td>1 会 社</td> <td>株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社など をいいます。</td> </tr> <tr> <td>2 会社以外 の法人・ 団 体</td> <td>公益法人(財団法人、社団法人)、中間法人、特定非営利 活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない 法人・団体をいいます。</td> </tr> <tr> <td>3 個人経営</td> <td>個人業主により経営されている企業をいいます。 なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共 同経営の場合も含まれます。</td> </tr> </table>	1 会 社	株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社など をいいます。	2 会社以外 の法人・ 団 体	公益法人(財団法人、社団法人)、中間法人、特定非営利 活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない 法人・団体をいいます。	3 個人経営	個人業主により経営されている企業をいいます。 なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共 同経営の場合も含まれます。		
1 会 社	株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社など をいいます。									
2 会社以外 の法人・ 団 体	公益法人(財団法人、社団法人)、中間法人、特定非営利 活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない 法人・団体をいいます。									
3 個人経営	個人業主により経営されている企業をいいます。 なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共 同経営の場合も含まれます。									
3	企業の事業 形態	<p>「企業の事業形態」については、次の区分により、あなたの企業があてはま る番号を一つ で囲んでください。</p> <table border="1" data-bbox="459 1713 1428 2011"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>事 業 形 態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>映画・ビデオの作品を制作する業務(制作及び配給の両者を行う企 業を含む。)を行う企業をいいます。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>テレビ番組の制作、テレビ用コマーシャルの制作を行う企業をい います。</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>映画・ビデオ・テレビ番組の配給(又は発売)のみを行う企業をい います。</td> </tr> </tbody> </table>	番号	事 業 形 態	1	映画・ビデオの作品を制作する業務(制作及び配給の両者を行う企 業を含む。)を行う企業をいいます。	2	テレビ番組の制作、テレビ用コマーシャルの制作を行う企業をい います。	3	映画・ビデオ・テレビ番組の配給(又は発売)のみを行う企業をい います。
番号	事 業 形 態									
1	映画・ビデオの作品を制作する業務(制作及び配給の両者を行う企 業を含む。)を行う企業をいいます。									
2	テレビ番組の制作、テレビ用コマーシャルの制作を行う企業をい います。									
3	映画・ビデオ・テレビ番組の配給(又は発売)のみを行う企業をい います。									

調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意						
4	年間売上高	<p>(1) 「 企業全体の年間売上高(消費税額を含む。) 」 <u>企業全体の年間売上高については、あなたの企業が平成18年11月1日 から平成19年10月31日までの1年間に得たすべての売上高、すなわち、利益や所得ではなく経費を差し引く前の売上高に消費税額を含めて記入してください。</u> なお、上記1年間での記入ができない等やむを得ない場合については、最も近い決算日前の1年間の企業の売上高を記入してください。 当該年間売上高には、営業として行っていない財産運用や財産売却による収入は含めないでください。</p> <p>(2) 「 〃 の「企業全体の年間売上高(消費税額を含む。) 」に占める業務別年間売上高」 上記(1)の「 〃 」欄で記入した「企業全体の年間売上高」について、「映像情報制作・配給業務(年間売上高計、国内・国外別)」及び「その他業務」に分けて業務(事業)別売上高を記入してください。 「映像情報制作・配給業務」の業務の内容については、本記入注意の「 〃 . 調査対象となる企業」に記載されている業務(1～2頁参照)に基づきますので、当該部分を参照してください。 「その他業務」に売上高の記入がある場合には、矢印に従って「その他業務の内訳」の表に、「その他業務」全体の売上高に対する当該業務(売上高がある業務)の売上高の割合をそれぞれ記入してください。 例えば、「卸売・小売業務」の売上高がある場合は、「その他業務の内訳」の表の「卸売・小売業務」欄に、「その他業務」全体の売上高に対する「卸売・小売業務」の売上高の割合を記入してください。 「その他業務の内訳」の表における業務の内容については、次の業種区分に従って記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="450 1543 1436 1998"> <thead> <tr> <th data-bbox="450 1543 699 1585">業 務 区 分</th> <th data-bbox="699 1543 1436 1585">業 務 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="450 1585 699 1742">映像情報制作・配給業務</td> <td data-bbox="699 1585 1436 1742">映画制作・配給、テレビ番組制作、テレビコマーシャル制作、テレビ番組配給、ビデオの企画・制作や発売などの業務(事業)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 1742 699 1998">その他業務</td> <td data-bbox="699 1742 1436 1998">食料品、飲料・飼料、繊維・衣料品、家具、パルプ・紙・紙加工品、印刷業、化学品、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、機械器具、玩具・ゲーム機、情報記録物(カセットテープ、DVD、CDなどへの映像・音声のダビング)などの製造業務(事業)</td> </tr> </tbody> </table>	業 務 区 分	業 務 例 示	映像情報制作・配給業務	映画制作・配給、テレビ番組制作、テレビコマーシャル制作、テレビ番組配給、ビデオの企画・制作や発売などの業務(事業)	その他業務	食料品、飲料・飼料、繊維・衣料品、家具、パルプ・紙・紙加工品、印刷業、化学品、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、機械器具、玩具・ゲーム機、情報記録物(カセットテープ、DVD、CDなどへの映像・音声のダビング)などの製造業務(事業)
業 務 区 分	業 務 例 示							
映像情報制作・配給業務	映画制作・配給、テレビ番組制作、テレビコマーシャル制作、テレビ番組配給、ビデオの企画・制作や発売などの業務(事業)							
その他業務	食料品、飲料・飼料、繊維・衣料品、家具、パルプ・紙・紙加工品、印刷業、化学品、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、機械器具、玩具・ゲーム機、情報記録物(カセットテープ、DVD、CDなどへの映像・音声のダビング)などの製造業務(事業)							

・調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意										
4	年間売上高 (つづき)	<p>(つづき)</p> <table border="1" data-bbox="450 360 1436 1592"> <thead> <tr> <th data-bbox="450 360 699 405">業務区分</th> <th data-bbox="699 360 1436 405">業務例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="450 405 699 707"> 情報通信業務 (映像情報制作・配給業務を除く) </td> <td data-bbox="699 405 1436 707"> 「映像情報制作・配給業務」以外の情報通信業をいいます。 通信業(固定電気通信業、移動電気通信業、信書送達業など)、放送業(公共放送業、民間放送業、有線放送業)、情報サービス業(ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業)、インターネット附随サービス業、音声情報制作業(レコード制作業、ラジオ番組制作業)、新聞業、出版業などの業務(事業) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 707 699 819"> 卸売・小売業務 </td> <td data-bbox="699 707 1436 819"> 商品の卸売業(ビデオソフトの販売事業者、問屋など)及び小売業(百貨店、スーパーマーケット、専門店などの小売店)、代理商・仲立業などの業務(事業) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 819 699 1200"> サービス業務 </td> <td data-bbox="699 819 1436 1200"> 専門サービス業(法律・特許・司法書士・公認会計士・税理士等の事務所、土木建築サービス業、デザイン・機械設計業、経営コンサルタント業など)洗濯・理容・美容・浴場業、旅行業、物品預り業、冠婚葬祭業、娯楽業(映画館、劇場等の興行場、ゴルフ場・ボウリング場等のスポーツ施設、遊園地、パチンコホール・ゲームセンター等の遊戯場、カラオケボックス業など)、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、物品賃貸業、広告業、商品検査業、計量証明業、建物サービス業、民営職業紹介業、警備業などの業務(事業) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 1200 699 1592"> その他の業務 </td> <td data-bbox="699 1200 1436 1592"> 上記以外のすべての業務(事業)をいいます。 農・林・漁業、鉱業、建設業(土木建築工事業、電気工事業など)、電気・ガス・熱供給・水道業、運輸業(鉄道業、自動車・港湾運送業、海運業、倉庫業、こん包業、運輸施設提供業など)、金融・保険業、不動産業(駐車場業を含む。)、飲食店(食堂、レストラン等)、宿泊業、医療業、社会保険・社会福祉・介護事業、学校教育、教育・学習支援業(社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、外国語会話教室、スイミングスクール、ゴルフ教室、フィットネスクラブなど)などの業務(事業) </td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="434 1615 1313 1648">(3) 「映像情報制作・配給業務」の年間売上高の業務種類別割合</p> <p data-bbox="486 1653 1449 1832">上記(2)の「 」欄で記入した「映像情報制作・配給業務」の年間売上高(国内、国外別)について、その内訳である()映画制作・配給業務、()テレビ番組制作・配給業務及び()ビデオ(DVD)制作・発売業務の区分ごとの業務種類別の売上割合を、国内、国外別にそれぞれ合計が100%となるように整数で記入してください。</p> <p data-bbox="486 1839 1449 1910">なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きいところで調整してください。</p> <p data-bbox="486 1917 1449 1989">「映像情報制作・配給業務」における業務種類別区分の内容については、次の表に従ってください。</p>	業務区分	業務例示	情報通信業務 (映像情報制作・配給業務を除く)	「映像情報制作・配給業務」以外の情報通信業をいいます。 通信業(固定電気通信業、移動電気通信業、信書送達業など)、放送業(公共放送業、民間放送業、有線放送業)、情報サービス業(ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業)、インターネット附随サービス業、音声情報制作業(レコード制作業、ラジオ番組制作業)、新聞業、出版業などの業務(事業)	卸売・小売業務	商品の卸売業(ビデオソフトの販売事業者、問屋など)及び小売業(百貨店、スーパーマーケット、専門店などの小売店)、代理商・仲立業などの業務(事業)	サービス業務	専門サービス業(法律・特許・司法書士・公認会計士・税理士等の事務所、土木建築サービス業、デザイン・機械設計業、経営コンサルタント業など)洗濯・理容・美容・浴場業、旅行業、物品預り業、冠婚葬祭業、娯楽業(映画館、劇場等の興行場、ゴルフ場・ボウリング場等のスポーツ施設、遊園地、パチンコホール・ゲームセンター等の遊戯場、カラオケボックス業など)、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、物品賃貸業、広告業、商品検査業、計量証明業、建物サービス業、民営職業紹介業、警備業などの業務(事業)	その他の業務	上記以外のすべての業務(事業)をいいます。 農・林・漁業、鉱業、建設業(土木建築工事業、電気工事業など)、電気・ガス・熱供給・水道業、運輸業(鉄道業、自動車・港湾運送業、海運業、倉庫業、こん包業、運輸施設提供業など)、金融・保険業、不動産業(駐車場業を含む。)、飲食店(食堂、レストラン等)、宿泊業、医療業、社会保険・社会福祉・介護事業、学校教育、教育・学習支援業(社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、外国語会話教室、スイミングスクール、ゴルフ教室、フィットネスクラブなど)などの業務(事業)
業務区分	業務例示											
情報通信業務 (映像情報制作・配給業務を除く)	「映像情報制作・配給業務」以外の情報通信業をいいます。 通信業(固定電気通信業、移動電気通信業、信書送達業など)、放送業(公共放送業、民間放送業、有線放送業)、情報サービス業(ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業)、インターネット附随サービス業、音声情報制作業(レコード制作業、ラジオ番組制作業)、新聞業、出版業などの業務(事業)											
卸売・小売業務	商品の卸売業(ビデオソフトの販売事業者、問屋など)及び小売業(百貨店、スーパーマーケット、専門店などの小売店)、代理商・仲立業などの業務(事業)											
サービス業務	専門サービス業(法律・特許・司法書士・公認会計士・税理士等の事務所、土木建築サービス業、デザイン・機械設計業、経営コンサルタント業など)洗濯・理容・美容・浴場業、旅行業、物品預り業、冠婚葬祭業、娯楽業(映画館、劇場等の興行場、ゴルフ場・ボウリング場等のスポーツ施設、遊園地、パチンコホール・ゲームセンター等の遊戯場、カラオケボックス業など)、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、物品賃貸業、広告業、商品検査業、計量証明業、建物サービス業、民営職業紹介業、警備業などの業務(事業)											
その他の業務	上記以外のすべての業務(事業)をいいます。 農・林・漁業、鉱業、建設業(土木建築工事業、電気工事業など)、電気・ガス・熱供給・水道業、運輸業(鉄道業、自動車・港湾運送業、海運業、倉庫業、こん包業、運輸施設提供業など)、金融・保険業、不動産業(駐車場業を含む。)、飲食店(食堂、レストラン等)、宿泊業、医療業、社会保険・社会福祉・介護事業、学校教育、教育・学習支援業(社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、外国語会話教室、スイミングスクール、ゴルフ教室、フィットネスクラブなど)などの業務(事業)											

・調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意																											
4	年間売上高 (つづき)	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="448 322 762 360">業務種類区分</th> <th data-bbox="762 322 1449 360">内 容 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="448 360 762 465">() 映画の制作・配給 収入</td> <td data-bbox="762 360 1449 465">映画の制作又は配給による年間売上高(国内、国外別)をいい、映像情報制作・配給業務(国内、国外別)の年間売上高に占める割合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 465 762 645">映 画 制 作 ・ 配 給 業 務</td> <td data-bbox="762 465 1449 645">映画作品(自社に著作権のあるもの)をビデオ化(複製し頒布)する権利を他社に販売(許諾)して得た収入額(国内、国外別)をいい、映像情報制作・配給業務(国内、国外別)の年間売上高に占める割合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 645 762 779">テレビ放映権収入</td> <td data-bbox="762 645 1449 779">映画作品(著作権のあるもの)のテレビ放映の使用許諾料収入額(国内、国外別)をいい、映像情報制作・配給業務(国内、国外別)の年間売上高に占める割合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 779 762 958">商品化権収入</td> <td data-bbox="762 779 1449 958">映画作品(著作権のあるもの)に係るキャラクターの使用、映画音楽(サントラ盤)、書籍の出版等の使用許諾料収入額(国内、国外別)をいい、映像情報制作・配給業務(国内、国外別)の年間売上高に占める割合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 958 762 1104">リメイク権収入</td> <td data-bbox="762 958 1449 1104">映画作品(著作権のあるもの)のリメイク権の使用許諾による収入額(国内、国外別)をいい、映像情報制作・配給業務(国内、国外別)の年間売上高に占める割合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1104 762 1216">受託制作収入</td> <td data-bbox="762 1104 1449 1216">他企業からの委託を受けた映画制作業務による収入額(国内、国外別)をいい、映像情報制作・配給業務(国内、国外別)の年間売上高に占める割合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1216 762 1317">テレビ映画制作収入</td> <td data-bbox="762 1216 1449 1317">テレビ用映画の制作による収入額(国内、国外別)をいい、映像情報制作・配給業務(国内、国外別)の年間売上高に占める割合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1317 762 1496">そ の 他</td> <td data-bbox="762 1317 1449 1496">上記以外の映画制作・配給業務による収入額で、例えば、広報映像、産業映像制作による収入、映像ソフトの使用許諾収入(国内、国外別)などをいい、映像情報制作・配給業務(国内、国外別)の年間売上高に占める割合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1496 762 1630">() テレビ番組制作・配給業務</td> <td data-bbox="762 1496 1449 1630">テレビ番組(テレビコマーシャルを含む。)の制作又は配給による年間売上高(国内、国外別)をいい、映像情報制作・配給業務(国内、国外別)の年間売上高に占める割合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1630 762 1809">ビデオ(DVDを含む。)版権収入</td> <td data-bbox="762 1630 1449 1809">テレビ番組(自社に著作権のあるもの)をビデオ化(複製し頒布)する権利を他社に販売(許諾)して得た収入額(国内、国外別)をいい、映像情報制作・配給業務(国内、国外別)の年間売上高に占める割合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1809 762 1955">受託制作収入</td> <td data-bbox="762 1809 1449 1955">他企業からの委託を受けたテレビ番組(テレビコマーシャルを含む。)制作業務による収入額(国内、国外別)をいい、映像情報制作・配給業務(国内、国外別)の年間売上高に占める割合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1955 762 2069">そ の 他</td> <td data-bbox="762 1955 1449 2069">上記以外のテレビ番組制作・配給業務による収入額(国内、国外別)をいい、映像情報制作・配給業務(国内、国外別)の年間売上高に占める割合</td> </tr> </tbody> </table>	業務種類区分	内 容 例 示	() 映画の制作・配給 収入	映画の制作又は配給による年間売上高(国内、国外別)をいい、映像情報制作・配給業務(国内、国外別)の年間売上高に占める割合	映 画 制 作 ・ 配 給 業 務	映画作品(自社に著作権のあるもの)をビデオ化(複製し頒布)する権利を他社に販売(許諾)して得た収入額(国内、国外別)をいい、映像情報制作・配給業務(国内、国外別)の年間売上高に占める割合	テレビ放映権収入	映画作品(著作権のあるもの)のテレビ放映の使用許諾料収入額(国内、国外別)をいい、映像情報制作・配給業務(国内、国外別)の年間売上高に占める割合	商品化権収入	映画作品(著作権のあるもの)に係るキャラクターの使用、映画音楽(サントラ盤)、書籍の出版等の使用許諾料収入額(国内、国外別)をいい、映像情報制作・配給業務(国内、国外別)の年間売上高に占める割合	リメイク権収入	映画作品(著作権のあるもの)のリメイク権の使用許諾による収入額(国内、国外別)をいい、映像情報制作・配給業務(国内、国外別)の年間売上高に占める割合	受託制作収入	他企業からの委託を受けた映画制作業務による収入額(国内、国外別)をいい、映像情報制作・配給業務(国内、国外別)の年間売上高に占める割合	テレビ映画制作収入	テレビ用映画の制作による収入額(国内、国外別)をいい、映像情報制作・配給業務(国内、国外別)の年間売上高に占める割合	そ の 他	上記以外の映画制作・配給業務による収入額で、例えば、広報映像、産業映像制作による収入、映像ソフトの使用許諾収入(国内、国外別)などをいい、映像情報制作・配給業務(国内、国外別)の年間売上高に占める割合	() テレビ番組制作・配給業務	テレビ番組(テレビコマーシャルを含む。)の制作又は配給による年間売上高(国内、国外別)をいい、映像情報制作・配給業務(国内、国外別)の年間売上高に占める割合	ビデオ(DVDを含む。)版権収入	テレビ番組(自社に著作権のあるもの)をビデオ化(複製し頒布)する権利を他社に販売(許諾)して得た収入額(国内、国外別)をいい、映像情報制作・配給業務(国内、国外別)の年間売上高に占める割合	受託制作収入	他企業からの委託を受けたテレビ番組(テレビコマーシャルを含む。)制作業務による収入額(国内、国外別)をいい、映像情報制作・配給業務(国内、国外別)の年間売上高に占める割合	そ の 他	上記以外のテレビ番組制作・配給業務による収入額(国内、国外別)をいい、映像情報制作・配給業務(国内、国外別)の年間売上高に占める割合	
業務種類区分	内 容 例 示																												
() 映画の制作・配給 収入	映画の制作又は配給による年間売上高(国内、国外別)をいい、映像情報制作・配給業務(国内、国外別)の年間売上高に占める割合																												
映 画 制 作 ・ 配 給 業 務	映画作品(自社に著作権のあるもの)をビデオ化(複製し頒布)する権利を他社に販売(許諾)して得た収入額(国内、国外別)をいい、映像情報制作・配給業務(国内、国外別)の年間売上高に占める割合																												
テレビ放映権収入	映画作品(著作権のあるもの)のテレビ放映の使用許諾料収入額(国内、国外別)をいい、映像情報制作・配給業務(国内、国外別)の年間売上高に占める割合																												
商品化権収入	映画作品(著作権のあるもの)に係るキャラクターの使用、映画音楽(サントラ盤)、書籍の出版等の使用許諾料収入額(国内、国外別)をいい、映像情報制作・配給業務(国内、国外別)の年間売上高に占める割合																												
リメイク権収入	映画作品(著作権のあるもの)のリメイク権の使用許諾による収入額(国内、国外別)をいい、映像情報制作・配給業務(国内、国外別)の年間売上高に占める割合																												
受託制作収入	他企業からの委託を受けた映画制作業務による収入額(国内、国外別)をいい、映像情報制作・配給業務(国内、国外別)の年間売上高に占める割合																												
テレビ映画制作収入	テレビ用映画の制作による収入額(国内、国外別)をいい、映像情報制作・配給業務(国内、国外別)の年間売上高に占める割合																												
そ の 他	上記以外の映画制作・配給業務による収入額で、例えば、広報映像、産業映像制作による収入、映像ソフトの使用許諾収入(国内、国外別)などをいい、映像情報制作・配給業務(国内、国外別)の年間売上高に占める割合																												
() テレビ番組制作・配給業務	テレビ番組(テレビコマーシャルを含む。)の制作又は配給による年間売上高(国内、国外別)をいい、映像情報制作・配給業務(国内、国外別)の年間売上高に占める割合																												
ビデオ(DVDを含む。)版権収入	テレビ番組(自社に著作権のあるもの)をビデオ化(複製し頒布)する権利を他社に販売(許諾)して得た収入額(国内、国外別)をいい、映像情報制作・配給業務(国内、国外別)の年間売上高に占める割合																												
受託制作収入	他企業からの委託を受けたテレビ番組(テレビコマーシャルを含む。)制作業務による収入額(国内、国外別)をいい、映像情報制作・配給業務(国内、国外別)の年間売上高に占める割合																												
そ の 他	上記以外のテレビ番組制作・配給業務による収入額(国内、国外別)をいい、映像情報制作・配給業務(国内、国外別)の年間売上高に占める割合																												

・調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意									
4	年間売上高 (つづき)	<p>(つづき)</p> <table border="1" data-bbox="448 367 1439 1182"> <thead> <tr> <th data-bbox="448 367 528 412">業務種類区分</th> <th data-bbox="528 367 1439 412">内 容 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="448 412 528 689">() ビデオ(DVDを含む)制作・発売収入</td> <td data-bbox="528 412 1439 689">ビデオ(DVDを含む)用オリジナル作品の制作又は発売業務、映画作品やテレビ番組が元となっているビデオ(DVDを含む)の発売業務による年間売上高(国内、国外別)をいい、映像情報制作・配給業務(国内、国外別)の年間売上高に占める割合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 689 528 945">() 制作・発売業務</td> <td data-bbox="528 689 1439 945">ビデオ用オリジナル作品(自社に著作権のあるもの)をビデオ化(複製し頒布)する権利を他社に販売(許諾)して得た収入額(国内、国外別)をいい、映像情報制作・配給業務(国内、国外別)の年間売上高に占める割合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 945 528 1182">そ の 他</td> <td data-bbox="528 945 1439 1182">上記以外のビデオ(DVD)制作・発売業務(自社に著作権のあるオリジナル作品の商品化する権利等の販売(許諾)など)による収入額(国内、国外別)をいい、映像情報制作・配給業務(国内、国外別)の年間売上高に占める割合</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="432 1234 1449 1308">(4) 「 」の「映像情報制作・配給業務」の国内、国外別年間売上高に占めるアニメーション作品による収入割合」</p> <p data-bbox="485 1319 1449 1435">上記(2)の「 」欄で記入した「映像情報制作・配給業務」の年間売上高(国内、国外別)のうち、「アニメーション作品(映画作品、テレビ番組、ビデオ作品)」による収入額の割合を国内、国外別に記入してください。</p> <p data-bbox="485 1447 1449 1608">収入額(売上高)には、アニメの映画制作・配給収入(真賞映画館の配給収入分はサービス業ですので除く)、テレビ放送用アニメ番組の制作・配給収入、アニメビデオの制作・発売収入のほか、キャラクター使用権やビデオ化権等のライセンス(権利)の使用許諾収入などが該当します。</p> <p data-bbox="512 1619 1203 1653">該当する収入額については消費税額を含めてください。</p> <p data-bbox="432 1704 1449 1778">(5) 「 」の「映像情報制作・配給業務」の年間売上高に占めるインターネット配信に係るロイヤリティー収入の割合」</p> <p data-bbox="453 1789 1449 1951">上記(2)の「 」欄で記入した「映像情報制作・配給業務」の年間売上高のうち、「インターネット配信に係るロイヤリティー収入の割合」として映像作品についてインターネットプロバイダー等のコンテンツ配信事業者への上映権、頒布権等の使用許諾による収入額がある場合、その収入割合を整数で記入してください。</p>		業務種類区分	内 容 例 示	() ビデオ(DVDを含む)制作・発売収入	ビデオ(DVDを含む)用オリジナル作品の制作又は発売業務、映画作品やテレビ番組が元となっているビデオ(DVDを含む)の発売業務による年間売上高(国内、国外別)をいい、映像情報制作・配給業務(国内、国外別)の年間売上高に占める割合	() 制作・発売業務	ビデオ用オリジナル作品(自社に著作権のあるもの)をビデオ化(複製し頒布)する権利を他社に販売(許諾)して得た収入額(国内、国外別)をいい、映像情報制作・配給業務(国内、国外別)の年間売上高に占める割合	そ の 他	上記以外のビデオ(DVD)制作・発売業務(自社に著作権のあるオリジナル作品の商品化する権利等の販売(許諾)など)による収入額(国内、国外別)をいい、映像情報制作・配給業務(国内、国外別)の年間売上高に占める割合
業務種類区分	内 容 例 示										
() ビデオ(DVDを含む)制作・発売収入	ビデオ(DVDを含む)用オリジナル作品の制作又は発売業務、映画作品やテレビ番組が元となっているビデオ(DVDを含む)の発売業務による年間売上高(国内、国外別)をいい、映像情報制作・配給業務(国内、国外別)の年間売上高に占める割合										
() 制作・発売業務	ビデオ用オリジナル作品(自社に著作権のあるもの)をビデオ化(複製し頒布)する権利を他社に販売(許諾)して得た収入額(国内、国外別)をいい、映像情報制作・配給業務(国内、国外別)の年間売上高に占める割合										
そ の 他	上記以外のビデオ(DVD)制作・発売業務(自社に著作権のあるオリジナル作品の商品化する権利等の販売(許諾)など)による収入額(国内、国外別)をいい、映像情報制作・配給業務(国内、国外別)の年間売上高に占める割合										

調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意
5	映画・テレビ番組及びビデオ制作本数等	<p>(1) 「映画制作本数、配給本数(作品数)」 「映画制作本数(作品数)」は、過去1年間(平成18年11月1日から平成19年10月31日まで)において制作完了した本数を作品別区分に従って記入してください。自己資金による制作は、出資制作に記入してください。 「映画配給本数(作品数)」(著作権等の権利のあるもの)は、邦画、洋画別に過去1年間(平成18年11月1日から平成19年10月31日まで)において劇場(映画館)等に配給した作品本数を記入してください。</p> <p>(2) 「テレビ番組制作本数、配給本数(タイトル数)」 「テレビ番組の制作本数(受託制作を含む。)及び配給本数」は、連続ドラマ、シリーズドラマなど同タイトルの番組は1本(1作品)として数えてください。 「テレビ番組の制作本数(受託制作を含む。)」は、過去1年間(平成18年11月1日から平成19年10月31日まで)において制作完了した本数を作品別区分に従ってタイトル数で記入してください。 「テレビ番組(著作権等の権利のあるもの)の配給本数」は、テレビ放送局(地上波、BS、CS、CATVなどの放送事業者。)へ配給した作品のタイトル数で記入してください。</p> <p>(3) 「ビデオ(DVDを含む。)制作本数、発売(プリント)本数」 「ビデオ(DVDを含む。)の制作本数」(受託制作を含む。)は、連続ドラマ、シリーズドラマなど同タイトルの番組は1本(1作品)として数えてください。 また、「ビデオ(DVDを含む。)の発売(プリント)本数」は、レンタル又はセルビデオの発売用にプリント(「複製」をいう。以下同じ)したカセット及びDVDの総本数(ただし、返品を差し引いた本数)をいいます。したがって、ボックス(1ボックスにカセット10本入りなど)による発売の場合は、カセット数により本数を数えてください。 「ビデオ(DVDを含む。)制作本数及び発売(プリント)本数」は、過去1年間(平成18年11月1日から平成19年10月31日まで)のビデオ制作本数(受託制作を含む。)及びビデオ発売(プリント)本数(返品を差し引いた本数)を作品別区分に従って記入してください。</p>
6	年間営業費用及び年間営業用有形固定資産取得額	<p>(1) 「企業全体の年間営業費用(消費税額を含む。)」 年間営業費用については、企業全体で平成18年11月1日から平成19年10月31日までの1年間にかかった費用について記入してください。 なお、当該1年間での記入ができない等やむを得ない場合については、最も近い決算日前の1年間の営業費用を記入してください。 年間営業費用には、消費税額を含めて記入してください。 年間営業費用は、次の区分に従って記入してください。</p>

・調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意																																													
6	年間営業費用及び年間営業用有形固定資産取得額(つづき)	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="464 322 651 360">費用区分</th> <th data-bbox="651 322 1449 360">費用例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="464 360 651 730">給与支給総額</td> <td data-bbox="651 360 1449 730">平成18年11月1日から平成19年10月31日までの1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの)及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。 営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。 企業で主として「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の事業所で働いている人)」がいる場合は、その給与も含めてください。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 730 528 949">制作費</td> <td data-bbox="528 730 1449 949"> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="528 770 651 831">人件費</th> <th data-bbox="651 770 1449 831">費用例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="528 831 651 949">制作費</td> <td data-bbox="651 831 1449 949">制作費のうち、出演者(俳優など)に支払った出演料、監督等制作スタッフ、要員などにかかった人件費を記入してください。ただし、自社の従業員の人件費は含みません。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 949 651 949">その他の制作費</td> <td data-bbox="651 949 1449 949">人件費以外の制作費用(原作・脚本料、機材・資材費、現像費、編集費、プリント費、セル画制作費、出演者等の旅費・交通費など)を記入してください。</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 949 651 1025">外注費</td> <td data-bbox="651 949 1449 1025">業務の一部又は全部を他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1025 528 1245">配給権獲得費</td> <td data-bbox="528 1025 1449 1245"> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="528 1061 651 1122">国内</th> <th data-bbox="651 1061 1449 1122">費用例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="528 1122 651 1245">配給権獲得費</td> <td data-bbox="651 1122 1449 1245">国内の映画制作業者(著作権者)から映画を買い付けた時に支払うロイヤリティー(上映権、頒布権に関する著作権使用料)を記入してください。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 1245 651 1245">配給権獲得費</td> <td data-bbox="651 1245 1449 1245">海外の映画制作業者(著作権者)から映画を買い付けた時に支払うロイヤリティー(上映権、頒布権に関する著作権使用料)を記入してください。</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1245 651 1319">配収支払費</td> <td data-bbox="651 1245 1449 1319">入場料収入(興行収入)から得た収入のうち、映画制作業者に支払った費用を記入してください。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1319 528 1538">版權獲得費</td> <td data-bbox="528 1319 1449 1538"> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="528 1355 651 1415">国内</th> <th data-bbox="651 1355 1449 1415">費用例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="528 1415 651 1538">版權獲得費</td> <td data-bbox="651 1415 1449 1538">国内の映画、テレビ映画又はテレビ番組などの作品のビデオ化のための版權を得るため支払った費用を記入してください。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 1538 651 1538">版權獲得費</td> <td data-bbox="651 1538 1449 1538">海外の映画、テレビ映画又はテレビ番組などの作品のビデオ化のための版權を得るため支払った費用を記入してください。</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1538 651 1653">広告費</td> <td data-bbox="651 1538 1449 1653">ポスター、チラシ、テレビ用オンエアビデオテープ、プレゼント用グッズなどの広告・宣伝費用(外注分、媒体支払い費を含む。)を記入してください。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1653 651 1727">減価償却費</td> <td data-bbox="651 1653 1449 1727">取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費を記入してください。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1727 528 2069">賃借料</td> <td data-bbox="528 1727 1449 2069"> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="528 1762 651 1868">土地・建物</th> <th data-bbox="651 1762 1449 1868">費用例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="528 1868 651 1868">賃借料</td> <td data-bbox="651 1868 1449 1868">土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 1868 651 2069">賃借料</td> <td data-bbox="651 1868 1449 2069">機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 「機械・装置」には、自動車などの「輸送用機器」、電算機やパソコンなどの「情報関連機器」、複写機などの「事務用機器」などが含まれます。</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>		費用区分	費用例示	給与支給総額	平成18年11月1日から平成19年10月31日までの1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの)及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。 営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。 企業で主として「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の事業所で働いている人)」がいる場合は、その給与も含めてください。	制作費	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="528 770 651 831">人件費</th> <th data-bbox="651 770 1449 831">費用例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="528 831 651 949">制作費</td> <td data-bbox="651 831 1449 949">制作費のうち、出演者(俳優など)に支払った出演料、監督等制作スタッフ、要員などにかかった人件費を記入してください。ただし、自社の従業員の人件費は含みません。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 949 651 949">その他の制作費</td> <td data-bbox="651 949 1449 949">人件費以外の制作費用(原作・脚本料、機材・資材費、現像費、編集費、プリント費、セル画制作費、出演者等の旅費・交通費など)を記入してください。</td> </tr> </tbody> </table>	人件費	費用例示	制作費	制作費のうち、出演者(俳優など)に支払った出演料、監督等制作スタッフ、要員などにかかった人件費を記入してください。ただし、自社の従業員の人件費は含みません。	その他の制作費	人件費以外の制作費用(原作・脚本料、機材・資材費、現像費、編集費、プリント費、セル画制作費、出演者等の旅費・交通費など)を記入してください。	外注費	業務の一部又は全部を他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。	配給権獲得費	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="528 1061 651 1122">国内</th> <th data-bbox="651 1061 1449 1122">費用例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="528 1122 651 1245">配給権獲得費</td> <td data-bbox="651 1122 1449 1245">国内の映画制作業者(著作権者)から映画を買い付けた時に支払うロイヤリティー(上映権、頒布権に関する著作権使用料)を記入してください。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 1245 651 1245">配給権獲得費</td> <td data-bbox="651 1245 1449 1245">海外の映画制作業者(著作権者)から映画を買い付けた時に支払うロイヤリティー(上映権、頒布権に関する著作権使用料)を記入してください。</td> </tr> </tbody> </table>	国内	費用例示	配給権獲得費	国内の映画制作業者(著作権者)から映画を買い付けた時に支払うロイヤリティー(上映権、頒布権に関する著作権使用料)を記入してください。	配給権獲得費	海外の映画制作業者(著作権者)から映画を買い付けた時に支払うロイヤリティー(上映権、頒布権に関する著作権使用料)を記入してください。	配収支払費	入場料収入(興行収入)から得た収入のうち、映画制作業者に支払った費用を記入してください。	版權獲得費	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="528 1355 651 1415">国内</th> <th data-bbox="651 1355 1449 1415">費用例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="528 1415 651 1538">版權獲得費</td> <td data-bbox="651 1415 1449 1538">国内の映画、テレビ映画又はテレビ番組などの作品のビデオ化のための版權を得るため支払った費用を記入してください。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 1538 651 1538">版權獲得費</td> <td data-bbox="651 1538 1449 1538">海外の映画、テレビ映画又はテレビ番組などの作品のビデオ化のための版權を得るため支払った費用を記入してください。</td> </tr> </tbody> </table>	国内	費用例示	版權獲得費	国内の映画、テレビ映画又はテレビ番組などの作品のビデオ化のための版權を得るため支払った費用を記入してください。	版權獲得費	海外の映画、テレビ映画又はテレビ番組などの作品のビデオ化のための版權を得るため支払った費用を記入してください。	広告費	ポスター、チラシ、テレビ用オンエアビデオテープ、プレゼント用グッズなどの広告・宣伝費用(外注分、媒体支払い費を含む。)を記入してください。	減価償却費	取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費を記入してください。	賃借料	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="528 1762 651 1868">土地・建物</th> <th data-bbox="651 1762 1449 1868">費用例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="528 1868 651 1868">賃借料</td> <td data-bbox="651 1868 1449 1868">土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 1868 651 2069">賃借料</td> <td data-bbox="651 1868 1449 2069">機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 「機械・装置」には、自動車などの「輸送用機器」、電算機やパソコンなどの「情報関連機器」、複写機などの「事務用機器」などが含まれます。</td> </tr> </tbody> </table>	土地・建物	費用例示	賃借料	土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。	賃借料	機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 「機械・装置」には、自動車などの「輸送用機器」、電算機やパソコンなどの「情報関連機器」、複写機などの「事務用機器」などが含まれます。
費用区分	費用例示																																														
給与支給総額	平成18年11月1日から平成19年10月31日までの1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの)及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。 営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。 企業で主として「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の事業所で働いている人)」がいる場合は、その給与も含めてください。																																														
制作費	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="528 770 651 831">人件費</th> <th data-bbox="651 770 1449 831">費用例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="528 831 651 949">制作費</td> <td data-bbox="651 831 1449 949">制作費のうち、出演者(俳優など)に支払った出演料、監督等制作スタッフ、要員などにかかった人件費を記入してください。ただし、自社の従業員の人件費は含みません。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 949 651 949">その他の制作費</td> <td data-bbox="651 949 1449 949">人件費以外の制作費用(原作・脚本料、機材・資材費、現像費、編集費、プリント費、セル画制作費、出演者等の旅費・交通費など)を記入してください。</td> </tr> </tbody> </table>	人件費	費用例示	制作費	制作費のうち、出演者(俳優など)に支払った出演料、監督等制作スタッフ、要員などにかかった人件費を記入してください。ただし、自社の従業員の人件費は含みません。	その他の制作費	人件費以外の制作費用(原作・脚本料、機材・資材費、現像費、編集費、プリント費、セル画制作費、出演者等の旅費・交通費など)を記入してください。																																								
人件費	費用例示																																														
制作費	制作費のうち、出演者(俳優など)に支払った出演料、監督等制作スタッフ、要員などにかかった人件費を記入してください。ただし、自社の従業員の人件費は含みません。																																														
その他の制作費	人件費以外の制作費用(原作・脚本料、機材・資材費、現像費、編集費、プリント費、セル画制作費、出演者等の旅費・交通費など)を記入してください。																																														
外注費	業務の一部又は全部を他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。																																														
配給権獲得費	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="528 1061 651 1122">国内</th> <th data-bbox="651 1061 1449 1122">費用例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="528 1122 651 1245">配給権獲得費</td> <td data-bbox="651 1122 1449 1245">国内の映画制作業者(著作権者)から映画を買い付けた時に支払うロイヤリティー(上映権、頒布権に関する著作権使用料)を記入してください。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 1245 651 1245">配給権獲得費</td> <td data-bbox="651 1245 1449 1245">海外の映画制作業者(著作権者)から映画を買い付けた時に支払うロイヤリティー(上映権、頒布権に関する著作権使用料)を記入してください。</td> </tr> </tbody> </table>	国内	費用例示	配給権獲得費	国内の映画制作業者(著作権者)から映画を買い付けた時に支払うロイヤリティー(上映権、頒布権に関する著作権使用料)を記入してください。	配給権獲得費	海外の映画制作業者(著作権者)から映画を買い付けた時に支払うロイヤリティー(上映権、頒布権に関する著作権使用料)を記入してください。																																								
国内	費用例示																																														
配給権獲得費	国内の映画制作業者(著作権者)から映画を買い付けた時に支払うロイヤリティー(上映権、頒布権に関する著作権使用料)を記入してください。																																														
配給権獲得費	海外の映画制作業者(著作権者)から映画を買い付けた時に支払うロイヤリティー(上映権、頒布権に関する著作権使用料)を記入してください。																																														
配収支払費	入場料収入(興行収入)から得た収入のうち、映画制作業者に支払った費用を記入してください。																																														
版權獲得費	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="528 1355 651 1415">国内</th> <th data-bbox="651 1355 1449 1415">費用例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="528 1415 651 1538">版權獲得費</td> <td data-bbox="651 1415 1449 1538">国内の映画、テレビ映画又はテレビ番組などの作品のビデオ化のための版權を得るため支払った費用を記入してください。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 1538 651 1538">版權獲得費</td> <td data-bbox="651 1538 1449 1538">海外の映画、テレビ映画又はテレビ番組などの作品のビデオ化のための版權を得るため支払った費用を記入してください。</td> </tr> </tbody> </table>	国内	費用例示	版權獲得費	国内の映画、テレビ映画又はテレビ番組などの作品のビデオ化のための版權を得るため支払った費用を記入してください。	版權獲得費	海外の映画、テレビ映画又はテレビ番組などの作品のビデオ化のための版權を得るため支払った費用を記入してください。																																								
国内	費用例示																																														
版權獲得費	国内の映画、テレビ映画又はテレビ番組などの作品のビデオ化のための版權を得るため支払った費用を記入してください。																																														
版權獲得費	海外の映画、テレビ映画又はテレビ番組などの作品のビデオ化のための版權を得るため支払った費用を記入してください。																																														
広告費	ポスター、チラシ、テレビ用オンエアビデオテープ、プレゼント用グッズなどの広告・宣伝費用(外注分、媒体支払い費を含む。)を記入してください。																																														
減価償却費	取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費を記入してください。																																														
賃借料	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="528 1762 651 1868">土地・建物</th> <th data-bbox="651 1762 1449 1868">費用例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="528 1868 651 1868">賃借料</td> <td data-bbox="651 1868 1449 1868">土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 1868 651 2069">賃借料</td> <td data-bbox="651 1868 1449 2069">機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 「機械・装置」には、自動車などの「輸送用機器」、電算機やパソコンなどの「情報関連機器」、複写機などの「事務用機器」などが含まれます。</td> </tr> </tbody> </table>	土地・建物	費用例示	賃借料	土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。	賃借料	機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 「機械・装置」には、自動車などの「輸送用機器」、電算機やパソコンなどの「情報関連機器」、複写機などの「事務用機器」などが含まれます。																																								
土地・建物	費用例示																																														
賃借料	土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。																																														
賃借料	機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 「機械・装置」には、自動車などの「輸送用機器」、電算機やパソコンなどの「情報関連機器」、複写機などの「事務用機器」などが含まれます。																																														

調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意												
6	年間営業費用 及び年間営業 用有形固定資 産取得額 (つづき)	<p>(つづき)</p> <table border="1" data-bbox="464 360 1437 647"> <thead> <tr> <th data-bbox="464 360 651 405">費用区分</th> <th data-bbox="651 360 1437 405">費用例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="464 405 651 647">その他の 営業費用</td> <td data-bbox="651 405 1437 647"> 「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。 荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など </td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 「企業全体の過去1年間における営業用有形固定資産取得額(消費税額を含む。)」</p> <p>「企業全体の営業用有形固定資産取得額」には、平成18年11月1日から平成19年10月31日までの1年間に新たに取得した資産(新品、中古品、建物など)の取得額について、購入手数料を含めて記入してください。</p> <p>なお、この1年間に営業用有形固定資産の取得がなかった場合は、合計欄に「0」を記入してください。</p> <p>年間営業用有形固定資産取得額には、消費税額を含めて記入してください。 年間営業用有形固定資産取得額は、次の区分に従って記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="480 1077 1422 1420"> <thead> <tr> <th data-bbox="480 1077 683 1122">資産区分</th> <th data-bbox="683 1077 1422 1122">資産例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="480 1122 683 1196">機械・設備 ・装置</td> <td data-bbox="683 1122 1422 1196">耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品などの購入に要した費用</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 1196 683 1270">土地</td> <td data-bbox="683 1196 1422 1270">土地購入に要した費用 既存の土地を整備することに要した費用</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 1270 683 1420">建物・その他 の有形固定 資産</td> <td data-bbox="683 1270 1422 1420">建物の購入、改築・改装に要した費用 給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物付属設備の購入に要した費用 その他取得した有形固定資産の購入に要した費用など</td> </tr> </tbody> </table>	費用区分	費用例示	その他の 営業費用	「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。 荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など	資産区分	資産例示	機械・設備 ・装置	耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品などの購入に要した費用	土地	土地購入に要した費用 既存の土地を整備することに要した費用	建物・その他 の有形固定 資産	建物の購入、改築・改装に要した費用 給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物付属設備の購入に要した費用 その他取得した有形固定資産の購入に要した費用など
費用区分	費用例示													
その他の 営業費用	「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。 荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など													
資産区分	資産例示													
機械・設備 ・装置	耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品などの購入に要した費用													
土地	土地購入に要した費用 既存の土地を整備することに要した費用													
建物・その他 の有形固定 資産	建物の購入、改築・改装に要した費用 給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物付属設備の購入に要した費用 その他取得した有形固定資産の購入に要した費用など													
7	従業員数	<p>(1) 従業員数は、平成19年11月1日現在、又はこれに最も近い給与締切日現在で記入してください。</p> <p>(2) 長期欠勤者で、1か月以上いかなる給与も受けていなかった人は、在籍者であっても含めないでください。</p> <p>(3) 「企業全体の従業員数」</p> <p>企業全体の従業員数について、以下に従って記入してください。</p> <p>「個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」、「臨時雇用者」及び「総計」について、「別経営の企業に派遣している人」を含めた人数を男女別にそれぞれ記入してください。</p> <p>上記において「別経営の企業に派遣している人」がいる場合は、「総計」の内数として、その人数を男女別に記入してください。</p> <p>「総計のほかに別経営の企業から派遣されている人」がいる場合は、「総計」の右の別欄に、その人数を男女別に記入してください。</p> <p>派遣として働いている人とは、労働者派遣法にいう派遣労働者のほか、在籍出向など出向元に籍があり出向元から給与を受けながら出向先の企業で働いている人及び下請(請負業務)の仕事として働いている人をいいます。</p>												

調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意																				
7	従業者数 (つづき)	<p>従業者の各区分の内容は以下によります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>雇用形態区分</th> <th>内 容 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者</td> <td> <p>個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの事業所の業務に従事している人 無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに企業の業務に常時従事している人 家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は常用雇用者欄に記入してください。</p> <p>調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「3 個人経営」を選択した場合に記入してください。 したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「有給役員」欄から「臨時雇用者」欄に記入してください。</p> </td> </tr> <tr> <td>有給役員</td> <td> <p>個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬、給与の支払いを受けている人 取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ役員報酬を受けていない人は除いてください。</p> </td> </tr> <tr> <td>常用雇用者</td> <td> <p>一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人 平成19年9月、10月にそれぞれ18日以上働き現在も雇用されている人</p> </td> </tr> <tr> <td>一般に正社員 正職員などと 呼ばれている人</td> <td>常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人</td> </tr> <tr> <td>パート、 アルバイトなど</td> <td>常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人</td> </tr> <tr> <td>臨時雇用者 (常用雇用者以外 の雇用者)</td> <td>「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人</td> </tr> <tr> <td>総 計 (から の合計)</td> <td>「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した従業者の総計(合計欄)</td> </tr> <tr> <td>総計(~ の 合計)のうち、別 経営の企業に派 遣している人</td> <td>「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の企業へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の企業で働いている人</td> </tr> <tr> <td>総計のほかに別経 営の企業から派遣さ れている人</td> <td>「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した人のほかに、他の会社など別経営の企業から出向・派遣されている人又は下請けとして他の会社など別経営の企業からきて働いている人</td> </tr> </tbody> </table>	雇用形態区分	内 容 例 示	個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者	<p>個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの事業所の業務に従事している人 無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに企業の業務に常時従事している人 家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は常用雇用者欄に記入してください。</p> <p>調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「3 個人経営」を選択した場合に記入してください。 したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「有給役員」欄から「臨時雇用者」欄に記入してください。</p>	有給役員	<p>個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬、給与の支払いを受けている人 取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ役員報酬を受けていない人は除いてください。</p>	常用雇用者	<p>一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人 平成19年9月、10月にそれぞれ18日以上働き現在も雇用されている人</p>	一般に正社員 正職員などと 呼ばれている人	常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人	パート、 アルバイトなど	常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人	臨時雇用者 (常用雇用者以外 の雇用者)	「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人	総 計 (から の合計)	「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した従業者の総計(合計欄)	総計(~ の 合計)のうち、別 経営の企業に派 遣している人	「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の企業へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の企業で働いている人	総計のほかに別経 営の企業から派遣さ れている人	「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した人のほかに、他の会社など別経営の企業から出向・派遣されている人又は下請けとして他の会社など別経営の企業からきて働いている人
雇用形態区分	内 容 例 示																					
個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者	<p>個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの事業所の業務に従事している人 無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに企業の業務に常時従事している人 家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は常用雇用者欄に記入してください。</p> <p>調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「3 個人経営」を選択した場合に記入してください。 したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「有給役員」欄から「臨時雇用者」欄に記入してください。</p>																					
有給役員	<p>個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬、給与の支払いを受けている人 取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ役員報酬を受けていない人は除いてください。</p>																					
常用雇用者	<p>一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人 平成19年9月、10月にそれぞれ18日以上働き現在も雇用されている人</p>																					
一般に正社員 正職員などと 呼ばれている人	常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人																					
パート、 アルバイトなど	常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人																					
臨時雇用者 (常用雇用者以外 の雇用者)	「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人																					
総 計 (から の合計)	「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した従業者の総計(合計欄)																					
総計(~ の 合計)のうち、別 経営の企業に派 遣している人	「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の企業へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の企業で働いている人																					
総計のほかに別経 営の企業から派遣さ れている人	「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した人のほかに、他の会社など別経営の企業から出向・派遣されている人又は下請けとして他の会社など別経営の企業からきて働いている人																					

・調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意														
7	従業者数 (つづき)	<p>(4) 「映像情報制作・配給業務」の部門別従業者数」</p> <p>「映像情報制作・配給業務」に携わる従業者数(参照)を部門別に記入してください。1人で複数の業務を兼ねている場合でも、その人の主たる業務(例えば、就業時間数の多かった部門)で区分してください。</p> <p>() 従業者数とは、従業者数(「 」欄の総計)から「別経営の企業に派遣している人」を除き、「別経営の企業から派遣されている人」を含めた人数をいいます。ただし、別経営の企業から派遣されていても「映像情報制作・配給業務」以外の業務に従事している人は除きます。</p> <p>この欄では、「映像情報制作・配給業務」に携わる従業者数を記入して頂きますので、調査項目との関連では下記の関係による人数となります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>「 」欄の従業者数総計(~ の合計) - 「別経営の企業に派遣している人」 + 「別経営の企業から派遣されている人」のうち、「映像情報制作・配給業務」に携わる人数(従業者数)</p> </div> <p>部門別従業者数は、次の部門別区分に従って記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="451 1025 1422 1653" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">部門別区分</th> <th style="text-align: center;">内 容 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">管 理 ・ 営 業 部 門</td> <td>一般に、総務、企画、人事、経理、予算及び営業などの業務に従事する人 有給役員のうち、「映像情報制作・配給業務」を担当する役員は、ここに含めてください。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">企 画 部 門</td> <td>映像情報(映画、テレビ番組(コマーシャルを含む。)、ビデオなど)の企画業務に従事する人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">制 作 部 門</td> <td>映像情報(映画、テレビ番組(コマーシャルを含む。)、ビデオなど)の制作技術業務に従事する人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">配 給 部 門</td> <td>映像情報(映画、テレビ番組(コマーシャルを含む。)、ビデオなど)の配給業務に従事する人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">宣 伝 部 門</td> <td>映像情報(映画、テレビ番組(コマーシャルを含む。)、ビデオなど)の広報・宣伝業務に従事する人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">そ の 他</td> <td>上記以外の業務に従事する人</td> </tr> </tbody> </table>	部門別区分	内 容 例 示	管 理 ・ 営 業 部 門	一般に、総務、企画、人事、経理、予算及び営業などの業務に従事する人 有給役員のうち、「映像情報制作・配給業務」を担当する役員は、ここに含めてください。	企 画 部 門	映像情報(映画、テレビ番組(コマーシャルを含む。)、ビデオなど)の企画業務に従事する人	制 作 部 門	映像情報(映画、テレビ番組(コマーシャルを含む。)、ビデオなど)の制作技術業務に従事する人	配 給 部 門	映像情報(映画、テレビ番組(コマーシャルを含む。)、ビデオなど)の配給業務に従事する人	宣 伝 部 門	映像情報(映画、テレビ番組(コマーシャルを含む。)、ビデオなど)の広報・宣伝業務に従事する人	そ の 他	上記以外の業務に従事する人
部門別区分	内 容 例 示															
管 理 ・ 営 業 部 門	一般に、総務、企画、人事、経理、予算及び営業などの業務に従事する人 有給役員のうち、「映像情報制作・配給業務」を担当する役員は、ここに含めてください。															
企 画 部 門	映像情報(映画、テレビ番組(コマーシャルを含む。)、ビデオなど)の企画業務に従事する人															
制 作 部 門	映像情報(映画、テレビ番組(コマーシャルを含む。)、ビデオなど)の制作技術業務に従事する人															
配 給 部 門	映像情報(映画、テレビ番組(コマーシャルを含む。)、ビデオなど)の配給業務に従事する人															
宣 伝 部 門	映像情報(映画、テレビ番組(コマーシャルを含む。)、ビデオなど)の広報・宣伝業務に従事する人															
そ の 他	上記以外の業務に従事する人															

クレジットカード業、割賦金融業調査票記入注意

この調査票にお答えの内容は、統計上の
目的以外に使用されることはありません

平成19年11月1日
経 済 産 業 省

調査票の記入に当たっては、この記入注意及び「調査票の記載例」を参照してください。
調査票は1部作成し提出してください。なお、「調査票の記載例」の裏面は、調査票の写しと
なっていますので、記入者（企業）の控え・保存用として使用してください。

・基本的注意事項

- (1) 記入は、黒若しくは青のペン又はボールペンをうい、はっきりと記入してください。
- (2) 文字は楷書で、数字は算用数字ではっきり記入してください。
- (3) 金額は万円単位で記入し、万円未満は四捨五入してください。なお、金額が5千円未満の場合は「0」万円と記入してください。
- (4) 割合を記入する場合は、整数（例えば、6.3% 6%、1.5% 2%）で記入し、その合計が100%となるようにしてください。なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きい区分のところで調整してください。
- (5) この調査は、企業単位の調査となっています。したがって調査票の記載は、設問内容に応じて、「企業全体」又は「クレジットカード業務、割賦金融業務」について「あなたの企業」に関する内容を記入してください。子会社など連結する他の企業分は含みません。

・調査対象となる企業

この調査の対象となる企業は、以下の日本標準産業分類小分類643 - クレジットカード業、割賦金融業に格付けされる企業です。

具体的には、「クレジットカード業」は、自社でクレジットカード（又はチケット）を発行し、消費者（会員）が加盟店から商品、サービスを購入する際の信用保証、購入代金の立替払い、会員に対する請求・集金などの業務を行う企業が調査の対象となります。

ただし、次のような業務を行う企業は調査の対象とはなりません。

代金回収だけといった一部の業務しか行っていない場合は、調査の対象としません。

専ら、通信販売、訪問販売、信用保証業務を行う企業及び民間金融機関、消費者金融会社は調査の対象とはなりません。

また、「割賦金融業」は、割賦販売等に伴う販売店の債権を担保とし又は買取るなどにより、当該販売店に対して資金の供給を行う企業が調査の対象となります。

(参考) 日本標準産業分類 (JSIC)

統計調査の結果を産業別に表示する場合の統計基準として、事業所において社会的な分業として行われる財貨及びサービスの生産又は提供に係るすべての経済活動を分類したものであり、事業所において行われるすべての経済活動を大分類、中分類、小分類、細分類の4段階に分類しています。(詳細は総務省のホームページ

(<http://www.stat.go.jp/index/seido/sangyo/index.htm>) をご覧ください。)

クレジットカード業, 割賦金融業 (JSIC小分類番号: 643)

クレジットカード業 (JSIC 細分類番号: 6431)

チケット又はクレジットカードを発行し、会員に対して加盟店からの物品などを購入することについてあっせんを行い、加盟店に対しては会員に代わって立替払いを行う事業所をいいます。

【例示】クレジットカード会社、信販会社(クレジットカード業のもの)、各種チケット団体(クレジットカード業のもの)

割賦金融業 (JSIC 細分類番号: 6432)

主として割賦販売等に伴う販売店の債権を担保とし又は買取るなどにより、当該販売店に対して資金の供給を行う事業所をいいます。

【例示】割賦金融業

(ファクタリング業(売掛債権買取業のもの)(JSIC細分類番号: 6499)は対象外です。)

調査事項ごとの記入注意

番号	調査事項	記入注意						
1	企業名及び所在地	<p>(1) 「企業名」については、あらかじめプリントされている企業の名称が違う場合は「横線」で抹消し、余白部分にあなたの企業の正式な名称を記入してください。なお、通称名があるときは、正式な名称の後ろに()書きで記入してください。また、企業名の「フリガナ」についてはカタカナで記入してください。ただし、“株式会社”などの法人の種類を示す部分及び通称名にはフリガナを記入する必要はありません。</p> <p>(2) 「企業の所在地」については、あらかじめプリントされている内容(郵便番号、所在地及び電話番号)が違う場合は該当箇所を「横線」で抹消し、余白部分に正式な内容を記入してください。また、登記上の所在地ではなく、あなたの企業(本社)が現に所在する所在地を記入してください。</p>						
2	経営組織及び資本金額	<p>(1) 「経営組織」については、あらかじめプリントされている内容が違う場合は「x」で抹消し、あなたの企業が該当する経営組織の番号を で囲んでください。また、経営組織の内容は以下の表を参照してください。</p> <p>(2) あなたの企業が「1 会社」に該当する場合は、矢印に従って「資本金額(又は出資金額)」欄に必ず記入してください。なお、<u>資本金額(株式会社、有限会社)又は出資金額(合資会社、合名会社、合同会社)が1万円未満の場合は四捨五入して記入してください(5千円以上1万円未満の場合は「1」万円、5千円未満の場合は「0」万円と記入してください。)</u></p> <table border="1" data-bbox="459 1182 1414 1496"> <tr> <td>1 会社</td> <td>株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社などをいいます。</td> </tr> <tr> <td>2 会社以外の法人・団体</td> <td>公益法人(財団法人、社団法人)、中間法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体をいいます。</td> </tr> <tr> <td>3 個人経営</td> <td>個人業主により経営されている企業をいいます。 なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。</td> </tr> </table>	1 会社	株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社などをいいます。	2 会社以外の法人・団体	公益法人(財団法人、社団法人)、中間法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体をいいます。	3 個人経営	個人業主により経営されている企業をいいます。 なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。
1 会社	株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社などをいいます。							
2 会社以外の法人・団体	公益法人(財団法人、社団法人)、中間法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体をいいます。							
3 個人経営	個人業主により経営されている企業をいいます。 なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。							
3	企業の系統	<p>「企業の系統」については、次の区分により、あなたの企業があてはまる企業の系統(資本系列など)の番号を一つ で囲んでください。</p> <table border="1" data-bbox="450 1653 1422 2007"> <thead> <tr> <th>企業の系統</th> <th>内容例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 銀行系</td> <td>普通銀行、信託銀行、証券会社、生命保険会社、損害保険会社などの系列企業のうち、クレジットカード業務を営む企業をいいます。</td> </tr> <tr> <td>2. 信販会社</td> <td>割賦販売法に基づき登録された割賦購入斡旋業者のうち、「銀行系」、「中小小売商団体」、「百貨店・量販店、流通系」、「その他」に該当する企業を除いたクレジットカード業務を営む企業をいいます。</td> </tr> </tbody> </table>	企業の系統	内容例示	1. 銀行系	普通銀行、信託銀行、証券会社、生命保険会社、損害保険会社などの系列企業のうち、クレジットカード業務を営む企業をいいます。	2. 信販会社	割賦販売法に基づき登録された割賦購入斡旋業者のうち、「銀行系」、「中小小売商団体」、「百貨店・量販店、流通系」、「その他」に該当する企業を除いたクレジットカード業務を営む企業をいいます。
企業の系統	内容例示							
1. 銀行系	普通銀行、信託銀行、証券会社、生命保険会社、損害保険会社などの系列企業のうち、クレジットカード業務を営む企業をいいます。							
2. 信販会社	割賦販売法に基づき登録された割賦購入斡旋業者のうち、「銀行系」、「中小小売商団体」、「百貨店・量販店、流通系」、「その他」に該当する企業を除いたクレジットカード業務を営む企業をいいます。							

・調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意										
3	企業の系統 (つづき)	<p>(つづき)</p> <table border="1" data-bbox="451 360 1422 1182"> <thead> <tr> <th data-bbox="451 360 699 398">企業の系統</th> <th data-bbox="699 360 1422 398">内容例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="451 398 699 479">3.中小小売商 団 体</td> <td data-bbox="699 398 1422 479">専門店会、商店会などに加盟する団体で、クレジットカード業務を営む企業をいいます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 479 699 949">4.百貨店・ 量販店、 流通系</td> <td data-bbox="699 479 1422 949">百貨店、量販店()系列のクレジットカード会社及び、流通業者が自社又は自社の所属する企業グループの販売促進のため設立したクレジットカード会社をいいます。 ()「量販店」とは、従業員50人以上であって、1店舗の売場面積の50%以上がセルフサービス方式(商品が予め包装され、値段がつけられていること、店のバスケット等により、客が自分で商品を取り集めるような形式、売場の出口等に設けられた勘定場で一括して代金の支払いを行う形式、を備えた販売方法)を採用している小売業者をいいます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 949 699 1066">5.割賦金融会社</td> <td data-bbox="699 949 1422 1066">割賦販売等に伴う販売店の債権を担保とし又は買い取るなどにより、当該販売店に対して資金の供給を行う業務を営む企業をいいます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1066 699 1182">6.その他</td> <td data-bbox="699 1066 1422 1182">上記以外でクレジットカード業務を営む企業をいいます。例えば、電機メーカー系、石油元売会社系などをいいます。</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="496 1189 1449 1339">(注)「クレジットカード業務」とは、チケット又はクレジットカードを発行し、会員に対して加盟店からの物品などを購入することについて、あっせんを行い、加盟店に対しては会員に代わって立替払いを行う企業の業務をいいます。</p>	企業の系統	内容例示	3.中小小売商 団 体	専門店会、商店会などに加盟する団体で、クレジットカード業務を営む企業をいいます。	4.百貨店・ 量販店、 流通系	百貨店、量販店()系列のクレジットカード会社及び、流通業者が自社又は自社の所属する企業グループの販売促進のため設立したクレジットカード会社をいいます。 ()「量販店」とは、従業員50人以上であって、1店舗の売場面積の50%以上がセルフサービス方式(商品が予め包装され、値段がつけられていること、店のバスケット等により、客が自分で商品を取り集めるような形式、売場の出口等に設けられた勘定場で一括して代金の支払いを行う形式、を備えた販売方法)を採用している小売業者をいいます。	5.割賦金融会社	割賦販売等に伴う販売店の債権を担保とし又は買い取るなどにより、当該販売店に対して資金の供給を行う業務を営む企業をいいます。	6.その他	上記以外でクレジットカード業務を営む企業をいいます。例えば、電機メーカー系、石油元売会社系などをいいます。
企業の系統	内容例示											
3.中小小売商 団 体	専門店会、商店会などに加盟する団体で、クレジットカード業務を営む企業をいいます。											
4.百貨店・ 量販店、 流通系	百貨店、量販店()系列のクレジットカード会社及び、流通業者が自社又は自社の所属する企業グループの販売促進のため設立したクレジットカード会社をいいます。 ()「量販店」とは、従業員50人以上であって、1店舗の売場面積の50%以上がセルフサービス方式(商品が予め包装され、値段がつけられていること、店のバスケット等により、客が自分で商品を取り集めるような形式、売場の出口等に設けられた勘定場で一括して代金の支払いを行う形式、を備えた販売方法)を採用している小売業者をいいます。											
5.割賦金融会社	割賦販売等に伴う販売店の債権を担保とし又は買い取るなどにより、当該販売店に対して資金の供給を行う業務を営む企業をいいます。											
6.その他	上記以外でクレジットカード業務を営む企業をいいます。例えば、電機メーカー系、石油元売会社系などをいいます。											
4	年間売上高 (年間取扱高)	<p>(1)「企業全体の年間売上高(年間取扱高)(消費税額を含む。)」 「クレジットカード業務、割賦金融業務」でいう売上高とは、取扱高(顧客に対する信用供与額及びそれに伴う手数料収入等の収入金額の合計)をいいます。 <u>企業全体の年間売上高については、あなたの企業が平成18年11月1日から平成19年10月31日までの1年間に得たすべての売上高、すなわち、利益や所得ではなく経費を差し引く前の売上高に消費税額を含めて記入してください。</u> なお、上記1年間での記入ができない等やむを得ない場合には、最も近い決算日前の1年間の事業所の売上高を記入してください。 当該年間売上高には、営業として行っていない財産運用や財産売却による収入は含めないでください。</p> <p>(2)「の「企業全体の年間売上高(年間取扱高)(消費税額を含む。)」に占める業務別年間売上高(年間取扱高)」 上記(1)の「」欄で記入した「企業全体の年間売上高(年間取扱高)」について、「クレジットカード業務、割賦金融業務」及び「その他業務」に分けて業務別売上高(取扱高)を記入してください。</p>										

・調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意						
4	年間売上高 (年間取扱高) (つづき)	<p>「クレジットカード業務，割賦金融業務」の業務の内容については、本記入注意の「<input type="checkbox"/> 調査対象となる企業」に記載されている業務（1～2頁参照）に基づきますので、当該部分を参照してください。</p> <p>「その他業務」に売上高の記入がある場合には、矢印に従って「その他業務の内訳」の表に、「その他業務」の売上高に対する当該業務（売上高がある業務）の売上高の割合をそれぞれ記入してください。</p> <p>例えば、「販売信用業務」の売上高がある場合は、「その他業務の内訳」の表の「販売信用業務」欄に、「その他業務」の売上高に対する「販売信用業務」の売上高の割合を記入してください。</p> <p>なお、「その他業務の内訳」の表における業務の内容については、6頁(3)の表の()に従ってください。</p> <p>(3)「<input type="checkbox"/> 「クレジットカード業務，割賦金融業務」の年間売上高(年間取扱高)の業務種類別割合」</p> <p>「クレジットカード業務」及び「割賦金融業務」について、年間売上高（年間取扱高）の業務種類別の割合を、合計が100%となるように整数で記入してください。なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きいところで調整してください。</p> <p>「クレジットカード業務」については、自社カード（<input type="checkbox"/> を参照）の年間売上高（年間取扱高）について、「販売信用業務」と「消費者金融業務」に分けてそれぞれ割合を記入してください。</p> <p>なお、「販売信用業務」については、国内向け年間売上高（年間取扱高）、国外向け年間売上高（年間取扱高）に分けて記入してください。</p> <p>()「自社カード」とは、クレジットカード会社が顧客から申込を受け（提携先を経由する場合を含む。）審査を行い発行するクレジットカードで、カード会員（個人会員の契約会員及びその家族会員と企業などの法人会員）から商品等の代金を後日受領する（クレジットカード会社が債権を保有している）ものをいいます。一般的に、プロパーカード（クレジットカード会社の単独カード）、提携カード（他のクレジットカード会社や商業企業等と提携したもの）を指します。</p> <p>「クレジットカード業務」における「販売信用業務」、「消費者金融業務」及び、「割賦金融業務」並びに、「その他業務」の業務の内容については、次の表に従って記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="466 1588 1422 2024"> <thead> <tr> <th data-bbox="466 1588 727 1626">業 務 種 類</th> <th data-bbox="727 1588 1422 1626">内 容 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="466 1626 727 1807">() ク レ ジ ッ ト カ ー ド 業 務</td> <td data-bbox="727 1626 1422 1807">販売信用業務 自社カードによる、商品の販売及びサービスの提供の際の支払繰延べに与える信用業務（販売信用業務）による年間売上高（年間取扱高）をいいます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="466 1807 727 2024"></td> <td data-bbox="727 1807 1422 2024">消費者金融業務 自社カードによる消費者に対する金銭の貸付業務（消費者金融業務）による年間売上高（年間取扱高）（貸出金額、手数料、金利額の合計）をいいます。</td> </tr> </tbody> </table>	業 務 種 類	内 容 例 示	() ク レ ジ ッ ト カ ー ド 業 務	販売信用業務 自社カードによる、商品の販売及びサービスの提供の際の支払繰延べに与える信用業務（販売信用業務）による年間売上高（年間取扱高）をいいます。		消費者金融業務 自社カードによる消費者に対する金銭の貸付業務（消費者金融業務）による年間売上高（年間取扱高）（貸出金額、手数料、金利額の合計）をいいます。
業 務 種 類	内 容 例 示							
() ク レ ジ ッ ト カ ー ド 業 務	販売信用業務 自社カードによる、商品の販売及びサービスの提供の際の支払繰延べに与える信用業務（販売信用業務）による年間売上高（年間取扱高）をいいます。							
	消費者金融業務 自社カードによる消費者に対する金銭の貸付業務（消費者金融業務）による年間売上高（年間取扱高）（貸出金額、手数料、金利額の合計）をいいます。							

・調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意													
4	年間売上高 (年間取扱高) (つづき)	<p>(つづき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="464 360 727 394">業務種類</th> <th data-bbox="727 360 1422 394">内容例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="464 394 727 613">()割賦金融業務</td> <td data-bbox="727 394 1422 613">割賦販売等に伴う販売店の債権を担保とし又は買取るなどにより、当該販売店に対して資金の供給を行う業務による年間売上高(年間取扱高)をいいます。なお、個品あっせん等は「その他業務」の「販売信用業務」に含まれます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 613 544 1442">()金融・保険の業務</td> <td data-bbox="544 613 1422 1442"> <p>クレジットカードによらない、販売信用業務による売上高をいいます。個品あっせん、提携ローン、ローン提携販売(下記の説明参照)はここに含めてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「個品あっせん」: クレジットカードを利用することなく、個々の取引ごとに個別の契約をするもの。 ・「提携ローン」: 特定業者による商品販売・サービス提供の代金について、消費者が当該金額を金融機関から借り入れる際に債務の連帯保証をして、当該金額を業者に交付し、当該金額を割賦方式(2ヶ月以上、かつ3回以上の分割払い)により消費者から受領して金融機関に返還するもの。 ・「ローン提携販売」: 商品・サービス代金の借入について、割賦方式により返還することを条件とするものに係る消費者の債務の保証をし、商品の販売・サービス提供を行うもの。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1442 544 1662">その他業務</td> <td data-bbox="544 1442 1422 1662"> <p>クレジットカードによらない消費者金融業務による売上高をいいます。他社カードによる消費者金融業務(自社CD、ATM利用を含む。)はここに含めてください。</p> <p>上記「販売信用業務」及び「消費者金融業務」以外の信用保証業務などの金融・保険業務による売上高をいいます。</p> <p>金融業又は保険業(下記業種例示参照)業務による売上高をいいます。</p> <p>銀行業、協同組織金融業、郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関、貸金業・投資業等非預金信用機関、証券業、商品先物取引業、補助的金融業、金融附帯業、保険業(含、保険媒介代理業、保険サービス業)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1662 544 1951">卸売・小売業務</td> <td data-bbox="544 1662 1422 1951"> <p>卸売業又は小売業(下記業種例示参照)業務による売上高をいいます。</p> <p>商社、代理商・仲立業、一般卸売店、製造業の販売事業所、百貨店・スーパー、専門店などの小売店等</p> <p>ここでは、商品の販売による売上高のうち、上記の「販売信用業務」による取扱高を除いた売上高を記入してください。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1951 544 2036">その他の業務</td> <td data-bbox="544 1951 1422 2036">上記以外の業務(物品賃貸業、建設業、不動産業などの事業)による売上高をいいます。</td> </tr> </tbody> </table>		業務種類	内容例示	()割賦金融業務	割賦販売等に伴う販売店の債権を担保とし又は買取るなどにより、当該販売店に対して資金の供給を行う業務による年間売上高(年間取扱高)をいいます。なお、個品あっせん等は「その他業務」の「販売信用業務」に含まれます。	()金融・保険の業務	<p>クレジットカードによらない、販売信用業務による売上高をいいます。個品あっせん、提携ローン、ローン提携販売(下記の説明参照)はここに含めてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「個品あっせん」: クレジットカードを利用することなく、個々の取引ごとに個別の契約をするもの。 ・「提携ローン」: 特定業者による商品販売・サービス提供の代金について、消費者が当該金額を金融機関から借り入れる際に債務の連帯保証をして、当該金額を業者に交付し、当該金額を割賦方式(2ヶ月以上、かつ3回以上の分割払い)により消費者から受領して金融機関に返還するもの。 ・「ローン提携販売」: 商品・サービス代金の借入について、割賦方式により返還することを条件とするものに係る消費者の債務の保証をし、商品の販売・サービス提供を行うもの。 	その他業務	<p>クレジットカードによらない消費者金融業務による売上高をいいます。他社カードによる消費者金融業務(自社CD、ATM利用を含む。)はここに含めてください。</p> <p>上記「販売信用業務」及び「消費者金融業務」以外の信用保証業務などの金融・保険業務による売上高をいいます。</p> <p>金融業又は保険業(下記業種例示参照)業務による売上高をいいます。</p> <p>銀行業、協同組織金融業、郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関、貸金業・投資業等非預金信用機関、証券業、商品先物取引業、補助的金融業、金融附帯業、保険業(含、保険媒介代理業、保険サービス業)</p>	卸売・小売業務	<p>卸売業又は小売業(下記業種例示参照)業務による売上高をいいます。</p> <p>商社、代理商・仲立業、一般卸売店、製造業の販売事業所、百貨店・スーパー、専門店などの小売店等</p> <p>ここでは、商品の販売による売上高のうち、上記の「販売信用業務」による取扱高を除いた売上高を記入してください。</p>	その他の業務	上記以外の業務(物品賃貸業、建設業、不動産業などの事業)による売上高をいいます。
業務種類	内容例示														
()割賦金融業務	割賦販売等に伴う販売店の債権を担保とし又は買取るなどにより、当該販売店に対して資金の供給を行う業務による年間売上高(年間取扱高)をいいます。なお、個品あっせん等は「その他業務」の「販売信用業務」に含まれます。														
()金融・保険の業務	<p>クレジットカードによらない、販売信用業務による売上高をいいます。個品あっせん、提携ローン、ローン提携販売(下記の説明参照)はここに含めてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「個品あっせん」: クレジットカードを利用することなく、個々の取引ごとに個別の契約をするもの。 ・「提携ローン」: 特定業者による商品販売・サービス提供の代金について、消費者が当該金額を金融機関から借り入れる際に債務の連帯保証をして、当該金額を業者に交付し、当該金額を割賦方式(2ヶ月以上、かつ3回以上の分割払い)により消費者から受領して金融機関に返還するもの。 ・「ローン提携販売」: 商品・サービス代金の借入について、割賦方式により返還することを条件とするものに係る消費者の債務の保証をし、商品の販売・サービス提供を行うもの。 														
その他業務	<p>クレジットカードによらない消費者金融業務による売上高をいいます。他社カードによる消費者金融業務(自社CD、ATM利用を含む。)はここに含めてください。</p> <p>上記「販売信用業務」及び「消費者金融業務」以外の信用保証業務などの金融・保険業務による売上高をいいます。</p> <p>金融業又は保険業(下記業種例示参照)業務による売上高をいいます。</p> <p>銀行業、協同組織金融業、郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関、貸金業・投資業等非預金信用機関、証券業、商品先物取引業、補助的金融業、金融附帯業、保険業(含、保険媒介代理業、保険サービス業)</p>														
卸売・小売業務	<p>卸売業又は小売業(下記業種例示参照)業務による売上高をいいます。</p> <p>商社、代理商・仲立業、一般卸売店、製造業の販売事業所、百貨店・スーパー、専門店などの小売店等</p> <p>ここでは、商品の販売による売上高のうち、上記の「販売信用業務」による取扱高を除いた売上高を記入してください。</p>														
その他の業務	上記以外の業務(物品賃貸業、建設業、不動産業などの事業)による売上高をいいます。														

調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意																	
4	年間売上高(年間取扱高)(つづき)	<p>(4)「<input type="checkbox"/>」の「企業全体の年間売上高(年間取扱高)(消費税額を含む。)」のうち、「クレジットカード業務, 割賦金融業務」による営業収入額(消費税額を含む。)</p> <p>「クレジットカード業務」の収入がある場合は、「会員の入会金及び会費収入」、「販売信用業務による会員からの手数料収入」、「消費者金融業務による会員からの金利収入」及び「加盟店手数料収入」の区分に応じ、該当する収入額について消費税額を含めて記入してください。</p> <p>また、上記における「販売信用業務による会員からの手数料収入」及び「消費者金融業務による会員からの金利収入」については、それぞれの内訳として「リボルビング方式()による収入」についての収入額を消費税額を含めて記入してください。</p> <p>()「リボルビング方式」とは、商品・サービス代金の合計額を基礎として、予め定められた方法により算定して得た額を、予め定められた時期ごとに受領する方式をいいます。</p> <p>「割賦金融業務による収入」がある場合は、当該収入額について消費税額を含めて記入してください。</p> <p>(5)「<input type="checkbox"/> 自社クレジットカードによる販売信用業務(信用供与額)のうち、産業別自社開拓加盟店数及び産業別年間売上高(年間取扱高)(消費税額を含む。)」</p> <p>「<input type="checkbox"/> 自社開拓加盟店数(自社店舗を除く。)」には、自社カードによる販売信用業務(信用供与額)において、あなたの企業が開拓したクレジットカードの加盟店数(参照)を産業別に記入してください。</p> <p>()「<input type="checkbox"/> 加盟店数」とは、クレジットカードの利用が可能な店舗の数で、あなたの企業が直接契約している店舗数です。</p> <p>「<input type="checkbox"/> 年間売上高(年間取扱高)」には、自社カードによる販売信用業務の年間売上高(年間取扱高)について、産業別に「万円」で記入してください。</p> <p>なお、自社カードによる販売信用業務の年間売上高(年間取扱高)は、調査事項の「4. <input type="checkbox"/> 「クレジットカード業務, 割賦金融業務」の年間売上高(年間取扱高)の業務種類別割合」欄(本記入注意 5頁の(3)項)の販売信用業務の年間売上高(年間取扱高)と一致します。</p> <p>産業別区分は、次の区分に従って記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="464 1350 1428 1948"> <thead> <tr> <th colspan="2">産業区分</th> <th>内容例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">小売業</td> <td>百貨店、総合スーパー</td> <td>衣、食、住にわたる各種の商品を販売し、取扱商品のいずれが主たる販売商品か判別出来ない事業所であって、常時50人以上の従業者を有する事業所をいいます。</td> </tr> <tr> <td>その他の小売店</td> <td>百貨店、総合スーパー以外の小売商店で、衣、食、住の各種商品を小売する事業所をいいます。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">飲食店</td> <td>食堂、レストラン、そば・うどん店、寿司屋、喫茶店、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ビヤホールなどの主として注文により直ちにその場で飲食させる事業所をいいます。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">旅館・ホテル</td> <td>主として、宿泊または宿泊と食事を一般公衆に提供する事業所をいいます。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他</td> <td>娯楽業、運輸業、不動産業など上記以外の産業をいいます。 公共料金など集金代行業務による取扱高を含みます。 海外(国外)取引による取扱高は、ここに含めてください。</td> </tr> </tbody> </table>	産業区分		内容例示	小売業	百貨店、総合スーパー	衣、食、住にわたる各種の商品を販売し、取扱商品のいずれが主たる販売商品か判別出来ない事業所であって、常時50人以上の従業者を有する事業所をいいます。	その他の小売店	百貨店、総合スーパー以外の小売商店で、衣、食、住の各種商品を小売する事業所をいいます。	飲食店		食堂、レストラン、そば・うどん店、寿司屋、喫茶店、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ビヤホールなどの主として注文により直ちにその場で飲食させる事業所をいいます。	旅館・ホテル		主として、宿泊または宿泊と食事を一般公衆に提供する事業所をいいます。	その他		娯楽業、運輸業、不動産業など上記以外の産業をいいます。 公共料金など集金代行業務による取扱高を含みます。 海外(国外)取引による取扱高は、ここに含めてください。
産業区分		内容例示																	
小売業	百貨店、総合スーパー	衣、食、住にわたる各種の商品を販売し、取扱商品のいずれが主たる販売商品か判別出来ない事業所であって、常時50人以上の従業者を有する事業所をいいます。																	
	その他の小売店	百貨店、総合スーパー以外の小売商店で、衣、食、住の各種商品を小売する事業所をいいます。																	
飲食店		食堂、レストラン、そば・うどん店、寿司屋、喫茶店、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ビヤホールなどの主として注文により直ちにその場で飲食させる事業所をいいます。																	
旅館・ホテル		主として、宿泊または宿泊と食事を一般公衆に提供する事業所をいいます。																	
その他		娯楽業、運輸業、不動産業など上記以外の産業をいいます。 公共料金など集金代行業務による取扱高を含みます。 海外(国外)取引による取扱高は、ここに含めてください。																	

調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意
4	年間売上高 (年間取扱高) (つづき)	<p>(6) 「クレジットカード業務、割賦金融業務」における取扱残高(債権額)(消費税額を含む。)</p> <p>「クレジットカード業務」及び「割賦金融業務」について、平成19年11月1日現在(又は最も近い決算日)における取扱残高(債権額)を、消費税を含めて記入してください。</p> <p>「クレジットカード業務」については、「販売信用業務」と「消費者金融業務」に分けて、当該取扱残高(債権額)をそれぞれ記入してください。</p>
5	会員数等	<p>(1) 「クレジットカード会員数(契約数)」</p> <p>平成19年11月1日現在(又はこれに最も近い決算日)での、自社カードの会員数(契約数)(1)の総数を法人会員、個人会員別にそれぞれ記入してください。また、平成18年11月1日から平成19年10月31日までの1年間に加入した会員数(契約数)及び脱会した会員数(契約数)(2)を法人会員、個人会員別にそれぞれ記入してください。</p> <p>(1) 「会員数(契約数)」とは、クレジットカードの会員契約を行っている有効契約数をいい、発行枚数からいわゆる契約会員に付帯する家族会員カード発行枚数を除いた数をいいます。</p> <p>(2) 「脱会した会員数(契約数)」とは、クレジットカード会社との契約を解約したクレジットカード会員契約の数をいいます。ただし、既存会員の家族会員カードのみの解約分は除きます。</p> <p>(2) 「年会費別のクレジットカードの種類及び発行枚数」</p> <p>個人会員(家族会員を含む。)向けクレジットカードについて、平成19年11月1日現在(又はこれに最も近い決算日)で、年会費の区分(無料() 有料(5,000円未満、5,000円以上))別に、クレジットカードの種類(一般カード、ゴールドカード等)及び発行枚数をそれぞれ記入してください。</p> <p>() 「年会費無料」のカードとは、初年度のみ無料や、利用状況により無料にするカードを除いた永年無料のクレジットカードをいいます。</p> <p>(3) 「自社において発行しているクレジットカード発行枚数及び産業別提携先企業数」</p> <p>「1 クレジットカードの発行枚数及びICカードの割合」</p> <p>平成19年11月1日現在(又はこれに最も近い決算日)で、自社カードの発行枚数()及び、そのうちの提携カードの発行枚数を記入してください。また、自社カードの発行枚数に対するICカード(ICチップ(Integrated Circuit: 集積回路)を搭載したクレジットカード)の枚数の割合を記入してください。</p> <p>() 「発行枚数」とは、退会等によって会員資格を失ったものや、有効期限が切れたのち更新を行っていないカード枚数を除いた有効発行枚数残高をいい、個人会員カード(家族会員カードを含む。)法人会員カードのすべての発行枚数をいいます。</p> <p>「2 産業別提携先企業数」</p> <p>上記の「1」欄で記入した、自社において発行している提携カード(他のクレジットカード会社や商業企業等と提携したもの)について、「4 - 」の産業別提携先区分により、産業別の提携先企業数(自社において発行している提携カードの提携先別企業数)を記入してください。</p>

調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意																									
6	年間営業費用及び年間営業費用有形固定資産取得額	<p>(1) 「企業全体の年間営業費用及び「クレジットカード業務、割賦金融業務」の年間営業費用(消費税額を含む。)」</p> <p>年間営業費用について、「企業全体」と「クレジットカード業務、割賦金融業務」の両項目ごとにそれぞれ記入してください。なお、「クレジットカード業務、割賦金融業務」についての区分経理がされていないため項目ごとの記入が困難な場合には、企業全体の総売上高に占める「クレジットカード業務、割賦金融業務」の売上高の比率を用いて事業所の営業費用を按分して、「クレジットカード業務、割賦金融業務」に係る営業費用を記入してください。</p> <p>年間営業費用については、平成18年11月1日から平成19年10月31日までの1年間について記入してください。なお、当該1年間での記入ができない等やむを得ない場合には、最も近い決算日前の1年間の営業費用を記入してください。</p> <p>年間営業費用には、消費税額を含めて記入してください。</p> <p>年間営業費用は、次の区分に従って記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="480 842 1422 2056"> <thead> <tr> <th colspan="2">費用区分</th> <th>内容例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">給与支給総額</td> <td></td> <td>平成18年11月1日から平成19年10月31日までの1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの)及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。 営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。 企業で「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の事業所で働いている人)」がいる場合は、その給与も含めてください。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>業務の一部又は全部を他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。なお、本社・支社・営業所間の同一企業内取引関係も外注費とみなします。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">減価償却費</td> <td>取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費を記入してください。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">賃借料</td> <td>土地・建物</td> <td>土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。</td> </tr> <tr> <td>機械・装置</td> <td>機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 「機械・装置」には、自動車などの「輸送用機器」、電算機やパソコンなどの「情報関連機器」、複写機などの「事務用機器」などが含まれます。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">貸倒引当金繰入額</td> <td>売掛金、貸付金などの貸金の貸倒による損失見込額を費用として記入してください。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">金融費用</td> <td>支払利息、手形割引料などの費用を記入してください。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他の営業費用</td> <td>「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。 荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、広告・宣伝費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など</td> </tr> </tbody> </table>	費用区分		内容例示	給与支給総額		平成18年11月1日から平成19年10月31日までの1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの)及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。 営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。 企業で「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の事業所で働いている人)」がいる場合は、その給与も含めてください。		業務の一部又は全部を他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。なお、本社・支社・営業所間の同一企業内取引関係も外注費とみなします。	減価償却費		取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費を記入してください。	賃借料	土地・建物	土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。	機械・装置	機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 「機械・装置」には、自動車などの「輸送用機器」、電算機やパソコンなどの「情報関連機器」、複写機などの「事務用機器」などが含まれます。	貸倒引当金繰入額		売掛金、貸付金などの貸金の貸倒による損失見込額を費用として記入してください。	金融費用		支払利息、手形割引料などの費用を記入してください。	その他の営業費用		「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。 荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、広告・宣伝費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など
費用区分		内容例示																									
給与支給総額		平成18年11月1日から平成19年10月31日までの1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの)及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。 営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。 企業で「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の事業所で働いている人)」がいる場合は、その給与も含めてください。																									
		業務の一部又は全部を他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。なお、本社・支社・営業所間の同一企業内取引関係も外注費とみなします。																									
減価償却費		取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費を記入してください。																									
賃借料	土地・建物	土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。																									
	機械・装置	機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 「機械・装置」には、自動車などの「輸送用機器」、電算機やパソコンなどの「情報関連機器」、複写機などの「事務用機器」などが含まれます。																									
貸倒引当金繰入額		売掛金、貸付金などの貸金の貸倒による損失見込額を費用として記入してください。																									
金融費用		支払利息、手形割引料などの費用を記入してください。																									
その他の営業費用		「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。 荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、広告・宣伝費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など																									

調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意								
6	年間営業費用及び年間営業用有形固定資産取得額(つづき)	<p>(2) 「企業全体の過去1年間における営業用有形固定資産取得額(消費税額を含む。)」</p> <p>「企業全体の営業用有形固定資産取得額」には、平成18年11月1日から平成19年10月31日までの1年間に新たに取得した資産(新品、中古品、建物など)の取得額について、購入手数料を含めて記入してください。</p> <p>なお、この1年間に営業用有形固定資産の取得がなかった場合は、合計欄に「0」を記入してください。</p> <p>年間営業用有形固定資産取得額には、消費税額を含めて記入してください。</p> <p>年間営業用有形固定資産取得額は、次の区分に従って記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="480 781 1422 1167"> <thead> <tr> <th data-bbox="480 781 683 824">資産区分</th> <th data-bbox="683 781 1422 824">内容例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="480 824 683 909">機械・設備・装置</td> <td data-bbox="683 824 1422 909">耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品などの購入に要した費用</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 909 683 994">土地</td> <td data-bbox="683 909 1422 994">土地購入に要した費用 既存の土地を整備することに要した費用</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 994 683 1167">建物・その他の有形固定資産</td> <td data-bbox="683 994 1422 1167">建物の購入、改築・改装に要した費用 給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物付属設備の購入に要した費用 その他取得した有形固定資産の購入に要した費用など</td> </tr> </tbody> </table>	資産区分	内容例示	機械・設備・装置	耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品などの購入に要した費用	土地	土地購入に要した費用 既存の土地を整備することに要した費用	建物・その他の有形固定資産	建物の購入、改築・改装に要した費用 給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物付属設備の購入に要した費用 その他取得した有形固定資産の購入に要した費用など
資産区分	内容例示									
機械・設備・装置	耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品などの購入に要した費用									
土地	土地購入に要した費用 既存の土地を整備することに要した費用									
建物・その他の有形固定資産	建物の購入、改築・改装に要した費用 給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物付属設備の購入に要した費用 その他取得した有形固定資産の購入に要した費用など									
7	従業者数	<p>(1) 従業者数は、平成19年11月1日現在、又はこれに最も近い給与締切日現在で記入してください。</p> <p>(2) 長期欠勤者で、1か月以上いかなる給与も受けていなかった人は、在籍者であっても含めないでください。</p> <p>(3) 「企業全体の従業者数」</p> <p>企業全体の従業者数について、以下に従って記入してください。</p> <p>「個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」、「臨時雇用者」及び「総計」について、「別経営の企業に派遣している人」を含めた人数を男女別にそれぞれ記入してください。</p> <p>上記において「別経営の企業に派遣している人」がいる場合は、「総計」の内数として、その人数を男女別に記入してください。</p> <p>「総計のほかに別経営の企業から派遣されている人」がいる場合は、「総計」の右の別欄に、その人数を男女別に記入してください。</p> <p>派遣として働いている人とは、労働者派遣法にいう派遣労働者のほか、在籍出向など出向元に籍があり出向元から給与を受けながら出向先の企業で働いている人及び下請(請負業務)の仕事として働いている人をいいます。</p>								

・調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意																				
7	従業者数 (つづき)	<p>従業者の各区分の内容は以下によります。</p> <table border="1" data-bbox="450 394 1420 2024"> <thead> <tr> <th data-bbox="450 394 699 427">雇用形態区分</th> <th data-bbox="699 394 1420 427">内 容 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="450 427 699 853">個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者</td> <td data-bbox="699 427 1420 853"> <p>個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの事業所の業務に従事している人 無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに企業の業務に常時従事している人 家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は常用雇用者欄に記入してください。 調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「3 個人経営」を選択した場合に記入してください。 したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「有給役員」欄から「臨時雇用者」欄に記入してください。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 853 699 1137">有給役員</td> <td data-bbox="699 853 1420 1137"> <p>個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬、給与の支払いを受けている人 取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で、業務に従事せず、かつ役員報酬を受けていない人は除いてください。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 1137 699 1279">常用雇用者</td> <td data-bbox="699 1137 1420 1279"> <p>一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人 平成19年9月、10月にそれぞれ18日以上働き、現在も雇用されている人</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="504 1279 699 1384">一般に正社員、正職員などと呼ばれている人</td> <td data-bbox="699 1279 1420 1384"> <p>常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="504 1384 699 1489">パート、アルバイトなど</td> <td data-bbox="699 1384 1420 1489"> <p>常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称と呼ばれている人</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 1489 699 1594">臨時雇用者(常用雇用者以外の雇用者)</td> <td data-bbox="699 1489 1420 1594"> <p>「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 1594 699 1671">総計(からの合計)</td> <td data-bbox="699 1594 1420 1671"> <p>「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した従業者の総計(合計欄)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="504 1671 699 1845">総計(～の合計)のうち、別経営の企業に派遣している人</td> <td data-bbox="699 1671 1420 1845"> <p>「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の企業へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の企業で働いている人</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 1883 699 2024">総計のほかに別経営の企業から派遣されている人</td> <td data-bbox="699 1883 1420 2024"> <p>「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した人のほかに、他の会社など別経営の企業から出向・派遣されている人又は下請けとして他の会社など別経営の企業からきて働いている人</p> </td> </tr> </tbody> </table>	雇用形態区分	内 容 例 示	個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者	<p>個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの事業所の業務に従事している人 無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに企業の業務に常時従事している人 家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は常用雇用者欄に記入してください。 調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「3 個人経営」を選択した場合に記入してください。 したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「有給役員」欄から「臨時雇用者」欄に記入してください。</p>	有給役員	<p>個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬、給与の支払いを受けている人 取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で、業務に従事せず、かつ役員報酬を受けていない人は除いてください。</p>	常用雇用者	<p>一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人 平成19年9月、10月にそれぞれ18日以上働き、現在も雇用されている人</p>	一般に正社員、正職員などと呼ばれている人	<p>常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人</p>	パート、アルバイトなど	<p>常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称と呼ばれている人</p>	臨時雇用者(常用雇用者以外の雇用者)	<p>「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人</p>	総計(からの合計)	<p>「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した従業者の総計(合計欄)</p>	総計(～の合計)のうち、別経営の企業に派遣している人	<p>「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の企業へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の企業で働いている人</p>	総計のほかに別経営の企業から派遣されている人	<p>「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した人のほかに、他の会社など別経営の企業から出向・派遣されている人又は下請けとして他の会社など別経営の企業からきて働いている人</p>
雇用形態区分	内 容 例 示																					
個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者	<p>個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの事業所の業務に従事している人 無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに企業の業務に常時従事している人 家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は常用雇用者欄に記入してください。 調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「3 個人経営」を選択した場合に記入してください。 したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「有給役員」欄から「臨時雇用者」欄に記入してください。</p>																					
有給役員	<p>個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬、給与の支払いを受けている人 取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で、業務に従事せず、かつ役員報酬を受けていない人は除いてください。</p>																					
常用雇用者	<p>一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人 平成19年9月、10月にそれぞれ18日以上働き、現在も雇用されている人</p>																					
一般に正社員、正職員などと呼ばれている人	<p>常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人</p>																					
パート、アルバイトなど	<p>常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称と呼ばれている人</p>																					
臨時雇用者(常用雇用者以外の雇用者)	<p>「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人</p>																					
総計(からの合計)	<p>「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した従業者の総計(合計欄)</p>																					
総計(～の合計)のうち、別経営の企業に派遣している人	<p>「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の企業へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の企業で働いている人</p>																					
総計のほかに別経営の企業から派遣されている人	<p>「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した人のほかに、他の会社など別経営の企業から出向・派遣されている人又は下請けとして他の会社など別経営の企業からきて働いている人</p>																					

・調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意										
7	従業者数 (つづき)	<p>(4) 「クレジットカード業務、割賦金融業務」の部門別従業者数」</p> <p>「クレジットカード業務、割賦金融業務」に携わる従業者数(参照)を部門別に記入してください。1人で複数の業務を兼ねている場合でも、その人の主たる業務(例えば、就業時間数の多かった部門)で区分してください。</p> <p>() 従業者数は、従業者数(「 」欄の総計)から「別経営の企業に派遣している人」を除き、「別経営の企業から派遣されている人」を含めた人数をいいます。ただし、別経営の企業から派遣されていても「クレジットカード業務、割賦金融業務」以外の業務に従事している人は除きます。</p> <p>この欄では、「クレジットカード業務、割賦金融業務」に携わる従業者数を記入して頂きますので、調査項目との関連では下記の関係による人数となります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>「 」欄の従業者数総計(~ の合計) - 「別経営の企業に派遣している人」 + 「別経営の企業から派遣されている人」のうち、 <u>「クレジットカード業務、割賦金融業務」に携わる人数(従業者数)</u></p> </div> <p>部門別従業者数は、次の部門区分に従って記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="450 1048 1422 1447" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">部 門 区 分</th> <th style="width: 70%;">内 容 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管 理 ・ 営 業 部 門</td> <td>一般に、総務、企画、人事、経理、予算及び営業などの業務に従事する人 有給役員のうち、「クレジットカード業務、割賦金融業務」を担当する役員は、ここに含めてください。</td> </tr> <tr> <td>顧 客 ・ 加 盟 店 管 理 部 門</td> <td>クレジットカード会員・加盟店情報についてのデータ管理などの業務に従事する人</td> </tr> <tr> <td>審 査 部 門</td> <td>新規クレジットカード会員の申込情報の審査、クレジットカード発行の可否、クレジットカード利用限度額の決定などの業務に従事する人</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td>上記以外の業務に従事する人</td> </tr> </tbody> </table>	部 門 区 分	内 容 例 示	管 理 ・ 営 業 部 門	一般に、総務、企画、人事、経理、予算及び営業などの業務に従事する人 有給役員のうち、「クレジットカード業務、割賦金融業務」を担当する役員は、ここに含めてください。	顧 客 ・ 加 盟 店 管 理 部 門	クレジットカード会員・加盟店情報についてのデータ管理などの業務に従事する人	審 査 部 門	新規クレジットカード会員の申込情報の審査、クレジットカード発行の可否、クレジットカード利用限度額の決定などの業務に従事する人	そ の 他	上記以外の業務に従事する人
部 門 区 分	内 容 例 示											
管 理 ・ 営 業 部 門	一般に、総務、企画、人事、経理、予算及び営業などの業務に従事する人 有給役員のうち、「クレジットカード業務、割賦金融業務」を担当する役員は、ここに含めてください。											
顧 客 ・ 加 盟 店 管 理 部 門	クレジットカード会員・加盟店情報についてのデータ管理などの業務に従事する人											
審 査 部 門	新規クレジットカード会員の申込情報の審査、クレジットカード発行の可否、クレジットカード利用限度額の決定などの業務に従事する人											
そ の 他	上記以外の業務に従事する人											

デザイン・機械設計業調査票記入注意

この調査票にお答えの内容は、統計上の目的以外に使用されることはありません

平成19年11月1日
経 済 産 業 省

調査票の記入に当たっては、この記入注意及び「調査票の記載例」を参照してください。調査票は1部作成し提出してください。なお、「調査票の記載例」の裏面は、調査票の写しとなっていますので、記入者（事業所）の控え・保存用として使用してください。

基本的注意事項

- (1) 記入は、黒若しくは青のペン又はボールペンを用い、はっきりと記入してください。
- (2) 文字は楷書で、数字は算用数字ではっきり記入してください。
- (3) 金額は万円単位で記入し、万円未満は四捨五入してください。なお、金額が5千円未満の場合は「0」万円と記入してください。
- (4) 割合を記入する場合は、整数（例えば、6.3% 6%、1.5% 2%）で記入し、その合計が100%となるようにしてください。なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きい区分のところで調整してください。
- (5) この調査は、事業所単位の調査となっています。したがって調査票の記載は、設問内容に応じて「事業所」若しくは「デザイン・機械設計業務」() について「あなたの事業所」に関する内容を記入してください。同一企業内の他の事業所分は含みません。
() 「デザイン・機械設計業務」の内容は、下記の「 . 調査対象となる事業所」の(1)及び(2)において記載されている業務となりますので参照してください。

調査対象となる事業所

この調査の対象となる事業所は、日本標準産業分類（JSIC）小分類806 - デザイン・機械設計業に格付けされる事業所です。

具体的には、(1)「**デザイン業**」は、顧客の要請に応じて、工業的・商業的製品又はその他の造形物、装飾の製造・製作に関し、販売を目的に用途、材質、製作法、形状、色彩、模様、配置、照明などについて設計、表現する業務を行う事業所が調査の対象となります。

なお、デザイン業の業務種類は、以下のとおりです。

インダストリアルデザイン	パッケージデザイン	グラフィックデザイン
ディスプレイデザイン	インテリアデザイン	マルチメディアデザイン
テキスタイル、ファッションデザイン		
その他のデザイン（クラフトデザイン、ジュエリーデザイン、サインデザインなど）		

ただし、デザイン業務は行っているが、そのデザインにより一貫して製造・販売までを行う事業所（衣服製造業、漆器製造業など）や、個人が副業的にデザイン業務を行うものは、調査の対象となりません。

(2)「機械設計業」は、顧客の要請により、機械、電気工学を基本として創意、考案し、機械の物理的実体の具体的構造を決定して、その機械を製造するための計画組立図面及び設計書等の作成並びに製作可能な詳細図面を作成する業務を行う事業所が調査の対象となります。

ただし、エンジニアリング業、機械設計から製造までを一貫して行う事業所、自社の機械製造を行うための機械設計業務のみを行っている事業所は、調査の対象となりません。

(参考)日本標準産業分類(JSIC)

統計調査の結果を産業別に表示する場合の統計基準として、事業所において社会的な分業として行われる財貨及びサービスの生産又は提供に係るすべての経済活動を分類したものであり、事業所において行われるすべての経済活動を大分類、中分類、小分類、細分類の4段階に分類しています。(詳細は総務省のホームページ

(<http://www.stat.go.jp/index/seido/sangyo/index.htm>)をご覧ください。)

デザイン・機械設計業(JSIC小分類番号:806)

デザイン業(JSIC細分類番号:8061)

工業デザイン、クラフトデザイン、インテリアデザイン、商業デザインなど、工業的、商業的デザインに関する専門的なサービスを行う事業所をいう。

衣服、スカーフなどの服飾デザイン、服地、着物地などのテキスタイルデザイン及びパッケージデザインを行う事業所も本分類に含まれる。

【例示】工業デザイン事務所、クラフトデザイン業、インテリアデザイン事務所、商業デザイン事務所、服飾デザイン業、テキスタイルデザイン事務所、パッケージデザイン事務所

機械設計業(JSIC細分類番号:8062)

各種機械の設計を行う事業所をいう。

【例示】機械設計業;機械設計製図業

調査事項ごとの記入注意

番号	調査事項	記入注意						
1	事業所名及び所在地	<p>(1) 「事業所名」については、あらかじめプリントされている事業所の名称が違う場合は「横線」で抹消し、余白部分にあなたの事業所の正式な名称を記入してください。なお、通称名があるときは、正式な名称の後ろに()書きで記入してください。また、事業所名の「フリガナ」についてはカタカナで記入してください。ただし、“株式会社”などの法人の種類を示す部分及び通称名にはフリガナを記入する必要はありません。</p> <p>(2) 「事業所の所在地」については、あらかじめプリントされている内容(郵便番号、所在地及び電話番号)が違う場合は該当箇所を「横線」で抹消し、余白部分に正式な内容を記入してください。また、登記上の所在地ではなく、あなたの事業所が現に所在する所在地を記入してください。</p> <p>(3) 「本社の所在地」については、あなたの事業所が支社、支店及び営業所である場合に、本社が現に所在する所在地を記入してください。したがって、あなたの事業所が本社である場合は、この項目に記入する必要はありません。</p>						
2	経営組織及び資本金額	<p>(1) 「経営組織」については、あらかじめプリントされている内容が違う場合は「x」で抹消し、あなたの事業所が該当する経営組織の番号を で囲んでください。また、経営組織の内容は以下の表を参照してください。</p> <p>(2) あなたの事業所が「1 会社」に該当する場合は、矢印に従って「資本金額(又は出資金額)」欄に必ず記入してください。なお、<u>資本金額(株式会社、有限会社)又は出資金額(合資会社、合名会社、合同会社)が1万円未満の場合は四捨五入して記入してください(5千円以上1万円未満の場合は「1.1万円、5千円未満の場合は「0.1万円」と記入してください))</u></p> <table border="1" data-bbox="459 1294 1414 1960"> <tbody> <tr> <td data-bbox="459 1294 657 1422">1 会社</td> <td data-bbox="657 1294 1414 1422">株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社などをいいます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 1422 657 1794">2 会社以外の法人・団体</td> <td data-bbox="657 1422 1414 1794">公益法人(財団法人、社団法人)、中間法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社()をいいます。 ()「<u>外国の会社</u>」とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる「<u>外資系の会社</u>」は「<u>外国の会社</u>」とはせず、「1 会社」となります。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 1794 657 1960">3 個人経営</td> <td data-bbox="657 1794 1414 1960">個人業主により経営されている事業所をいいます。 なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。</td> </tr> </tbody> </table>	1 会社	株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社などをいいます。	2 会社以外の法人・団体	公益法人(財団法人、社団法人)、中間法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社()をいいます。 ()「 <u>外国の会社</u> 」とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる「 <u>外資系の会社</u> 」は「 <u>外国の会社</u> 」とはせず、「1 会社」となります。	3 個人経営	個人業主により経営されている事業所をいいます。 なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。
1 会社	株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社などをいいます。							
2 会社以外の法人・団体	公益法人(財団法人、社団法人)、中間法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社()をいいます。 ()「 <u>外国の会社</u> 」とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる「 <u>外資系の会社</u> 」は「 <u>外国の会社</u> 」とはせず、「1 会社」となります。							
3 個人経営	個人業主により経営されている事業所をいいます。 なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。							

・調査事項ごとの記入注意

番号	調査事項	記入注意						
3	本社・支社別	<p>「事業所の本社・支社別」については、あらかじめプリントされている内容が違う場合は「×」で抹消し、あなたの事業所が該当する本社・支社別の番号を で囲んでください。</p> <p>また、本社・支社別の内容は以下の表を参照してください。なお、親会社と子会社はそれぞれ独立した企業で、「本社」、「支社」の関係はありません。</p> <table border="1" data-bbox="459 591 1414 1088"> <tr> <td data-bbox="459 591 660 714">1 単独事業所</td> <td data-bbox="660 591 1414 714">他の場所に、同一経営の本社・本店や支社・支店及び営業所などを持たない単独の事業所をいいます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 714 660 965">2 本 社</td> <td data-bbox="660 714 1414 965">他の場所に、同一経営の支社・支店及び営業所があって、それらのすべてを統括している事業所をいいます。 なお、本社・本店の各部門がいくつかの場所に分かっているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「2 本社」とし、ほかの事業所は「3 支社」とします。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 965 660 1088">3 支 社</td> <td data-bbox="660 965 1414 1088">他の場所にある本社・本店の統括を受けている事業所をいいます。</td> </tr> </table>	1 単独事業所	他の場所に、同一経営の本社・本店や支社・支店及び営業所などを持たない単独の事業所をいいます。	2 本 社	他の場所に、同一経営の支社・支店及び営業所があって、それらのすべてを統括している事業所をいいます。 なお、本社・本店の各部門がいくつかの場所に分かっているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「2 本社」とし、ほかの事業所は「3 支社」とします。	3 支 社	他の場所にある本社・本店の統括を受けている事業所をいいます。
1 単独事業所	他の場所に、同一経営の本社・本店や支社・支店及び営業所などを持たない単独の事業所をいいます。							
2 本 社	他の場所に、同一経営の支社・支店及び営業所があって、それらのすべてを統括している事業所をいいます。 なお、本社・本店の各部門がいくつかの場所に分かっているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「2 本社」とし、ほかの事業所は「3 支社」とします。							
3 支 社	他の場所にある本社・本店の統括を受けている事業所をいいます。							
<p>以下の調査事項(番号4～7)については、あなたの事業所のみ金額(又は割合)等を記入してください。他の事業所分は含みません。</p>								
4	年間売上高	<p>(1) 「事業所の年間売上高(消費税額を含む。)」について</p> <p>事業所の年間売上高については、<u>あなたの事業所が平成18年11月1日から平成19年10月31日までの1年間に得たすべての売上高、すなわち、利益や所得ではなく経費を差し引く前の売上高に消費税額を含めて記入してください。</u></p> <p>なお、上記1年間での記入ができない等やむを得ない場合については、最も近い決算日前の1年間の事業所の売上高を記入してください。</p> <p>当該年間売上高には、本社・支社(営業所)間及び支社(営業所)相互間の企業内取引によるサービス提供を行った場合は、提供価格若しくは振替仕切額(提供価格若しくは振替仕切額がない場合は、そのサービス提供原価)を含めてください。</p> <p>当該年間売上高には、営業として行っていない財産運用や財産売却による収入は含めないでください。</p> <p>(2) 「の「事業所の年間売上高(消費税額を含む。)」に占める業務別売上高」</p> <p>上記(1)の「」欄で記入した「事業所の年間売上高」について、「デザイン・機械設計業務」及び「その他業務」に分けて業務別売上高を記入してください。</p>						

・調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意																					
4	年間売上高 (つづき)	<p>「デザイン・機械設計業務」の業務の内容については、本記入注意の「 調査対象となる事業所」に記載されている業務(1～2頁参照)に基づき ますので、当該部分を参照してください。</p> <p>「その他業務」に売上高の記入がある場合には、矢印に従って「その他業 務の内訳」の表に、「その他業務」全体の売上高に対する当該業務(売上高 がある業務)の売上高の割合を記入してください。例えば、「製造業務」の 売上高がある場合は、「その他業務の内訳」の表の「製造業務」欄に、「そ の他業務」全体の売上高に対する「製造業務」の売上高の割合を記入して ください。なお、「その他業務の内訳」の表における業務の内容については、 本記入注意の「5 年間売上高の契約先産業別割合」に記載している産業 別区分表(6～8頁参照)に従ってください。</p> <p>(3) 「「デザイン・機械設計業務」の年間売上高の業務種類別割合」</p> <p>上記(2)の「 」欄で記入した「デザイン・機械設計業務」の年間売上 高について、その内訳である業務種類別の割合を、合計が100%となる ように整数で記入してください。なお、合計が100%にならない時は、 割合の最も大きいところで調整してください。</p> <p>業務種類別割合は、次の区分に従って記入してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業 務 種 類</th> <th>内 容 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">デ ザ イ ン</td> <td>インダストリアル</td> <td>機器(輸送・電気・音響・事務など)、スポーツ用 品などのデザイン</td> </tr> <tr> <td>パ ッ ケ ー ジ</td> <td>箱、商品個装(詰め合わせ商品なども含む)のデザ イン</td> </tr> <tr> <td>グ ラ フ ィ ッ ク</td> <td>ポスター、装丁、カタログ、パンフレットなどのデ ザイン</td> </tr> <tr> <td>デ ィ ス プ レ イ</td> <td>展示構成、店舗・店頭装飾、ウィンドーディスプレ イなどのデザイン</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">イ ン テ リ ア</td> <td>イ ン テ リ ア</td> <td>室内の構成と装飾のデザイン</td> </tr> <tr> <td>テ キ ス タ イ ル、 フ ァ ッ シ ョ ン</td> <td>カーテン、カーペットなどインテリアファブリック 繊維製品、生地、タペストリー、ユニフォーム、 既製服、帽子、鞆、ハンドバック、装身具、スカーフ、 履物などのデザイン</td> </tr> <tr> <td>業 務</td> <td>デジタルコンテンツ(アプリケーションソフトウェア、 CD-ROMなど)、インタラクティブメディア、 オンラインプロダクト(Webなど)などのデザイン</td> </tr> <tr> <td></td> <td>そ の 他</td> <td>クラフトデザイン(陶磁器・ガラス・木竹・漆・金 属・紙・布帛製品など) ジュエリーデザイン(装飾品、身辺細貨品など) サインデザイン(標識、看板、シンボルマークなど) 庭園、道路、建物、都市計画造成、本の編集、完成 予想図などのデザイン</td> </tr> </tbody> </table>	業 務 種 類	内 容 例 示	デ ザ イ ン	インダストリアル	機器(輸送・電気・音響・事務など)、スポーツ用 品などのデザイン	パ ッ ケ ー ジ	箱、商品個装(詰め合わせ商品なども含む)のデザ イン	グ ラ フ ィ ッ ク	ポスター、装丁、カタログ、パンフレットなどのデ ザイン	デ ィ ス プ レ イ	展示構成、店舗・店頭装飾、ウィンドーディスプレ イなどのデザイン	イ ン テ リ ア	イ ン テ リ ア	室内の構成と装飾のデザイン	テ キ ス タ イ ル、 フ ァ ッ シ ョ ン	カーテン、カーペットなどインテリアファブリック 繊維製品、生地、タペストリー、ユニフォーム、 既製服、帽子、鞆、ハンドバック、装身具、スカーフ、 履物などのデザイン	業 務	デジタルコンテンツ(アプリケーションソフトウェア、 CD-ROMなど)、インタラクティブメディア、 オンラインプロダクト(Webなど)などのデザイン		そ の 他	クラフトデザイン(陶磁器・ガラス・木竹・漆・金 属・紙・布帛製品など) ジュエリーデザイン(装飾品、身辺細貨品など) サインデザイン(標識、看板、シンボルマークなど) 庭園、道路、建物、都市計画造成、本の編集、完成 予想図などのデザイン
業 務 種 類	内 容 例 示																						
デ ザ イ ン	インダストリアル	機器(輸送・電気・音響・事務など)、スポーツ用 品などのデザイン																					
	パ ッ ケ ー ジ	箱、商品個装(詰め合わせ商品なども含む)のデザ イン																					
	グ ラ フ ィ ッ ク	ポスター、装丁、カタログ、パンフレットなどのデ ザイン																					
	デ ィ ス プ レ イ	展示構成、店舗・店頭装飾、ウィンドーディスプレ イなどのデザイン																					
イ ン テ リ ア	イ ン テ リ ア	室内の構成と装飾のデザイン																					
	テ キ ス タ イ ル、 フ ァ ッ シ ョ ン	カーテン、カーペットなどインテリアファブリック 繊維製品、生地、タペストリー、ユニフォーム、 既製服、帽子、鞆、ハンドバック、装身具、スカーフ、 履物などのデザイン																					
	業 務	デジタルコンテンツ(アプリケーションソフトウェア、 CD-ROMなど)、インタラクティブメディア、 オンラインプロダクト(Webなど)などのデザイン																					
	そ の 他	クラフトデザイン(陶磁器・ガラス・木竹・漆・金 属・紙・布帛製品など) ジュエリーデザイン(装飾品、身辺細貨品など) サインデザイン(標識、看板、シンボルマークなど) 庭園、道路、建物、都市計画造成、本の編集、完成 予想図などのデザイン																					

・調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意												
4	年間売上高 (つづき)	<p>(つづき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="448 367 496 405">業務種類</th> <th data-bbox="496 367 1422 405">内容例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="448 405 496 533">機械設計</td> <td data-bbox="496 405 1422 533"> <p>基本設計</p> <p>機械や装置の基本仕様決定のための基本計算、基本構想図、全体計画図、技術図書の作成などの基本設計業務及び設計の総合管理業務</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 533 496 741">機械設計</td> <td data-bbox="496 533 1422 741"> <p>計画設計</p> <p>基本設計に基づき、機械や装置の機能・構造・機構などの具体化を図る計画設計業務 基本設計を基に、実績のある機械や装置参考例を応用して機能・構造・機構などの具体化を図る類似計画設計を作成する業務</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 741 496 831">機械設計</td> <td data-bbox="496 741 1422 831"> <p>詳細設計</p> <p>詳細計画図の作成、作成に伴う検討図・強度計算書・組立図、部品図等を作成するための業務</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 831 496 913">業務</td> <td data-bbox="496 831 1422 913"> <p>コンサルティング</p> <p>機械・装置の設置、操作等の技術的・経済的、又は立地条件等の情報を提供する業務</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 913 496 1106">業務</td> <td data-bbox="496 913 1422 1106"> <p>その他</p> <p>コンピュータによるプログラム及びマニュアル等の作成業務 テクニカルイラスト、トレース、出張業務、派遣業務等の上記以外の業務</p> </td> </tr> </tbody> </table>	業務種類	内容例示	機械設計	<p>基本設計</p> <p>機械や装置の基本仕様決定のための基本計算、基本構想図、全体計画図、技術図書の作成などの基本設計業務及び設計の総合管理業務</p>	機械設計	<p>計画設計</p> <p>基本設計に基づき、機械や装置の機能・構造・機構などの具体化を図る計画設計業務 基本設計を基に、実績のある機械や装置参考例を応用して機能・構造・機構などの具体化を図る類似計画設計を作成する業務</p>	機械設計	<p>詳細設計</p> <p>詳細計画図の作成、作成に伴う検討図・強度計算書・組立図、部品図等を作成するための業務</p>	業務	<p>コンサルティング</p> <p>機械・装置の設置、操作等の技術的・経済的、又は立地条件等の情報を提供する業務</p>	業務	<p>その他</p> <p>コンピュータによるプログラム及びマニュアル等の作成業務 テクニカルイラスト、トレース、出張業務、派遣業務等の上記以外の業務</p>
業務種類	内容例示													
機械設計	<p>基本設計</p> <p>機械や装置の基本仕様決定のための基本計算、基本構想図、全体計画図、技術図書の作成などの基本設計業務及び設計の総合管理業務</p>													
機械設計	<p>計画設計</p> <p>基本設計に基づき、機械や装置の機能・構造・機構などの具体化を図る計画設計業務 基本設計を基に、実績のある機械や装置参考例を応用して機能・構造・機構などの具体化を図る類似計画設計を作成する業務</p>													
機械設計	<p>詳細設計</p> <p>詳細計画図の作成、作成に伴う検討図・強度計算書・組立図、部品図等を作成するための業務</p>													
業務	<p>コンサルティング</p> <p>機械・装置の設置、操作等の技術的・経済的、又は立地条件等の情報を提供する業務</p>													
業務	<p>その他</p> <p>コンピュータによるプログラム及びマニュアル等の作成業務 テクニカルイラスト、トレース、出張業務、派遣業務等の上記以外の業務</p>													
5	年間売上高の 契約先産業別 割合	<p>(1) 「デザイン・機械設計業務」の年間売上高の契約先産業別割合 契約先(取引相手)の各産業の割合の合計が100%となるように整数で記入してください。なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きいところで調整してください。</p> <p>(2) 契約先産業別割合は、次の産業区分に従って記入してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="448 1420 619 1458">契約先産業</th> <th data-bbox="619 1420 1422 1458">業種例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="448 1458 619 1585">建設業</td> <td data-bbox="619 1458 1422 1585">土木建築工事業、舗装工事業、建築リフォーム工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、電気工事業、電気通信・信号装置工事業、機械器具設置工事業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1585 619 1883">製造業</td> <td data-bbox="619 1585 1422 1883">食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維、衣服・その他の繊維製品、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連業、化学工業、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、一般機械、電気機械、情報通信機械、電子部品・デバイス、輸送用機械、精密機械、武器等の製造業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1883 619 1966">電気・ガス・熱供給・水道業</td> <td data-bbox="619 1883 1422 1966">電気業、ガス業、熱供給業、水道業</td> </tr> </tbody> </table>	契約先産業	業種例示	建設業	土木建築工事業、舗装工事業、建築リフォーム工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、電気工事業、電気通信・信号装置工事業、機械器具設置工事業	製造業	食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維、衣服・その他の繊維製品、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連業、化学工業、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、一般機械、電気機械、情報通信機械、電子部品・デバイス、輸送用機械、精密機械、武器等の製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	電気業、ガス業、熱供給業、水道業				
契約先産業	業種例示													
建設業	土木建築工事業、舗装工事業、建築リフォーム工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、電気工事業、電気通信・信号装置工事業、機械器具設置工事業													
製造業	食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維、衣服・その他の繊維製品、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連業、化学工業、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、一般機械、電気機械、情報通信機械、電子部品・デバイス、輸送用機械、精密機械、武器等の製造業													
電気・ガス・熱供給・水道業	電気業、ガス業、熱供給業、水道業													

・調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意																
5	年間売上高の契約先産業別割合(つづき)	<p>(つづき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="451 365 619 405">契約先産業</th> <th data-bbox="619 365 1422 405">業種例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="451 405 619 696">情報通信業</td> <td data-bbox="619 405 1422 696">通信業(信書送達業、固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業)、放送業(公共放送業、民間放送業、有線放送業)、情報サービス業(ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業)、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業(映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 696 619 1025">運輸業</td> <td data-bbox="619 696 1422 1025">鉄道業、一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業、その他の道路旅客運送業、一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、集配利用運送業、その他の道路貨物運送業、外航海運業、沿海海運業、内陸水運業、船舶貸渡業、航空運送業、航空機使用業、倉庫業、冷蔵倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業、その他の運輸に附帯するサービス業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1025 619 1111">卸売・小売業</td> <td data-bbox="619 1025 1422 1111">商社、代理商・仲立業、一般卸売店、製造業の販売事業所、百貨店・スーパー、専門店などの小売店等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1111 619 1319">金融・保険業</td> <td data-bbox="619 1111 1422 1319">銀行業、協同組織金融業、郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関、貸金業・投資業等非預金信用機関(クレジットカード業、割賦金融業など)、証券業、商品先物取引業、補助的金融業、金融附帯業、保険業(含、保険媒介代理業、保険サービス業)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1319 619 1359">不動産業</td> <td data-bbox="619 1319 1422 1359">不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、駐車場業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1359 619 1525">飲食店、宿泊業</td> <td data-bbox="619 1359 1422 1525">食堂、レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、その他の一般飲食店、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ピヤホール、旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1525 619 2036">サービス業 (同業者を除く)</td> <td data-bbox="619 1525 1422 2036">専門サービス業(法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、獣医業、土木建築サービス業、著述・芸術家業、写真業、その他の専門サービス業(興信所、社会保険労務士事務所、経営コンサルタント業など)、学術・開発研究機関、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業(旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業等)、娯楽業、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、物品賃貸業、広告業、その他の事業サービス業(速記・ワープロ入力・複写業、商品検査業、計量証明業、建物サービス業、民営職業紹介業、警備業、他に分類されない事業サービス業)、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサー</td> </tr> </tbody> </table>	契約先産業	業種例示	情報通信業	通信業(信書送達業、固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業)、放送業(公共放送業、民間放送業、有線放送業)、情報サービス業(ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業)、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業(映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業)	運輸業	鉄道業、一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業、その他の道路旅客運送業、一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、集配利用運送業、その他の道路貨物運送業、外航海運業、沿海海運業、内陸水運業、船舶貸渡業、航空運送業、航空機使用業、倉庫業、冷蔵倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業、その他の運輸に附帯するサービス業	卸売・小売業	商社、代理商・仲立業、一般卸売店、製造業の販売事業所、百貨店・スーパー、専門店などの小売店等	金融・保険業	銀行業、協同組織金融業、郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関、貸金業・投資業等非預金信用機関(クレジットカード業、割賦金融業など)、証券業、商品先物取引業、補助的金融業、金融附帯業、保険業(含、保険媒介代理業、保険サービス業)	不動産業	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、駐車場業	飲食店、宿泊業	食堂、レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、その他の一般飲食店、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ピヤホール、旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業	サービス業 (同業者を除く)	専門サービス業(法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、獣医業、土木建築サービス業、著述・芸術家業、写真業、その他の専門サービス業(興信所、社会保険労務士事務所、経営コンサルタント業など)、学術・開発研究機関、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業(旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業等)、娯楽業、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、物品賃貸業、広告業、その他の事業サービス業(速記・ワープロ入力・複写業、商品検査業、計量証明業、建物サービス業、民営職業紹介業、警備業、他に分類されない事業サービス業)、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサー
契約先産業	業種例示																	
情報通信業	通信業(信書送達業、固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業)、放送業(公共放送業、民間放送業、有線放送業)、情報サービス業(ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業)、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業(映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業)																	
運輸業	鉄道業、一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業、その他の道路旅客運送業、一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、集配利用運送業、その他の道路貨物運送業、外航海運業、沿海海運業、内陸水運業、船舶貸渡業、航空運送業、航空機使用業、倉庫業、冷蔵倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業、その他の運輸に附帯するサービス業																	
卸売・小売業	商社、代理商・仲立業、一般卸売店、製造業の販売事業所、百貨店・スーパー、専門店などの小売店等																	
金融・保険業	銀行業、協同組織金融業、郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関、貸金業・投資業等非預金信用機関(クレジットカード業、割賦金融業など)、証券業、商品先物取引業、補助的金融業、金融附帯業、保険業(含、保険媒介代理業、保険サービス業)																	
不動産業	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、駐車場業																	
飲食店、宿泊業	食堂、レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、その他の一般飲食店、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ピヤホール、旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業																	
サービス業 (同業者を除く)	専門サービス業(法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、獣医業、土木建築サービス業、著述・芸術家業、写真業、その他の専門サービス業(興信所、社会保険労務士事務所、経営コンサルタント業など)、学術・開発研究機関、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業(旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業等)、娯楽業、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、物品賃貸業、広告業、その他の事業サービス業(速記・ワープロ入力・複写業、商品検査業、計量証明業、建物サービス業、民営職業紹介業、警備業、他に分類されない事業サービス業)、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサー																	

調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意										
5	年間売上高の 契約先産業別 割合(つづき)	<p>(つづき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>契約先産業</th> <th>業 種 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>サービス業 (同業者を除く) (つづき)</td> <td>ビス業(集会場、と畜場、他に分類されないサービス業)、 外国公務(外国公館、その他の外国公務)</td> </tr> <tr> <td>公 務</td> <td>国家及び地方公務</td> </tr> <tr> <td>同 業 者</td> <td>「デザイン・機械設計業」の同業者(同一企業の本社・支社・ 営業所間での企業内取引を含む。)</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td>農業、林業、漁業、鉱業、医療業(病院、一般診療所、歯科 診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業)、 保健衛生(保健所、健康相談施設、その他の保健衛生)、社 会保険・社会福祉・介護事業(社会保険事業団体、福祉事務 所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、 その他の社会保険・社会福祉・介護事業)、学校教育、その 他の教育、学習支援業(社会教育、職業・教育支援施設、学習 塾、教養・技能教授業(外国語会話教授業、スポーツ・健康 教授業、フィットネスクラブなど)、複合サービス事業(郵 便局、協同組合)など 海外(国外)取引による売上高は、ここに含めてください。</td> </tr> </tbody> </table>	契約先産業	業 種 例 示	サービス業 (同業者を除く) (つづき)	ビス業(集会場、と畜場、他に分類されないサービス業)、 外国公務(外国公館、その他の外国公務)	公 務	国家及び地方公務	同 業 者	「デザイン・機械設計業」の同業者(同一企業の本社・支社・ 営業所間での企業内取引を含む。)	そ の 他	農業、林業、漁業、鉱業、医療業(病院、一般診療所、歯科 診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業)、 保健衛生(保健所、健康相談施設、その他の保健衛生)、社 会保険・社会福祉・介護事業(社会保険事業団体、福祉事務 所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、 その他の社会保険・社会福祉・介護事業)、学校教育、その 他の教育、学習支援業(社会教育、職業・教育支援施設、学習 塾、教養・技能教授業(外国語会話教授業、スポーツ・健康 教授業、フィットネスクラブなど)、複合サービス事業(郵 便局、協同組合)など 海外(国外)取引による売上高は、ここに含めてください。
契約先産業	業 種 例 示											
サービス業 (同業者を除く) (つづき)	ビス業(集会場、と畜場、他に分類されないサービス業)、 外国公務(外国公館、その他の外国公務)											
公 務	国家及び地方公務											
同 業 者	「デザイン・機械設計業」の同業者(同一企業の本社・支社・ 営業所間での企業内取引を含む。)											
そ の 他	農業、林業、漁業、鉱業、医療業(病院、一般診療所、歯科 診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業)、 保健衛生(保健所、健康相談施設、その他の保健衛生)、社 会保険・社会福祉・介護事業(社会保険事業団体、福祉事務 所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、 その他の社会保険・社会福祉・介護事業)、学校教育、その 他の教育、学習支援業(社会教育、職業・教育支援施設、学習 塾、教養・技能教授業(外国語会話教授業、スポーツ・健康 教授業、フィットネスクラブなど)、複合サービス事業(郵 便局、協同組合)など 海外(国外)取引による売上高は、ここに含めてください。											
6	年間営業費用 及び年間営業 費用有形固定資 産取得額	<p>(1)「 事業所の年間営業費用(消費税額を含む。)」</p> <p>年間営業費用については、あなたの事業所(企業ではありません。)が平成18 年11月1日から平成19年10月31日までの1年間にかかった費用について、下 記区分に従って記入してください。</p> <p>なお、当該1年間での記入ができない等やむを得ない場合については、最 も近い決算日前の1年間の営業費用を記入してください。</p> <p>当該年間営業費用には、営業として行っていない財産運用や財産売却によ る費用は含めないでください。</p> <p>年間営業費用には、消費税額を含めて記入してください。</p> <p>年間営業費用は、次の区分に従って記入してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>費用区分</th> <th>費 用 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給 与 支 給 総 額</td> <td>平成18年11月1日から平成19年10月31日までの 1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当などで定 期的、臨時的に支払われたもの)及び退職金の総額を税込 み金額で記入してください。 営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・ アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入して ください。 事業所で「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社な ど別経営の事業所で働いている人)」がいる場合は、の給与 も含めてください。</td> </tr> </tbody> </table>	費用区分	費 用 例 示	給 与 支 給 総 額	平成18年11月1日から平成19年10月31日までの 1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当などで定 期的、臨時的に支払われたもの)及び退職金の総額を税込 み金額で記入してください。 営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・ アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入して ください。 事業所で「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社な ど別経営の事業所で働いている人)」がいる場合は、の給与 も含めてください。						
費用区分	費 用 例 示											
給 与 支 給 総 額	平成18年11月1日から平成19年10月31日までの 1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当などで定 期的、臨時的に支払われたもの)及び退職金の総額を税込 み金額で記入してください。 営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・ アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入して ください。 事業所で「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社な ど別経営の事業所で働いている人)」がいる場合は、の給与 も含めてください。											

・調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意																									
6	年間営業費用及び年間営業用有形固定資産取得額(つづき)	<p>(つづき)</p> <table border="1" data-bbox="448 349 1422 1167"> <thead> <tr> <th colspan="2">費用区分</th> <th>費用例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外注費</td> <td></td> <td>業務の一部又は全部を他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。なお、本社・支社・営業所間の同一企業内取引関係も外注費とみなします。</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td></td> <td>取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費を記入してください。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">借料</td> <td>土地・建物</td> <td>土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。</td> </tr> <tr> <td>機械・装置</td> <td>機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 「機械・装置」には、自動車などの「輸送用機器」、電算機やパソコンなどの「情報関連機器」、複写機などの「事務用機器」などが含まれます。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他の営業費用</td> <td>「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。 荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、広告・宣伝費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 「事業所の過去1年間における営業用有形固定資産取得額(消費税額を含む。)」</p> <p>「事業所の営業用有形固定資産取得額」には、平成18年11月1日から平成19年10月31日までの1年間に新たに取得した資産(新品、中古品、建物など)の取得額について、購入手数料を含めて記入してください。</p> <p>なお、この1年間に営業用有形固定資産の取得がなかった場合は、合計欄に「0」を記入してください。</p> <p>年間営業用有形固定資産取得額には、消費税額を含めて記入してください。</p> <p>年間営業用有形固定資産取得額は、次の区分に従って記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="448 1608 1422 1951"> <thead> <tr> <th>資産区分</th> <th>資産例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械・設備・装置</td> <td>耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品などの購入に要した費用</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>土地購入に要した費用 既存の土地を整備することに要した費用</td> </tr> <tr> <td>建物・その他の有形固定資産</td> <td>建物の購入、改築・改装に要した費用 給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物付属設備の購入に要した費用 その他取得した有形固定資産の購入に要した費用など</td> </tr> </tbody> </table>	費用区分		費用例示	外注費		業務の一部又は全部を他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。なお、本社・支社・営業所間の同一企業内取引関係も外注費とみなします。	減価償却費		取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費を記入してください。	借料	土地・建物	土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。	機械・装置	機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 「機械・装置」には、自動車などの「輸送用機器」、電算機やパソコンなどの「情報関連機器」、複写機などの「事務用機器」などが含まれます。	その他の営業費用		「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。 荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、広告・宣伝費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など	資産区分	資産例示	機械・設備・装置	耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品などの購入に要した費用	土地	土地購入に要した費用 既存の土地を整備することに要した費用	建物・その他の有形固定資産	建物の購入、改築・改装に要した費用 給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物付属設備の購入に要した費用 その他取得した有形固定資産の購入に要した費用など
費用区分		費用例示																									
外注費		業務の一部又は全部を他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。なお、本社・支社・営業所間の同一企業内取引関係も外注費とみなします。																									
減価償却費		取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費を記入してください。																									
借料	土地・建物	土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。																									
	機械・装置	機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 「機械・装置」には、自動車などの「輸送用機器」、電算機やパソコンなどの「情報関連機器」、複写機などの「事務用機器」などが含まれます。																									
その他の営業費用		「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。 荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、広告・宣伝費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など																									
資産区分	資産例示																										
機械・設備・装置	耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品などの購入に要した費用																										
土地	土地購入に要した費用 既存の土地を整備することに要した費用																										
建物・その他の有形固定資産	建物の購入、改築・改装に要した費用 給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物付属設備の購入に要した費用 その他取得した有形固定資産の購入に要した費用など																										

調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意										
7	従業者数	<p>(1) 従業者数は、平成19年11月1日現在、又はこれに最も近い給与締切日現在で記入してください。</p> <p>(2) 長期欠勤者で、1か月以上いかなる給与も受けていなかった人は、在籍者であっても含めないでください。</p> <p>(3) 「事業所の従業者数」 事業所の従業者数について、以下に従って記入してください。 「個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」、「臨時雇用者」及び「総計」について、「別経営の事業所に派遣している人」を含めた人数を男女別にそれぞれ記入してください。 上記において「別経営の事業所に派遣している人」がいる場合は、「総計」の内数として、その人数を男女別に記入してください。 「総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人」がいる場合は、「総計」の右の別欄に、その人数を男女別に記入してください。 派遣として働いている人とは、労働者派遣法にいう派遣労働者のほか、在籍出向など出向元に籍があり出向元から給与を受けながら出向先の事業所で働いている人及び下請(請負業務)の仕事として働いている人をいいます。 従業者の各区分の内容は以下によります。</p> <table border="1" data-bbox="450 936 1422 1995"> <thead> <tr> <th data-bbox="450 936 699 969">雇用形態区分</th> <th data-bbox="699 936 1422 969">内容例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="450 969 699 1391">個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者</td> <td data-bbox="699 969 1422 1391"> <p>個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの事業所の業務に従事している人 無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している人 家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は常用雇用者欄に記入してください。 調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「3 個人経営」を選択した場合に記入してください。 したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「有給役員」欄から「臨時雇用者」欄に記入してください。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 1391 699 1704">有給役員</td> <td data-bbox="699 1391 1422 1704"> <p>個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬、給与の支払いを受けている人 取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ役員報酬を受けていない人は除いてください。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 1704 699 1861">常用雇用者</td> <td data-bbox="699 1704 1422 1861"> <p>一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人 平成19年9月、10月にそれぞれ18日以上働き、現在も雇用されている人</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 1861 699 1995">一般に正社員、正職員などと呼ばれる人</td> <td data-bbox="699 1861 1422 1995"> <p>常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれる人</p> </td> </tr> </tbody> </table>	雇用形態区分	内容例示	個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者	<p>個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの事業所の業務に従事している人 無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している人 家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は常用雇用者欄に記入してください。 調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「3 個人経営」を選択した場合に記入してください。 したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「有給役員」欄から「臨時雇用者」欄に記入してください。</p>	有給役員	<p>個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬、給与の支払いを受けている人 取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ役員報酬を受けていない人は除いてください。</p>	常用雇用者	<p>一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人 平成19年9月、10月にそれぞれ18日以上働き、現在も雇用されている人</p>	一般に正社員、正職員などと呼ばれる人	<p>常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれる人</p>
雇用形態区分	内容例示											
個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者	<p>個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの事業所の業務に従事している人 無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している人 家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は常用雇用者欄に記入してください。 調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「3 個人経営」を選択した場合に記入してください。 したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「有給役員」欄から「臨時雇用者」欄に記入してください。</p>											
有給役員	<p>個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬、給与の支払いを受けている人 取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ役員報酬を受けていない人は除いてください。</p>											
常用雇用者	<p>一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人 平成19年9月、10月にそれぞれ18日以上働き、現在も雇用されている人</p>											
一般に正社員、正職員などと呼ばれる人	<p>常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれる人</p>											

・調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意												
7	従業者数 (つづき)	<p>(つづき)</p> <table border="1" data-bbox="451 353 1422 943"> <thead> <tr> <th data-bbox="451 353 699 394">雇用形態区分</th> <th data-bbox="699 353 1422 394">内容例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="451 394 699 551">パート、 アルバイト など</td> <td data-bbox="699 394 1422 551">常用雇用のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 551 699 667">臨時雇用者 (常用雇用者以外の雇用者)</td> <td data-bbox="699 551 1422 667">「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 667 699 745">総計 (からの合計)</td> <td data-bbox="699 667 1422 745">「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した従業者の総計(合計欄)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 745 699 943">総計(～の合計)のうち、別経営の事業所に派遣している人</td> <td data-bbox="699 745 1422 943">「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の事業所へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の企業で働いている人</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="451 1003 1422 1196"> <tbody> <tr> <td data-bbox="451 1003 699 1196">総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人</td> <td data-bbox="699 1003 1422 1196">「個人業主」欄から「臨時雇用者」に記入した人のほかに、他の会社など別経営事業所から出向・派遣されている人又は下請として他の会社など別経営の事業所からきて働いている人</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="437 1301 1134 1330">(4) 「デザイン・機械設計業務」の部門別従事者数</p> <p data-bbox="491 1339 1445 1485">部門別従事者数については、「デザイン・機械設計業務」に携わる従事者数(参照)を部門別に記入してください。1人で複数の業務を兼ねている場合でも、その人の主たる業務(例えば、就業時間数の多かった部門)で区分してください。</p> <p data-bbox="491 1496 1445 1641">() 従事者数とは、従業者数(「 」欄の総計)から「別経営の事業所に派遣している人」を除き、「別経営の事業所から派遣されている人」を含めた人数をいいます。ただし、別経営の事業所から派遣されていても「デザイン・機械設計業務」以外の業務に従事している人は除きます。</p> <p data-bbox="491 1693 1445 1765">この欄では、「デザイン・機械設計業務」に携わる従事者数を記入して頂きますので、調査項目との関連では下記の関係による人数となります。</p> <div data-bbox="507 1787 1350 1944" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p data-bbox="544 1809 1297 1921">「 」欄の従業者数総計(～の合計) - 「別経営の事業所に派遣している人」 + 「別経営の事業所から派遣されている人」のうち、「デザイン・機械設計業務」に携わる人数(従事者数)</p> </div>	雇用形態区分	内容例示	パート、 アルバイト など	常用雇用のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人	臨時雇用者 (常用雇用者以外の雇用者)	「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人	総計 (からの合計)	「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した従業者の総計(合計欄)	総計(～の合計)のうち、別経営の事業所に派遣している人	「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の事業所へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の企業で働いている人	総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人	「個人業主」欄から「臨時雇用者」に記入した人のほかに、他の会社など別経営事業所から出向・派遣されている人又は下請として他の会社など別経営の事業所からきて働いている人
雇用形態区分	内容例示													
パート、 アルバイト など	常用雇用のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人													
臨時雇用者 (常用雇用者以外の雇用者)	「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人													
総計 (からの合計)	「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した従業者の総計(合計欄)													
総計(～の合計)のうち、別経営の事業所に派遣している人	「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の事業所へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の企業で働いている人													
総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人	「個人業主」欄から「臨時雇用者」に記入した人のほかに、他の会社など別経営事業所から出向・派遣されている人又は下請として他の会社など別経営の事業所からきて働いている人													

・調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意																												
7	従業者数 (つづき)	<p>部門別従業者数は、次の部門区分に従って記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="448 387 1422 2024"> <thead> <tr> <th data-bbox="448 387 727 427">部 門 区 分</th> <th data-bbox="727 387 1422 427">内 容 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="448 427 727 719">管理・営業部門</td> <td data-bbox="727 427 1422 719"> 一般に総務、企画、人事、経理、予算などの業務に従事する者 各種のデザイン・機械設計業務の受注契約、委託者の意向を自社内の各部門へ伝達するなどの業務に従事する者 有給役員のうち、「デザイン・機械設計業務」を担当する役員は、ここに含めてください。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 719 496 2024" rowspan="8">デザイン部門</td> <td data-bbox="496 719 727 842">インダストリアル</td> <td data-bbox="727 719 1422 842">機器（輸送・電気・音響・事務など）、スポーツ用品のデザイン業務に従事する者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 842 727 882">パッケージ</td> <td data-bbox="727 842 1422 882">箱、商品個装などのデザイン業務に従事する者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 882 727 965">グラフィック</td> <td data-bbox="727 882 1422 965">ポスター、装丁、カタログ、パンフレットなどのデザイン業務に従事する者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 965 727 1048">ディスプレイ</td> <td data-bbox="727 965 1422 1048">展示構成、店舗・店頭装飾、ウィンドーディスプレイなどのデザイン業務に従事する者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 1048 727 1088">インテリア</td> <td data-bbox="727 1048 1422 1088">室内の構成と装飾のデザイン業務に従事する者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 1088 727 1301">テキスタイル、ファッション</td> <td data-bbox="727 1088 1422 1301">カーテン、カーペットなどインテリアファブリック繊維製品、生地、タペストリー、ユニフォーム、既製服、帽子、靴、ハンドバック、装身具、スカーフ、履物などのデザイン業務に従事する者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 1301 727 1469">マルチメディア</td> <td data-bbox="727 1301 1422 1469">デジタルコンテンツ（アプリケーションソフトウェア、CD-ROMなど）、インタラクティブメディア、オンラインプロダクト（Webなど）などのデザイン業務に従事する者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 1469 727 1715">その他</td> <td data-bbox="727 1469 1422 1715"> クラフト（陶磁器・ガラス・木竹・漆・金属・紙・布帛製品など） ジュエリー（装飾品、身辺細貨品など） サイン（標識、看板、シンボルマークなど） 庭園、道路、建物、都市計画造成、本の編集、完成予想図など、その他のデザイン業務に従事する者 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1715 496 2024" rowspan="3">機械設計部門</td> <td data-bbox="496 1715 727 1756">機械系</td> <td data-bbox="727 1715 1422 1756">機械部門に従事する者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 1756 727 1796">電気系</td> <td data-bbox="727 1756 1422 1796">電気部門に従事する者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 1796 727 2024">その他</td> <td data-bbox="727 1796 1422 2024">上記（機械系、電気系）以外の土木・建築系（土木・建築部門に従事する者）、情報システム系（情報システム部門に従事する者）など、その他の機械設計部門に従事する者</td> </tr> </tbody> </table>	部 門 区 分	内 容 例 示	管理・営業部門	一般に総務、企画、人事、経理、予算などの業務に従事する者 各種のデザイン・機械設計業務の受注契約、委託者の意向を自社内の各部門へ伝達するなどの業務に従事する者 有給役員のうち、「デザイン・機械設計業務」を担当する役員は、ここに含めてください。	デザイン部門	インダストリアル	機器（輸送・電気・音響・事務など）、スポーツ用品のデザイン業務に従事する者	パッケージ	箱、商品個装などのデザイン業務に従事する者	グラフィック	ポスター、装丁、カタログ、パンフレットなどのデザイン業務に従事する者	ディスプレイ	展示構成、店舗・店頭装飾、ウィンドーディスプレイなどのデザイン業務に従事する者	インテリア	室内の構成と装飾のデザイン業務に従事する者	テキスタイル、ファッション	カーテン、カーペットなどインテリアファブリック繊維製品、生地、タペストリー、ユニフォーム、既製服、帽子、靴、ハンドバック、装身具、スカーフ、履物などのデザイン業務に従事する者	マルチメディア	デジタルコンテンツ（アプリケーションソフトウェア、CD-ROMなど）、インタラクティブメディア、オンラインプロダクト（Webなど）などのデザイン業務に従事する者	その他	クラフト（陶磁器・ガラス・木竹・漆・金属・紙・布帛製品など） ジュエリー（装飾品、身辺細貨品など） サイン（標識、看板、シンボルマークなど） 庭園、道路、建物、都市計画造成、本の編集、完成予想図など、その他のデザイン業務に従事する者	機械設計部門	機械系	機械部門に従事する者	電気系	電気部門に従事する者	その他	上記（機械系、電気系）以外の土木・建築系（土木・建築部門に従事する者）、情報システム系（情報システム部門に従事する者）など、その他の機械設計部門に従事する者
部 門 区 分	内 容 例 示																													
管理・営業部門	一般に総務、企画、人事、経理、予算などの業務に従事する者 各種のデザイン・機械設計業務の受注契約、委託者の意向を自社内の各部門へ伝達するなどの業務に従事する者 有給役員のうち、「デザイン・機械設計業務」を担当する役員は、ここに含めてください。																													
デザイン部門	インダストリアル	機器（輸送・電気・音響・事務など）、スポーツ用品のデザイン業務に従事する者																												
	パッケージ	箱、商品個装などのデザイン業務に従事する者																												
	グラフィック	ポスター、装丁、カタログ、パンフレットなどのデザイン業務に従事する者																												
	ディスプレイ	展示構成、店舗・店頭装飾、ウィンドーディスプレイなどのデザイン業務に従事する者																												
	インテリア	室内の構成と装飾のデザイン業務に従事する者																												
	テキスタイル、ファッション	カーテン、カーペットなどインテリアファブリック繊維製品、生地、タペストリー、ユニフォーム、既製服、帽子、靴、ハンドバック、装身具、スカーフ、履物などのデザイン業務に従事する者																												
	マルチメディア	デジタルコンテンツ（アプリケーションソフトウェア、CD-ROMなど）、インタラクティブメディア、オンラインプロダクト（Webなど）などのデザイン業務に従事する者																												
	その他	クラフト（陶磁器・ガラス・木竹・漆・金属・紙・布帛製品など） ジュエリー（装飾品、身辺細貨品など） サイン（標識、看板、シンボルマークなど） 庭園、道路、建物、都市計画造成、本の編集、完成予想図など、その他のデザイン業務に従事する者																												
機械設計部門	機械系	機械部門に従事する者																												
	電気系	電気部門に従事する者																												
	その他	上記（機械系、電気系）以外の土木・建築系（土木・建築部門に従事する者）、情報システム系（情報システム部門に従事する者）など、その他の機械設計部門に従事する者																												

計量証明業調査票記入注意

この調査票にお答えの内容は、統計上の
目的以外に使用されることはありません

平成19年11月1日
経済産業省

調査票の記入に当たっては、この記入注意及び「調査票の記載例」を参照してください。
調査票は1部作成し提出してください。なお、「調査票の記載例」の裏面は、調査票の写しと
なっていますので、記入者（事業所）の控え・保存用として使用してください。

基本的注意事項

- (1) 記入は、黒若しくは青のペン又はボールペンを用い、はっきりと記入してください。
- (2) 文字は楷書で、数字は算用数字ではっきり記入してください。
- (3) 金額は万円単位で記入し、万円未満は四捨五入してください。なお、金額が5千円未満
の場合は「0」万円と記入してください。
- (4) 割合を記入する場合は、整数（例えば、6.3% 6%、1.5% 2%）で記入し、その
合計が100%となるようにしてください。なお、合計が100%にならない時は、割合
の最も大きい区分のところで調整してください。
- (5) この調査は、事業所単位の調査となっています。したがって調査票の記載は、設問内容
に応じて「事業所」若しくは「計量証明業務」について「あなたの事業所」に関する内容
を記入してください。同一企業内の他の事業所分は含みません。

調査対象となる事業所

この調査の対象となる事業所は、日本標準産業分類小分類903 - 計量証明業に格付けされる
事業所です。

具体的には、「計量証明業」は、顧客の要請に応じて、以下の業務を営む事業所が調査の対象
となります。

貨物の質量、体積などを計量し、その結果の証明（証明行為の形式は問わない。以下同じ。）
を行う業務（一般計量証明業務）

環境の状態に関して、大気・水質・土壌の濃度、騒音・振動レベルなどを計量し、そ
の結果の証明を行う業務（環境計量証明業務）

一般計量証明業務及び環境計量証明業務以外で、貨物以外の質量などの計量証明、環
境以外の濃度などの計量証明を行う業務（その他の計量証明業務）

ただし、自企業内の測定分析のみを行っている事業所は、調査の対象となりません。また、
船積貨物の積込・陸揚にかかわる検数・鑑定・検量を行う事業所は、日本標準産業分類大分
類I - 運輸業（4899）に分類される（次頁の 参照）ため、調査の対象となりません。

(参考) 日本標準産業分類 (JSIC)

統計調査の結果を産業別に表示する場合の統計基準として、事業所において社会的な分業として行われる財貨及びサービスの生産又は提供に係るすべての経済活動を分類したものであり、事業所において行われるすべての経済活動を大分類、中分類、小分類、細分類の4段階に分類しています。(詳細は総務省のホームページ

(<http://www.stat.go.jp/index/seido/sangyo/index.htm>) をご覧ください。)

計量証明業 (JSIC小分類番号: 903)

一般計量証明業 (JSIC細分類番号: 9031)

主として委託を受けて、貨物の積卸し又は入出庫に際して長さ、質量、面積、体積又は熱量を計量し、その結果の証明(証明行為の形式を問わない)を行う事業所をいう。

ただし、船積貨物の積込又は陸揚にかかわる検数・鑑定及び検量を行う事業所は大分類Ⅰ - 運輸業 [4899] に分類される。

【例示】質量計量証明業、長さ・面積等計量証明業

環境計量証明業 (JSIC細分類番号: 9032)

主として委託を受けて、環境の状態に関し、濃度、騒音レベル、振動レベル、放射能などを計量し、その結果の証明(証明行為の形式を問わない)を行う事業所をいう。

【例示】環境測定分析業、作業環境測定分析業、土壌汚染測定分析業、水質汚濁測定分析業、浮遊粉じん測定業、放射能等測定分析業

その他の計量証明業 (JSIC細分類番号: 9039)

主として委託を受けて、貨物以外の長さ、質量など又は環境の状態以外の濃度などの物象の状態の量に関し計量し、その結果の証明(証明行為の形式は問わない)を行う事業所をいう。

ただし、貨物にかかわる質量などの計量証明を行う事業所は細分類9031に、環境にかかわる濃度などの計量証明を行う事業所は細分類9032に分類される。

【例示】金属・鉱物分析業、貨物以外の質量証明業、環境以外の濃度計量証明業

調査事項ごとの記入注意

番号	調査事項	記入注意						
1	事業所名及び所在地	<p>(1) 「事業所名」については、あらかじめプリントされている事業所の名称が違う場合は「横線」で抹消し、余白部分にあなたの事業所の正式な名称を記入してください。なお、通称名があるときは、正式な名称の後ろに()書きで記入してください。また、事業所名の「フリガナ」についてはカタカナで記入してください。ただし、“株式会社”などの法人の種類を示す部分及び通称名にはフリガナを記入する必要はありません。</p> <p>(2) 「事業所の所在地」については、あらかじめプリントされている内容(郵便番号、所在地及び電話番号)が違う場合は該当箇所を「横線」で抹消し、余白部分に正式な内容を記入してください。また、登記上の所在地ではなく、あなたの事業所が現に所在する所在地を記入してください。</p> <p>(3) 「本社の所在地」については、あなたの事業所が支社、支店及び営業所である場合に、本社が現に所在する所在地を記入してください。したがって、あなたの事業所が本社である場合は、この項目に記入する必要はありません。</p>						
2	経営組織及び資本金額	<p>(1) 「経営組織」については、あらかじめプリントされている内容が違う場合は「x」で抹消し、あなたの事業所が該当する経営組織の番号を で囲んでください。また、経営組織の内容は以下の表を参照してください。</p> <p>(2) あなたの事業所が「1 会社」に該当する場合は、矢印に従って「資本金額(又は出資金額)」欄に必ず記入してください。なお、<u>資本金額(株式会社、有限会社)又は出資金額(合資会社、合名会社、合同会社)が1万円未満の場合は四捨五入して記入してください(5千円以上1万円未満の場合は「1.万円、5千円未満の場合は「0.万円と記入してください。))</u></p> <table border="1" data-bbox="459 1294 1414 1962"> <tbody> <tr> <td data-bbox="459 1294 657 1420">1 会社</td> <td data-bbox="657 1294 1414 1420">株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社などをいいます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 1420 657 1796">2 会社以外の法人・団体</td> <td data-bbox="657 1420 1414 1796">公益法人(財団法人、社団法人)、中間法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社()をいいます。 ()「<u>外国の会社</u>」とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる「<u>外資系の会社</u>」は「<u>外国の会社</u>」とはせず、「1 会社」となります。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 1796 657 1962">3 個人経営</td> <td data-bbox="657 1796 1414 1962">個人業主により経営されている事業所をいいます。なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。</td> </tr> </tbody> </table>	1 会社	株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社などをいいます。	2 会社以外の法人・団体	公益法人(財団法人、社団法人)、中間法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社()をいいます。 ()「 <u>外国の会社</u> 」とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる「 <u>外資系の会社</u> 」は「 <u>外国の会社</u> 」とはせず、「1 会社」となります。	3 個人経営	個人業主により経営されている事業所をいいます。なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。
1 会社	株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社などをいいます。							
2 会社以外の法人・団体	公益法人(財団法人、社団法人)、中間法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社()をいいます。 ()「 <u>外国の会社</u> 」とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる「 <u>外資系の会社</u> 」は「 <u>外国の会社</u> 」とはせず、「1 会社」となります。							
3 個人経営	個人業主により経営されている事業所をいいます。なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。							

・調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意						
3	本社・支社別	<p>「 事業所の本社・支社別」については、あらかじめプリントされている内容が違う場合は「×」で抹消し、あなたの事業所が該当する本社・支社別の番号を で囲んでください。</p> <p>また、本社・支社別の内容は以下の表を参照してください。なお、親会社と子会社はそれぞれ独立した企業で、「本社」、「支社」の関係はありません。</p> <table border="1" data-bbox="459 591 1414 1088"> <tr> <td data-bbox="459 591 660 714">1 単独事業所</td> <td data-bbox="660 591 1414 714">他の場所に、同一経営の本社・本店や支社・支店及び営業所などを持たない単独の事業所をいいます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 714 660 965">2 本 社</td> <td data-bbox="660 714 1414 965">他の場所に、同一経営の支社・支店及び営業所があって、それらのすべてを統括している事業所をいいます。 なお、本社・本店の各部門がいくつかの場所に分かっているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「2 本社」とし、ほかの事業所は「3 支社」とします。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 965 660 1088">3 支 社</td> <td data-bbox="660 965 1414 1088">他の場所にある本社・本店の統括を受けている事業所をいいます。</td> </tr> </table>	1 単独事業所	他の場所に、同一経営の本社・本店や支社・支店及び営業所などを持たない単独の事業所をいいます。	2 本 社	他の場所に、同一経営の支社・支店及び営業所があって、それらのすべてを統括している事業所をいいます。 なお、本社・本店の各部門がいくつかの場所に分かっているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「2 本社」とし、ほかの事業所は「3 支社」とします。	3 支 社	他の場所にある本社・本店の統括を受けている事業所をいいます。
1 単独事業所	他の場所に、同一経営の本社・本店や支社・支店及び営業所などを持たない単独の事業所をいいます。							
2 本 社	他の場所に、同一経営の支社・支店及び営業所があって、それらのすべてを統括している事業所をいいます。 なお、本社・本店の各部門がいくつかの場所に分かっているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「2 本社」とし、ほかの事業所は「3 支社」とします。							
3 支 社	他の場所にある本社・本店の統括を受けている事業所をいいます。							
<p>以下の調査事項(番号4～7)については、あなたの事業所のみ金額(又は割合)等を記入してください。他の事業所分は含みません。</p>								
4	年間売上高	<p>(1)「 事業所の年間売上高(消費税額を含む。)」について</p> <p>事業所の年間売上高については、<u>あなたの事業所が平成18年11月1日から平成19年10月31日までの1年間に得たすべての売上高、すなわち、利益や所得ではなく経費を差し引く前の売上高に消費税額を含めて記入してください。</u></p> <p>なお、上記1年間での記入ができない等やむを得ない場合については、最も近い決算日前の1年間の事業所の売上高を記入してください。</p> <p>当該年間売上高には、本社・支社(営業所)間及び支社(営業所)相互間の企業内取引によるサービス提供を行った場合は、提供価格若しくは振替仕切額(提供価格若しくは振替仕切額がない場合は、そのサービス提供原価)を含めてください。</p> <p>当該年間売上高には、営業として行っていない財産運用や財産売却による収入は含めないでください。</p> <p>(2)「 の「事業所の年間売上高(消費税額を含む。)」に占める業務別売上高」</p> <p>上記(1)の「 」欄で記入した「事業所の年間売上高」について、「計量証明業務」及び「その他業務」に分けて業務別売上高を記入してください。</p>						

・調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意																		
4	年間売上高 (つづき)	<p>「計量証明業務」の業務の内容については、本記入注意の「<input type="checkbox"/> 調査対象となる事業所」に記載されている業務(1～2頁参照)に基づきますので、当該部分を参照してください。</p> <p>「その他業務」に売上高の記入がある場合には、矢印に従って「その他業務の内訳」の表に、「その他業務」全体の売上高に対する当該業務(売上高がある業務)の売上高の割合を記入してください。例えば、「製造業務」の売上高がある場合は、「その他業務の内訳」の表の「製造業務」欄に、「その他業務」全体の売上高に対する「製造業務」の売上高の割合を記入してください。なお、「その他業務の内訳」の表における業務の内容については、本記入注意の「5 年間売上高の契約先産業別割合」に記載している産業別区分表(6～8頁参照)に従ってください。</p> <p>(3) 「<input type="checkbox"/> 「計量証明業務」の年間売上高の業務種類別割合」</p> <p>上記(2)の「<input type="checkbox"/> 」欄で記入した「計量証明業務」の年間売上高について、その内訳である業務種類別の割合を、合計が100%となるように整数で記入してください。なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きいところで調整してください。</p> <p>業務種類別割合は、次の区分に従って記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="448 1104 1418 1771"> <thead> <tr> <th>業 務 種 類</th> <th>内 容 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">一 般 計 量 証 明 業 務</td> <td>質 量</td> <td>貨物の質量の測定</td> </tr> <tr> <td>体 積</td> <td>貨物の体積の測定</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td>貨物の長さ、面積、熱量等の上記以外の測定</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">環 境 計 量 証 明 業 務</td> <td>大 気</td> <td>ばい煙、粉じん、自動車排気ガス、悪臭等の大気中の物質の濃度の測定</td> </tr> <tr> <td>水 質</td> <td>河川、湖沼の沿岸地域等の公共用水域に排水される水に含まれる物質の濃度の測定</td> </tr> <tr> <td>土 壌</td> <td>水底のたい積物等を含む土壌中の物質の濃度の測定</td> </tr> <tr> <td>騒 音</td> <td>事業活動や建設工事等に伴って発生する騒音・振動の測定</td> </tr> </tbody> </table>	業 務 種 類	内 容 例 示	一 般 計 量 証 明 業 務	質 量	貨物の質量の測定	体 積	貨物の体積の測定	そ の 他	貨物の長さ、面積、熱量等の上記以外の測定	環 境 計 量 証 明 業 務	大 気	ばい煙、粉じん、自動車排気ガス、悪臭等の大気中の物質の濃度の測定	水 質	河川、湖沼の沿岸地域等の公共用水域に排水される水に含まれる物質の濃度の測定	土 壌	水底のたい積物等を含む土壌中の物質の濃度の測定	騒 音	事業活動や建設工事等に伴って発生する騒音・振動の測定
業 務 種 類	内 容 例 示																			
一 般 計 量 証 明 業 務	質 量	貨物の質量の測定																		
	体 積	貨物の体積の測定																		
	そ の 他	貨物の長さ、面積、熱量等の上記以外の測定																		
環 境 計 量 証 明 業 務	大 気	ばい煙、粉じん、自動車排気ガス、悪臭等の大気中の物質の濃度の測定																		
	水 質	河川、湖沼の沿岸地域等の公共用水域に排水される水に含まれる物質の濃度の測定																		
	土 壌	水底のたい積物等を含む土壌中の物質の濃度の測定																		
	騒 音	事業活動や建設工事等に伴って発生する騒音・振動の測定																		

・調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意												
4	年間売上高 (つづき)	<p>(つづき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="448 360 496 398">業務種類</th> <th data-bbox="496 360 1422 398">内容例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="448 398 496 757">環境計量証明業務</td> <td data-bbox="496 398 1422 757"> <p>「作業環境測定法施行規則」により、有害な業務として指定された下記5区分の作業場内における空气中の粉じん、放射性物質、鉛、有機溶剤の濃度の測定</p> <p>粉じんを著しく発散する屋内作業場 放射性物質取扱作業室 特定化学物質を製造し、若しくは取扱う屋内作業場 鉛業務を行う屋内作業場 有機溶剤を製造し、若しくは取扱う屋内作業場</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 757 496 949">建物内測定</td> <td data-bbox="496 757 1422 949"> <p>空気</p> <p>興行場、百貨店、事務所、集会所、図書館等多数の者が使用・利用する施設内の浮遊粉じん、一酸化炭素、炭酸ガス等空気の測定</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 949 496 987"></td> <td data-bbox="496 949 1422 987"> <p>飲料水</p> <p>興行場、百貨店、事務所、集会所、図書館等多数の者が使用・利用する施設内の飲料水の水質測定</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 987 496 1025"></td> <td data-bbox="496 987 1422 1025"> <p>その他</p> <p>上記以外の環境の状態に関する測定</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1025 496 1106">その他</td> <td data-bbox="496 1025 1422 1106"> <p>貨物以外の長さ・質量などの測定、環境以外の濃度などの測定、金属・鉱物分析等の上記以外の計量証明業務</p> </td> </tr> </tbody> </table>	業務種類	内容例示	環境計量証明業務	<p>「作業環境測定法施行規則」により、有害な業務として指定された下記5区分の作業場内における空气中の粉じん、放射性物質、鉛、有機溶剤の濃度の測定</p> <p>粉じんを著しく発散する屋内作業場 放射性物質取扱作業室 特定化学物質を製造し、若しくは取扱う屋内作業場 鉛業務を行う屋内作業場 有機溶剤を製造し、若しくは取扱う屋内作業場</p>	建物内測定	<p>空気</p> <p>興行場、百貨店、事務所、集会所、図書館等多数の者が使用・利用する施設内の浮遊粉じん、一酸化炭素、炭酸ガス等空気の測定</p>		<p>飲料水</p> <p>興行場、百貨店、事務所、集会所、図書館等多数の者が使用・利用する施設内の飲料水の水質測定</p>		<p>その他</p> <p>上記以外の環境の状態に関する測定</p>	その他	<p>貨物以外の長さ・質量などの測定、環境以外の濃度などの測定、金属・鉱物分析等の上記以外の計量証明業務</p>
業務種類	内容例示													
環境計量証明業務	<p>「作業環境測定法施行規則」により、有害な業務として指定された下記5区分の作業場内における空气中の粉じん、放射性物質、鉛、有機溶剤の濃度の測定</p> <p>粉じんを著しく発散する屋内作業場 放射性物質取扱作業室 特定化学物質を製造し、若しくは取扱う屋内作業場 鉛業務を行う屋内作業場 有機溶剤を製造し、若しくは取扱う屋内作業場</p>													
建物内測定	<p>空気</p> <p>興行場、百貨店、事務所、集会所、図書館等多数の者が使用・利用する施設内の浮遊粉じん、一酸化炭素、炭酸ガス等空気の測定</p>													
	<p>飲料水</p> <p>興行場、百貨店、事務所、集会所、図書館等多数の者が使用・利用する施設内の飲料水の水質測定</p>													
	<p>その他</p> <p>上記以外の環境の状態に関する測定</p>													
その他	<p>貨物以外の長さ・質量などの測定、環境以外の濃度などの測定、金属・鉱物分析等の上記以外の計量証明業務</p>													
5	年間売上高の契約先産業別割合	<p>(1) 「計量証明業務」の年間売上高の契約先産業別割合 契約先(取引相手)の各産業の割合の合計が100%となるように整数で記入してください。なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きいところで調整してください。</p> <p>(2) 契約先産業別割合は、次の産業区分に従って記入してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="448 1420 619 1458">契約先産業</th> <th data-bbox="619 1420 1422 1458">業種例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="448 1458 619 1599">建設業</td> <td data-bbox="619 1458 1422 1599"> 土木建築工事業、舗装工事業、建築リフォーム工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、電気工事業、電気通信・信号装置工事業、機械器具設置工事業 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1599 619 1912">製造業</td> <td data-bbox="619 1599 1422 1912"> 食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維、衣服・その他の繊維製品、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連業、化学工業、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、一般機械、電気機械、情報通信機械、電子部品・デバイス、輸送用機械、精密機械、武器等の製造業 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1912 619 2024">電気・ガス・熱供給・水道業</td> <td data-bbox="619 1912 1422 2024"> 電気業、ガス業、熱供給業、水道業 </td> </tr> </tbody> </table>	契約先産業	業種例示	建設業	土木建築工事業、舗装工事業、建築リフォーム工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、電気工事業、電気通信・信号装置工事業、機械器具設置工事業	製造業	食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維、衣服・その他の繊維製品、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連業、化学工業、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、一般機械、電気機械、情報通信機械、電子部品・デバイス、輸送用機械、精密機械、武器等の製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	電気業、ガス業、熱供給業、水道業				
契約先産業	業種例示													
建設業	土木建築工事業、舗装工事業、建築リフォーム工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、電気工事業、電気通信・信号装置工事業、機械器具設置工事業													
製造業	食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維、衣服・その他の繊維製品、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連業、化学工業、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、一般機械、電気機械、情報通信機械、電子部品・デバイス、輸送用機械、精密機械、武器等の製造業													
電気・ガス・熱供給・水道業	電気業、ガス業、熱供給業、水道業													

・調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意																
5	年間売上高の契約先産業別割合(つづき)	<p>(つづき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="453 360 619 398">契約先産業</th> <th data-bbox="619 360 1422 398">業種例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="453 398 619 680">情報通信業</td> <td data-bbox="619 398 1422 680">通信業(信書送達業、固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に付帯するサービス業)、放送業(公共放送業、民間放送業、有線放送業)、情報サービス業(ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業)、インターネット付随サービス業、映像・音声・文字情報制作業(映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、映像・音声・文字情報制作に付帯するサービス業)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="453 680 619 1021">運輸業</td> <td data-bbox="619 680 1422 1021">鉄道業、一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業、その他の道路旅客運送業、一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、集配利用運送業、その他の道路貨物運送業、外航海運業、沿海海運業、内陸水運業、船舶貸渡業、航空運送業、航空機使用業、倉庫業、冷蔵倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業、その他の運輸に付帯するサービス業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="453 1021 619 1133">卸売・小売業</td> <td data-bbox="619 1021 1422 1133">商社、代理商・仲立業、一般卸売店、製造業の販売事業所、百貨店・スーパー、専門店などの小売店等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="453 1133 619 1357">金融・保険業</td> <td data-bbox="619 1133 1422 1357">銀行業、協同組織金融業、郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関、貸金業・投資業等非預金信用機関(クレジットカード業、割賦金融業など)、証券業、商品先物取引業、補助的金融業、金融付帯業、保険業(含、保険媒介代理業、保険サービス業)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="453 1357 619 1435">不動産業</td> <td data-bbox="619 1357 1422 1435">不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、駐車場業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="453 1435 619 1626">飲食店、宿泊業</td> <td data-bbox="619 1435 1422 1626">食堂、レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、その他の一般飲食店、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ピヤホール、旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="453 1626 619 2040">サービス業 (同業者を除く)</td> <td data-bbox="619 1626 1422 2040">専門サービス業(法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、獣医業、土木建築サービス業、デザイン・機械設計業、著述・芸術家業、写真業、その他の専門サービス業(興信所、社会保険労務士事務所、経営コンサルタント業など))、学術・開発研究機関、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業(旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業等)、娯楽業、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、物品賃貸業、広告業、その他の事業サービス業(速記・ワープロ入力・複写</td> </tr> </tbody> </table>	契約先産業	業種例示	情報通信業	通信業(信書送達業、固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に付帯するサービス業)、放送業(公共放送業、民間放送業、有線放送業)、情報サービス業(ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業)、インターネット付随サービス業、映像・音声・文字情報制作業(映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、映像・音声・文字情報制作に付帯するサービス業)	運輸業	鉄道業、一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業、その他の道路旅客運送業、一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、集配利用運送業、その他の道路貨物運送業、外航海運業、沿海海運業、内陸水運業、船舶貸渡業、航空運送業、航空機使用業、倉庫業、冷蔵倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業、その他の運輸に付帯するサービス業	卸売・小売業	商社、代理商・仲立業、一般卸売店、製造業の販売事業所、百貨店・スーパー、専門店などの小売店等	金融・保険業	銀行業、協同組織金融業、郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関、貸金業・投資業等非預金信用機関(クレジットカード業、割賦金融業など)、証券業、商品先物取引業、補助的金融業、金融付帯業、保険業(含、保険媒介代理業、保険サービス業)	不動産業	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、駐車場業	飲食店、宿泊業	食堂、レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、その他の一般飲食店、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ピヤホール、旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業	サービス業 (同業者を除く)	専門サービス業(法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、獣医業、土木建築サービス業、デザイン・機械設計業、著述・芸術家業、写真業、その他の専門サービス業(興信所、社会保険労務士事務所、経営コンサルタント業など))、学術・開発研究機関、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業(旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業等)、娯楽業、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、物品賃貸業、広告業、その他の事業サービス業(速記・ワープロ入力・複写
契約先産業	業種例示																	
情報通信業	通信業(信書送達業、固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に付帯するサービス業)、放送業(公共放送業、民間放送業、有線放送業)、情報サービス業(ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業)、インターネット付随サービス業、映像・音声・文字情報制作業(映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、映像・音声・文字情報制作に付帯するサービス業)																	
運輸業	鉄道業、一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業、その他の道路旅客運送業、一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、集配利用運送業、その他の道路貨物運送業、外航海運業、沿海海運業、内陸水運業、船舶貸渡業、航空運送業、航空機使用業、倉庫業、冷蔵倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業、その他の運輸に付帯するサービス業																	
卸売・小売業	商社、代理商・仲立業、一般卸売店、製造業の販売事業所、百貨店・スーパー、専門店などの小売店等																	
金融・保険業	銀行業、協同組織金融業、郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関、貸金業・投資業等非預金信用機関(クレジットカード業、割賦金融業など)、証券業、商品先物取引業、補助的金融業、金融付帯業、保険業(含、保険媒介代理業、保険サービス業)																	
不動産業	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、駐車場業																	
飲食店、宿泊業	食堂、レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、その他の一般飲食店、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ピヤホール、旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業																	
サービス業 (同業者を除く)	専門サービス業(法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、獣医業、土木建築サービス業、デザイン・機械設計業、著述・芸術家業、写真業、その他の専門サービス業(興信所、社会保険労務士事務所、経営コンサルタント業など))、学術・開発研究機関、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業(旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業等)、娯楽業、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、物品賃貸業、広告業、その他の事業サービス業(速記・ワープロ入力・複写																	

・調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意										
5	年間売上高の契約先産業別割合(つづき)	<p>(つづき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="451 356 619 389">契約先産業</th> <th data-bbox="619 356 1422 389">業種例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="451 389 619 555">サービス業 (同業者を除く) (つづき)</td> <td data-bbox="619 389 1422 555">業、商品検査業、建物サービス業、民間職業紹介業、警備業、他に分類されない事業サービス業)、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業(集会場、と畜場、他に分類されないサービス業)、外国公務(外国公館、その他の外国公務)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 555 619 629">公務</td> <td data-bbox="619 555 1422 629">国家及び地方公務</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 629 619 736">同業者</td> <td data-bbox="619 629 1422 736">「計量証明業」の同業者(同一企業の本社・支社・営業所間での企業内取引を含む。)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 736 619 1171">その他</td> <td data-bbox="619 736 1422 1171">農業、林業、漁業、鉱業、医療業(病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業)、保健衛生(保健所、健康相談施設、その他の保健衛生)、社会保険・社会福祉・介護事業(社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業)、学校教育、その他の教育、学習支援業(社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、教養・技能教授業(外国語会話教授業、スポーツ・健康教授業、フィットネスクラブなど)、複合サービス事業(郵便局、協同組合)など 海外(国外)取引による売上高は、ここに含めてください。</td> </tr> </tbody> </table>	契約先産業	業種例示	サービス業 (同業者を除く) (つづき)	業、商品検査業、建物サービス業、民間職業紹介業、警備業、他に分類されない事業サービス業)、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業(集会場、と畜場、他に分類されないサービス業)、外国公務(外国公館、その他の外国公務)	公務	国家及び地方公務	同業者	「計量証明業」の同業者(同一企業の本社・支社・営業所間での企業内取引を含む。)	その他	農業、林業、漁業、鉱業、医療業(病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業)、保健衛生(保健所、健康相談施設、その他の保健衛生)、社会保険・社会福祉・介護事業(社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業)、学校教育、その他の教育、学習支援業(社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、教養・技能教授業(外国語会話教授業、スポーツ・健康教授業、フィットネスクラブなど)、複合サービス事業(郵便局、協同組合)など 海外(国外)取引による売上高は、ここに含めてください。
契約先産業	業種例示											
サービス業 (同業者を除く) (つづき)	業、商品検査業、建物サービス業、民間職業紹介業、警備業、他に分類されない事業サービス業)、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業(集会場、と畜場、他に分類されないサービス業)、外国公務(外国公館、その他の外国公務)											
公務	国家及び地方公務											
同業者	「計量証明業」の同業者(同一企業の本社・支社・営業所間での企業内取引を含む。)											
その他	農業、林業、漁業、鉱業、医療業(病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業)、保健衛生(保健所、健康相談施設、その他の保健衛生)、社会保険・社会福祉・介護事業(社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業)、学校教育、その他の教育、学習支援業(社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、教養・技能教授業(外国語会話教授業、スポーツ・健康教授業、フィットネスクラブなど)、複合サービス事業(郵便局、協同組合)など 海外(国外)取引による売上高は、ここに含めてください。											
6	年間営業費用及び年間営業費用有形固定資産取得額	<p>(1)「事業所の年間営業費用(消費税額を含む。)」 年間営業費用については、<u>あなたの事業所(企業ではありません。)</u>が平成18年11月1日から平成19年10月31日までの1年間にかかった費用について、下記区分に従って記入してください。 なお、当該1年間での記入ができない等やむを得ない場合については、最も近い決算日前の1年間の営業費用を記入してください。 当該年間営業費用には、営業として行っていない財産運用や財産売却による費用は含めないでください。 年間営業費用には、消費税額を含めて記入してください。 年間営業費用は、次の区分に従って記入してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="451 1626 619 1659">費用区分</th> <th data-bbox="619 1626 1422 1659">費用例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="451 1659 619 2022">給与支給総額</td> <td data-bbox="619 1659 1422 2022">平成18年11月1日から平成19年10月31日までの1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの)及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。 営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。 事業所で「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の事業所で働いている人)」がいる場合は、の給与も含めてください。</td> </tr> </tbody> </table>	費用区分	費用例示	給与支給総額	平成18年11月1日から平成19年10月31日までの1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの)及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。 営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。 事業所で「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の事業所で働いている人)」がいる場合は、の給与も含めてください。						
費用区分	費用例示											
給与支給総額	平成18年11月1日から平成19年10月31日までの1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの)及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。 営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。 事業所で「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の事業所で働いている人)」がいる場合は、の給与も含めてください。											

・調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意																									
6	年間営業費用及び年間営業用有形固定資産取得額(つづき)	<p>(つづき)</p> <table border="1" data-bbox="450 349 1420 1182"> <thead> <tr> <th colspan="2">費用区分</th> <th>費用例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">外注費</td> <td>業務の一部又は全部を他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。なお、本社・支社・営業所間の同一企業内取引関係も外注費とみなします。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">減価償却費</td> <td>取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費を記入してください。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">借料</td> <td>土地・建物</td> <td>土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。</td> </tr> <tr> <td>機械・装置</td> <td>機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 「機械・装置」には、自動車などの「輸送用機器」、電算機やパソコンなどの「情報関連機器」、複写機などの「事務用機器」などが含まれます。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他の営業費用</td> <td>「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。 荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、広告・宣伝費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 「事業所の過去1年間における営業用有形固定資産取得額(消費税額を含む。)」</p> <p>「事業所の営業用有形固定資産取得額」には、平成18年11月1日から平成19年10月31日までの1年間に新たに取得した資産(新品、中古品、建物など)の取得額について、購入手数料を含めて記入してください。</p> <p>なお、この1年間に営業用有形固定資産の取得がなかった場合は、合計欄に「0」を記入してください。</p> <p>年間営業用有形固定資産取得額には、消費税額を含めて記入してください。</p> <p>年間営業用有形固定資産取得額は、次の区分に従って記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="450 1644 1420 1984"> <thead> <tr> <th>資産区分</th> <th>資産例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械・設備・装置</td> <td>耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品などの購入に要した費用</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>土地購入に要した費用 既存の土地を整備することに要した費用</td> </tr> <tr> <td>建物・その他の有形固定資産</td> <td>建物の購入、改築・改装に要した費用 給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物付属設備の購入に要した費用 その他取得した有形固定資産の購入に要した費用など</td> </tr> </tbody> </table>	費用区分		費用例示	外注費		業務の一部又は全部を他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。なお、本社・支社・営業所間の同一企業内取引関係も外注費とみなします。	減価償却費		取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費を記入してください。	借料	土地・建物	土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。	機械・装置	機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 「機械・装置」には、自動車などの「輸送用機器」、電算機やパソコンなどの「情報関連機器」、複写機などの「事務用機器」などが含まれます。	その他の営業費用		「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。 荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、広告・宣伝費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など	資産区分	資産例示	機械・設備・装置	耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品などの購入に要した費用	土地	土地購入に要した費用 既存の土地を整備することに要した費用	建物・その他の有形固定資産	建物の購入、改築・改装に要した費用 給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物付属設備の購入に要した費用 その他取得した有形固定資産の購入に要した費用など
費用区分		費用例示																									
外注費		業務の一部又は全部を他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。なお、本社・支社・営業所間の同一企業内取引関係も外注費とみなします。																									
減価償却費		取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費を記入してください。																									
借料	土地・建物	土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。																									
	機械・装置	機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 「機械・装置」には、自動車などの「輸送用機器」、電算機やパソコンなどの「情報関連機器」、複写機などの「事務用機器」などが含まれます。																									
その他の営業費用		「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。 荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、広告・宣伝費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など																									
資産区分	資産例示																										
機械・設備・装置	耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品などの購入に要した費用																										
土地	土地購入に要した費用 既存の土地を整備することに要した費用																										
建物・その他の有形固定資産	建物の購入、改築・改装に要した費用 給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物付属設備の購入に要した費用 その他取得した有形固定資産の購入に要した費用など																										

調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意										
7	従業者数	<p>(1) 従業者数は、平成19年11月1日現在、又はこれに最も近い給与締切日現在で記入してください。</p> <p>(2) 長期欠勤者で、1か月以上いかなる給与も受けていなかった人は、在籍者であっても含めないでください。</p> <p>(3) 「事業所の従業者数」 事業所の従業者数について、以下に従って記入してください。 「個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」、「臨時雇用者」及び「総計」について、「別経営の事業所に派遣している人」を含めた人数を男女別にそれぞれ記入してください。 上記において「別経営の事業所に派遣している人」がいる場合は、「総計」の内数として、その人数を男女別に記入してください。 「総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人」がいる場合は、「総計」の右の別欄に、その人数を男女別に記入してください。 派遣として働いている人とは、労働者派遣法にいう派遣労働者のほか、在籍出向など出向元に籍があり出向元から給与を受けながら出向先の事業所で働いている人及び下請(請負業務)の仕事として働いている人をいいます。 従業者の各区分の内容は以下によります。</p> <table border="1" data-bbox="451 938 1422 1995"> <thead> <tr> <th data-bbox="451 938 699 974">雇用形態区分</th> <th data-bbox="699 938 1422 974">内容例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="451 974 699 1391">個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者</td> <td data-bbox="699 974 1422 1391">個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの事業所の業務に従事している人 無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している人 家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は常用雇用者欄に記入してください。 調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「3 個人経営」を選択した場合に記入してください。 したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「有給役員」欄から「臨時雇用者」欄に記入してください。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1391 699 1704">有給役員</td> <td data-bbox="699 1391 1422 1704">個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬、給与の支払いを受けている人 取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ役員報酬を受けていない人は除いてください。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1704 699 1861">常用雇用者</td> <td data-bbox="699 1704 1422 1861">一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人 平成19年9月、10月にそれぞれ18日以上働き、現在も雇用されている人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1861 699 1995">一般に正社員、正職員などと呼ばれている人</td> <td data-bbox="699 1861 1422 1995">常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人</td> </tr> </tbody> </table>	雇用形態区分	内容例示	個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者	個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの事業所の業務に従事している人 無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している人 家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は常用雇用者欄に記入してください。 調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「3 個人経営」を選択した場合に記入してください。 したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「有給役員」欄から「臨時雇用者」欄に記入してください。	有給役員	個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬、給与の支払いを受けている人 取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ役員報酬を受けていない人は除いてください。	常用雇用者	一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人 平成19年9月、10月にそれぞれ18日以上働き、現在も雇用されている人	一般に正社員、正職員などと呼ばれている人	常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人
雇用形態区分	内容例示											
個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者	個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの事業所の業務に従事している人 無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している人 家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は常用雇用者欄に記入してください。 調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「3 個人経営」を選択した場合に記入してください。 したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「有給役員」欄から「臨時雇用者」欄に記入してください。											
有給役員	個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬、給与の支払いを受けている人 取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ役員報酬を受けていない人は除いてください。											
常用雇用者	一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人 平成19年9月、10月にそれぞれ18日以上働き、現在も雇用されている人											
一般に正社員、正職員などと呼ばれている人	常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人											

・調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意												
7	従業者数 (つづき)	<p>(つづき)</p> <table border="1" data-bbox="451 349 1422 927"> <thead> <tr> <th data-bbox="451 349 699 389">雇用形態区分</th> <th data-bbox="699 349 1422 389">内 容 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="451 389 699 533">パート、 アルバイト など</td> <td data-bbox="699 389 1422 533">常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 533 699 654">臨時雇用者 (常用雇用者以外の雇用者)</td> <td data-bbox="699 533 1422 654">「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 654 699 730">総 計 (から の合計)</td> <td data-bbox="699 654 1422 730">「 個人業主」欄から「 臨時雇用者」欄に記入した従業者の総計(合計欄)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 730 699 927">総計(~ の 合計)のうち、 別経営の事業 所に派遣してい る人</td> <td data-bbox="699 730 1422 927">「 個人業主」欄から「 臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の事業所へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の企業で働いている人</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="451 987 1422 1167"> <tbody> <tr> <td data-bbox="451 987 699 1167">総計のほかに別 経営の事業所か ら派遣されている 人</td> <td data-bbox="699 987 1422 1167">「 個人業主」欄から「 臨時雇用者」に記入した人のほかに、他の会社など別経営事業所から出向・派遣されている人又は下請として他の会社など別経営の事業所からきて働いている人</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="435 1267 1015 1301">(4) 「 計量証明業務」の部門別従事者数」</p> <p data-bbox="488 1305 1439 1451">部門別従事者数については、「計量証明業務」に携わる従事者数(参照)を部門別に記入してください。1人で複数の業務を兼ねている場合でも、その人の主たる業務(例えば、就業時間数の多かった部門)で区分してください。</p> <p data-bbox="488 1462 1439 1608">() <u>従事者数</u>とは、従業者数(「 」欄の総計)から「別経営の事業所に派遣している人」を除き、「別経営の事業所から派遣されている人」を含めた人数をいいます。ただし、別経営の事業所から派遣されていても「計量証明業務」以外の業務に従事している人は除きます。</p> <p data-bbox="488 1659 1439 1727">この欄では、「計量証明業務」に携わる従事者数を記入して頂きますので、調査項目との関連では下記の関係による人数となります。</p> <div data-bbox="507 1749 1334 1910" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p data-bbox="544 1776 1297 1888">「 」欄の従業者数総計(~ の合計) - 「別経営の事業所に派遣している人」 + 「別経営の事業所から派遣されている人」のうち、「計量証明業務」に携わる人数(従事者数)</p> </div>	雇用形態区分	内 容 例 示	パート、 アルバイト など	常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人	臨時雇用者 (常用雇用者以外の雇用者)	「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人	総 計 (から の合計)	「 個人業主」欄から「 臨時雇用者」欄に記入した従業者の総計(合計欄)	総計(~ の 合計)のうち、 別経営の事業 所に派遣してい る人	「 個人業主」欄から「 臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の事業所へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の企業で働いている人	総計のほかに別 経営の事業所か ら派遣されている 人	「 個人業主」欄から「 臨時雇用者」に記入した人のほかに、他の会社など別経営事業所から出向・派遣されている人又は下請として他の会社など別経営の事業所からきて働いている人
雇用形態区分	内 容 例 示													
パート、 アルバイト など	常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人													
臨時雇用者 (常用雇用者以外の雇用者)	「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人													
総 計 (から の合計)	「 個人業主」欄から「 臨時雇用者」欄に記入した従業者の総計(合計欄)													
総計(~ の 合計)のうち、 別経営の事業 所に派遣してい る人	「 個人業主」欄から「 臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の事業所へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の企業で働いている人													
総計のほかに別 経営の事業所か ら派遣されている 人	「 個人業主」欄から「 臨時雇用者」に記入した人のほかに、他の会社など別経営事業所から出向・派遣されている人又は下請として他の会社など別経営の事業所からきて働いている人													

・調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意		
7	従業者数 (つづき)	部門別従事者数は、次の部門区分に従って記入してください。		
		部 門 区 分	内 容 例 示	
		管理・営業部門	<p>一般に総務、企画、人事、経理、予算などの業務に従事する者</p> <p>各種の計量証明業務の受注契約、委託者の意向を自社内の各部門へ伝達するなどの業務に従事する者</p> <p>有給役員のうち、「計量証明業務」を担当する役員は、ここに含めてください。</p>	
		技 術 部 門	一般計量測定	貨物の質量、体積などの測定について、計量器の整備、計量の正確さの確保、計量方法の改善など一般計量測定業務に従事する者
			環境測定	大気・水質・土壌の濃度、騒音・振動レベルなどの測定について、計量器の整備、計量の正確さの確保、計量方法の改善など環境測定業務に従事する者
			作業環境測定	有害な業務として指定された5区分の作業場()内における空気中の粉じん、放射性物質、鉛、有機溶剤の濃度の測定について、サンプリング及び分析(解析を含む)など作業環境測定業務に従事する者()6頁の、業務種類区分の表の「作業環境測定」に係る内容例示欄を参照してください。
			建物内測定	興行場、百貨店、事務所、集会所、図書館等多数の者が使用・利用する施設内の空気、飲料水の水質などの測定について、サンプリング及び分析(解析を含む)など建物内測定業務に従事する者
			そ の 他	上記に該当しない技術部門の業務に従事する者
		そ の 他	上記に該当しない計量証明業務に従事する者	